

令和5年第3回（9月）定例会

東伊豆町議会会議録

令和5年 9月7日 開会

令和5年 9月27日 閉会

東伊豆町議会

令和五年

第三回〔九月〕定例会

東伊豆町議会議録

令和5年第3回東伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（9月7日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○議会運営委員長の報告	3
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	13
楠山節雄君	14
西塚孝男君	29
栗原京子君	37
稲葉義仁君	49
山田直志君	57
○散会の宣告	73

第2号（9月8日）

○議事日程	75
○出席議員	75
○欠席議員	76
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	76
○職務のため出席した者の職氏名	76

○開議の宣告	7 7
○議事日程の報告	7 7
○一般質問	7 7
鈴木伸和君	7 7
須佐衛君	9 5
山田豪彦君	1 1 0
○議案第41号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）	1 1 9
○議案第42号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	1 3 2
○議案第43号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	1 3 5
○議案第44号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）	1 3 7
○議案第45号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）	1 4 0
○議案第46号 令和5年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）	1 4 2
○報告第2号 令和4年度東伊豆町健全化判断比率の報告について	1 4 5
○報告第3号 令和4年度東伊豆町資金不足比率の報告について	1 4 5
○報告第4号 債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）	1 4 7
○同意案第21号 東伊豆町教育委員会委員の任命について	1 4 8
○散会の宣告	1 4 9

第 3 号 （9月11日）

○議事日程	1 5 1
○出席議員	1 5 1
○欠席議員	1 5 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 5 1
○職務のため出席した者の職氏名	1 5 2
○開議の宣告	1 5 3
○議事日程の報告	1 5 3
○議案第47号 令和4年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について	1 5 3
○議案第48号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 5 3
○議案第49号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	

	について……………	1 5 3
○議案第 5 0 号	令和 4 年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ て……………	1 5 3
○議案第 5 1 号	令和 4 年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定につ いて……………	1 5 3
○議案第 5 2 号	令和 4 年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて……………	1 5 3
○議案第 5 3 号	令和 4 年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び 西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出 決算認定について……………	1 5 3
○議案第 5 4 号	令和 4 年度東伊豆町水道事業会計決算認定について……………	1 5 4
○散会の宣告……………		1 6 7

第 4 号 (9月27日)

○議事日程……………		1 6 9
○出席議員……………		1 6 9
○欠席議員……………		1 7 0
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名……………		1 7 0
○職務のため出席した者の職氏名……………		1 7 0
○開議の宣告……………		1 7 1
○議事日程の報告……………		1 7 1
○議案第 4 7 号	令和 4 年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について……………	1 7 1
○議案第 4 8 号	令和 4 年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて……………	1 7 1
○議案第 4 9 号	令和 4 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について……………	1 7 1
○議案第 5 0 号	令和 4 年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ て……………	1 7 1
○議案第 5 1 号	令和 4 年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定につ いて……………	1 7 1

○議案第52号	令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について	171
○議案第53号	令和4年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について	172
○議案第54号	令和4年度東伊豆町水道事業会計決算認定について	172
○陳情・要望書等の審査について		182
○議員派遣について		184
○常任委員会の閉会中の所管事務調査について		184
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について		185
○閉会の宣告		185
○署名議員		187

令和5年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和5年9月7日（木）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1. 3番 楠山節雄君

- 1) 車道外側線の整備について
- 2) 町道湯ヶ岡赤川線の今後について
- 3) 町長のトップセールスについて

2. 8番 西塚孝男君

- 1) 給食について
- 2) 旧稲取東海岸プール横の駐車場について

3. 7番 栗原京子君

- 1) ワクチン接種について
- 2) 軟骨伝導補聴器の導入について
- 3) 3歳児健診における目の屈折検査の導入について

4. 6番 稲葉義仁君

- 1) 国道135号線における観光客の安全対策について
- 2) 町内各区からの道路補修等に関する要望の取扱いについて

5. 14番 山田直志君

- 1) 出産・子育てについて
- 2) 補聴器購入への補助制度について
- 3) 気候変動への対応について

出席議員（12名）

1番	山田豪彦君	2番	鈴木伸和君
3番	楠山節雄君	5番	笠井政明君
6番	稲葉義仁君	7番	栗原京子君
8番	西塚孝男君	10番	須佐衛君
11番	村木脩君	12番	内山愼一君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木嘉久君
教育長	横山尋司君	総務課長	村木善幸君
防災課長	国持健一君	企画調整課長	森田七徳君
住民福祉課長	鈴木尚和君	健康づくり課長	山田義則君
健康づくり課参事	柴田美保子君	観光産業課長	梅原巧君
建設整備課長	村上則将君	教育委員会事務局長	齋藤和也君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福岡俊裕君	書記	榊原大太君
--------	-------	----	-------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様、おはようございます。

令和5年東伊豆町議会第3回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、令和5年度補正予算、令和4年度一般会計及び特別会計の決算認定などがそれぞれ日程に組み込まれておりますので、諸議案ともに十分御審議の上、円滑に議事を進行されますよう切にお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和5年東伊豆町議会第3回定例会は成立しましたので、開会します。

◎議会運営委員長の報告

○議長（笠井政明君） 議会運営委員長より報告を求めます。

6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） 議会運営委員会より、令和5年第3回定例会の運営について、協議した結果を報告します。

本定例会では、8名の議員より21問の一般質問が通告されております。一般質問について、時間は60分以内、一問一答式で行います。終了後、換気のため15分の休憩を取ります。

町長には反問権の行使が認められております。

なお、反問に要する時間は制限時間には含みません。

質問通告者の中で、3番議員、10番議員及び14番議員より掲示板使用の願いが、10番議員及び14番議員より資料配付の願いがそれぞれ提出されております。

本定例会の提出案件は、補正予算6件、報告3件、人事案1件、令和4年度一般会計決算認定及び特別会計決算認定がそれぞれ日程に組み込まれております。

議会からは、陳情、要望書等の審査結果及び議員派遣についての審議も予定されております。

すので、よろしくお願いいたします。

また、文教厚生常任委員長より令和5年第4回定例会までの期間において、移動支援事業についての所管事務調査事項届が提出されておりますので御承知ください。

なお、財政健全化に関する報告第2号及び第3号並びに一般会計及び7つの特別会計の決算認定につきましては、それぞれ一括議題といたします。

補正予算の説明につきましては、一般会計でおおむね200万円以上、特別会計でおおむね50万円以上で説明すること。会計管理者の決算概要の説明につきましては、歳入では、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額、歳出では、款、支出済額、翌年度繰越額、不用額とすること。水道課長の説明につきましては、従前どおりとすることを確認しました。

令和4年度の決算審査につきましては、一つの特別委員会を設置し、付託案件の審議を行います。

また、一般会計の審査におきましては、課ごとで行うことを確認しています。

決算審査特別委員会の報告は9月27日としますので、御承知ください。

以上の内容を踏まえまして、本定例会の会期につきましては、本日から9月27日までの21日間とします。

最後になりますが、議会運営委員会の所掌事務調査につきましては、本会議の会議日程等の運営に関する事項について、閉会中の継続調査としたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議員各位には、活発なる御審議と円滑な議会運営をお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告とします。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付したとおりであり

ます。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（笠井政明君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、10番、須佐議員、11番、村木議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（笠井政明君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの21日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。よって、会期は21日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（笠井政明君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査の結果に関する報告及び令和4年度各会計の決算審査意見書につきましては、既に送付しました。

議長の出席した会議等の報告については、お手元に資料を配付しました。

会議資料については、議員控室に置きますので、御覧いただきたいと思ひます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（笠井政明君） 日程第4 町長より行政報告を行います。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 皆さん、おはようございます。

令和5年第3回議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

定例会の開会に当たり、御挨拶を兼ね、行政諸般の報告をさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

東伊豆町では、これまでにまちづくりの目標となります第5次総合計画により各施策を推進し、一定の成果上げてまいりました。

一方で、平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、総合計画の基本部分である基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは、町の独自の判断に委ねられることになりました。

加えて、東伊豆町を取り巻く状況は激変しており、少子高齢化・人口減少が進展し、様々な課題が噴出する中、DX・AIなどの新技術や新しい発想を活用し、急速に変化する社会情勢に柔軟でスピード感のある対応を図ることが求められるようになりました。

この状況を踏まえ、このたび、現在の計画実施期間が終了するのに伴い、これまで策定していたまちづくりの基本的な方向性を示す指針を総合計画から東伊豆町まちづくり総合指針へ転換し、これまでの行政計画としての位置づけを、町民等と協働による行政運営という位置づけにシフトすることといたしました。

この総合指針を策定するためには、広く町民の皆様の御意見を反映させなければなりません。これまでに町民の皆様、また各種団体ごとに意見交換、ヒアリングを実施してまいりました。住民の皆様からの広聴の場となる、町長と語ろうまちづくりの会では、2回の開催により73名、各種団体ヒアリングにつきましては、8団体、112名の皆様から御意見をいただきました。

また、この総合指針を策定するために、公募等によりお集まりいただきました町民の皆様によって、未来創造委員会、まちづくり会議を発足いたしました。町民の皆様の意見を反映し、この委員会により総合指針を取りまとめていきます。

今後、総合指針の草案を作成いたしましたら、パブリックコメントや議会の皆様の御意見や提案を聞かせていただきたいと思います。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは次に、当町の経済状況の指標の一つであります入湯客数について報告いたします。今年3月から7月の入湯客数は18万7,067人で、前年対比で見ますと、約8%の増となりました。しかしながら、コロナ禍前の数にまだまだ達していないのが現状です。

今年の夏は、まさに酷暑と言うにふさわしい天候に見舞われる一方、海水浴目当てのお客様が芳しくない状況の上、お盆の時期に台風が襲来するなど、恵まれない条件もありましたので、夏季の入湯客数に響いている可能性もあります。また、外国人観光客の規制は緩和されておりますが、当町の様子を見ますと、あまり増えている様子がないため、引き続き、国内外を問わず訪れたい観光地として選んでいただけるよう、対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、今定例会で御審議いただく各会計における令和4年度決算概要につきましては、会計管理者並びに水道課長より上程時に説明いたさせますが、一般会計では、歳入総額65億6,695万9,000円、歳出総額61億1,125万9,000円となり、歳入歳出差引額は4億5,570万円でございます。このうち、翌年度に繰り越すべき財源が3,472万6,000円であり、これらを差し引いた実質収支額は4億2,097万4,000円でございます。

なお、歳入の根幹をなす町税の令和4年度決算における収納状況は、現年課税分の収納率が95.09%、現年課税分と滞納繰越分を合わせた町税全体では91.72%で、前年度を0.65ポイント上回る結果となりました。

課税面の主な概要は、個人町民税の現年調定額が前年度から1.58%、682万2,000円の増となり、固定資産税の現年調定額は、コロナ減免がなくなったことなどにより、23.47%、2億2,829万3,000円の増となりました。また、入湯税の現年調定額におきましては、社会経済活動の正常化が進む中、前年から38.53%、2,557万8,000円の増となり、コロナ前の8割を超える水準まで回復してきました。

町税を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いておりますが、良質かつ充実した行政サービスの水準を維持するため、歳入の根幹をなす町税の公平な負担に力を注ぎ、納税者の利便性向上を推進するとともに、今後も静岡地方税滞納整理機構及び賀茂地方税債権整理回収協議会などとの連携により、収入未済額の圧縮を図り、町政運営における貴重な自主財源確保と町民の信頼に応える納税秩序の維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、本年度の町表彰につきましては、各団体等から推薦いただいた方々を町表彰審査委

員会に諮問いたしましたところ、有功者2名を推薦する旨の答申をいただきました。例年、11月3日に表彰式を開催しておりましたが、今年度におきましては11月1日に表彰することを決定いたしました。昨年までと同様の感染症防止対策を行った上での表彰により、受賞者を祝福していただきたいと存じます。

次に、防災関係ですが、台風シーズンを迎え、当町においても災害が起こる可能性があります。町民の皆様におかれましては、各家庭に配布されている防災ハザードマップで自宅周辺の被害想定を再認識し、飛散のおそれのある物の固定や家の回りの点検を行い、食料、飲み水、衣類や常備薬等を事前に備えておき、すぐに持ち出しできるよう準備をお願いいたします。また、避難先は混雑を避けるため、町や自主防災会の避難所のみならず、親戚等の住宅等への分散避難についても御検討ください。

9月1日、1923年に関東大震災が発生してから100年目となる防災の日に、南海トラフの想定震源域西側で大規模地震が発生した後に、突発型の南海トラフ地震を想定した訓練を実施しました。訓練当日は、想定される国が発表する臨時情報に基づき、事前の準備、警戒体制に続き、地震発生の流れに従い、小中学生を含む住民など1,742人が参加し、各自主防災会単位での津波避難訓練、消火訓練、炊き出し訓練など、関係団体の御協力をいただき実施いたしました。

消防関係ですが、7月7日に東伊豆町消防団女性消防団員と東伊豆消防署職員による花火教室を町内幼稚園、保育園で行い、花火の安全な取扱いについて、実演を交えて子供たちに指導を行いました。町としましては、駿東伊豆消防組合と連携をし、消防、防災に関する訓練のほか、啓発活動も併せて実施してまいります。

交通安全関係ですが、7月11日から20日までの夏の交通安全県民運動が実施されました。11日には、交通指導員、学校及びPTA等の御協力をいただき、朝の街頭指導が行われました。御参加いただいた関係各位にお礼を申し上げますとともに、秋の全国交通安全運動が9月21日から30日まで行われますので、関係各位には重ねて御協力をお願い申し上げます。

次に、企画関係ですが、3月で閉園になった旧稲取幼稚園については、6月から8月にかけて開放日を設けて、町民の皆さんに自由に御利用いただきました。また、7月8日には、稲取と埼玉で2拠点生活をしながら作家として活躍されている大杉潤さんをお迎えし、人生100年時代におけるキャリア形成について講演を実施しました。現在、今後の利活用について検討していますが、年齢を問わず多くの方が集えるような場所にしたいと思っております。

移住相談会ですが、8月6日、8月19日に東京有楽町において移住相談会を行いました。

しばらくの間、コロナ禍で対面による相談会が実施できていませんでしたが、多くの方に相談にお越しいただき、移住に関する関心の高さが継続していることを実感いたしました。

ワーケーション促進についてですが、7月7日、8日の2日間、株式会社野村総合研究所の皆さんのワーケーションを受け入れました。当町のワーケーション環境を高く御評価いただき、今後の社内ワーケーション奨励地域として選定いただきました。また、8月20日から22日の3日間、地域おこし協力隊が企画、運営して親子ワーケーションを行い、5組12名の親子に御参加いただき、当町の自然の中で楽しい時間を過ごしていただくことができました。

さらに、今月はアウトドアワーケーションツアー、10月にはゴルフワーケーションコンペなどを計画しており、ワーケーションを入り口にした関係人口の形成に継続的に取り組んでいきたいと考えております。

稲取駅の改修についてですが、伊豆急稲取駅前の観光案内所がなくなったことをきっかけに検討を開始した稲取駅の活性化は、駅を町の玄関口として捉え、町の活性化につなげることを目的に、現在の売店や待合室のスペースにレセプションカウンターを設置し、さらにワークスペースなど整備する事業が10月から始まります。完成は2月中旬となる予定ですが、観光客の満足度だけでなく、町民の皆さんにとっても愛着を持っていただけるような駅を目指して、伊豆急行、観光協会、旅館組合とも連携をし、時代に合わせて段階的に変化していく駅として継続的に取り組んでいきたいと考えておりますので、町民の皆さんの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

公共交通の実証実験についてですが、高齢者の免許返納後の外出手段の確保やコロナ禍で低下した地域内での交流を活性化することを目的に、11月1日から12月27日までのおよそ2か月間にわたり、稲取地域で公共交通の実証実験を行う予定です。稲取地内に30か所程度のバス停を設けて、予約に応じて10人乗りの車両を運行します。電話での予約は前日夕方まで、スマホアプリでの予約は当日も可能とする予定で、料金は1日乗り放題600円となります。予約方法やバス停の場所などが全て確定しましたら広報しますので、よろしくお願いいたします。

実証実験でどれだけの方が利用するかによって、将来の公共交通についての考え方が変わってくるのが予想されますので、多くの町民の皆さんに御利用いただき、御意見等をお寄せいただきたいと思います。

次に、住民福祉関係ですが、マイナンバーカードの7月末現在の当町のカード交付累計数は9,616人、交付率は84.25%となります。ポイントの付与対象者は、2月末までにカードを

申請された方に限り、9月末までと迫っておりますので、忘れないように申請をお願いします。引き続き、多くの皆様取得いただけるよう努めてまいります。

東河環境センターし尿処理施設では、現在、大規模改修工事を実施しています。工事期間中も施設の運転を継続し、浄化槽汚泥等の受入れを行います。10月7日から11月3日と、11月25日から11月30日については搬入量制限の実施を予定しています。また、11月4日から11月24日については受入れ停止となりますので、浄化槽清掃を依頼する際には、お早めに業者に御相談していただくよう御協力をお願いいたします。

子育て関係につきましては、交流人口拡大、移住促進及び町内経済の活性化を目的とした保育園留学を実施しました。東京都在住の40代の父親と4歳児のお子様に参加され、6月18日から1週間の滞在予定を、環境が予想を超えてよかったため、さらに1週間延長して2週間の滞在となりました。利用目的は、奥様やほかの兄弟の2人が週末に来やすいように東京から比較的近い場所を選んだとのことでした。今後は、ホームページでの募集、オンラインサポートコンシェルジュの対応による町の魅力を直接伝えるPRをしていきます。

エネルギー・食品価格等の物価高騰に伴う子育て支援対策の一環として、令和5年4月1日現在、15歳以下の子供663人に、1人当たり3万5,000円の給付金を9月5日に振込いたしました。なお、公務員等申請が必要な方には通知を発送しますので、忘れずに申請をお願いいたします。

福祉関係については、エネルギー・食料品価格等物価高騰の負担が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、6月1日現在、住所があり、令和4年収入の住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を支給します。対象世帯2,100世帯に対し、7月末に通知を発送しましたので、申請をお願いします。また、この給付金は令和5年10月まで受け付けておりますので、支給申請がお済みでない対象世帯の方は申請をお願いいたします。

次に、健康づくり関係ですが、新型コロナウイルスワクチン接種関係では、重症化予防を目的に、65歳以上の方、64歳以下の基礎疾患を有する方及び医療機関等の関係者を対象に、役場庁舎と保健センターを会場として、7月26日まで18日間集団接種を行い、2,789の方が接種されました。今後につきましては、国の事務連絡を基に、秋開始接種としての準備を進めてまいります。

特定健診及び一般健診につきましても、生活習慣病の早期発見、重症化予防等を目的に、役場庁舎及び保健センターを会場に、集団健診を予定どおり実施しました。6月11日から7月19日までの20日間で、1,286名の方が受診されました。今後につきましては、9月3日か

ら12月22日までの期間で、9日間の集団健診を行う予定となっております。また、9月より健育会熱川温泉病院並びに康心会伊豆東部病院に御協力いただき、個別健診への対応も行っていきます。既に病院や人間ドックで受診されている方々からは、健診結果の提出を依頼するなど、引き続き受診率の向上を努めてまいります。健診の予約につきましては、コールセンター及びインターネットから予約できますので、御利用をお願いいたします。

受診後の対応についてですが、健診結果により特定保健指導や糖尿病性・腎症重症化予防など、保健指導を受ける必要のある方には、別途御案内しております。案内を受けた方については、健康寿命の延伸のため、御自身の生活習慣を見直す機会と捉え、ぜひ保健指導を受けていただくようお願い申し上げます。

健康増進事業ですが、7月30日には稲取ゴルフクラブ様の御協力により、今年も緑の早朝ウォーキングを実施し、72名の方が参加されました。好天に恵まれ、広々としたゴルフ場のコースを歩くこの企画は今年も好評をいただき、参加者からは継続実施を望む声が多く聞かれました。

次に、建設整備関係ですが、7月27日に片瀬地区、白田地区の皆様を対象に、白田川橋に関する地区説明会を開催いたしました。33人の皆様に御出席いただき、白田川に係るこれまでの経緯や状況などを説明し、御意見を伺いました。今後、地域にとって最もよい方向を検討してまいります。

次に、観光関係ですが、イベント関係では、8月11日には細野高原にて東伊豆アドベンチャーラリーが開催されました。2人から5人のチームを組み、数あるチェックポイントを通過しゴールを目指すタイムレース形式での競技で、県内外から52組、146人の参加がありました。当日は晴れて気温も高い中であつたようですが、おのおののペースで東伊豆の自然を笑顔で楽しんでいる姿が印象的だったと聞き、細野高原は大きなテーマパークや遊園地でなくても十分楽しんでいただける資源であり、恵まれた自然環境を今後も大事に守るとともに、活用についても摸索していきたいと思つたところです。

8月16日には、産業団体連絡会主催による納涼夜市が開催されました。当日はあいにくの天候となり、お盆の灯籠流しは翌日に延期されたため、来場者も少ないのではと心配いたしました。お子様を含め、帰省されている御家族や観光でいらしたお客様にも楽しんでいただけたとのことで、地域の活性化に寄与していただきました。今年度単発の計画となっているようですが、真夏の風物詩として定着させることもよい案ではないかと考えております。

観光地域づくり整備事業としては、今年度、北川温泉ねこさい広場の整備事業を実施して

おります。ねこさい広場にウッドデッキのテラスを設け、地域のイベントはもとより、昼夜問わずお客様に雰囲気を楽しんでいただけるような整備を行います。観光地として魅力を高め、リピーターも増えていくことを期待しております。

続いて、住宅リフォーム補助金ですが、8月末の実績で、補助額は438万円、実工事費では2,871万6,000円、件数としましては、31件、昨年同月と比較して1件の増となっております。継続して利用者の多い制度であり、物価高により落ち込んでいる地域経済活性化の一助ともなっておりますので、皆様に積極的に活用していただければと願っております。

今後の経済対策といたしましては、商工会によるプレミアム地域商品券の発行事業を計画しております。毎年度実施しておりますが、年末からお得に買物ができるような取組を行ってまいりたいと考えており、長引く物価高騰の流れにより生活に不安を抱える方々にとっても支援になればと思います。補正予算につきましては、今議会に上程させていただいておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

次に、教育関係ですが、学校関係では、コロナ禍で休止となっていた姉妹都市交流事業であります岡谷市との児童交流が、4年ぶりに8月3日、4日の両日、東伊豆町において開催されました。当日は町内の小学5年生41名と、岡谷市からは5、6年生21名が参加いたしました。暑さ厳しい中、熱中症対策には十分配慮しながら、初日にはアニマルキングダムの見学や宿泊した稲取小学校の校庭ではレクリエーションや花火大会を行い、2日目には、池尻海岸の岩場やプールで海水浴を楽しみながら交流を図りました。子供たちは、「2日間たくさん友達ができ楽しかった」と有意義な時間を過ごしたようです。御協力をいただきました関係各所の皆様には、この場をお借りしてお礼申し上げます。

同じく、8月上旬には、海外青年招致事業であるJETプログラムを活用した2人目の外国語指導助手が着任しました。今後、児童生徒の英語教育のさらなる充実が図られることを期待しています。

次に、8月2日に開催された賀茂地域の県立高等学校の在り方に係る地域協議会の場において、幼・小・中・高一貫性を持たせた東伊豆町における新しい教育スタイルについて提案をさせていただきました。また、その提案内容について、町民説明会を8月24日に役場大会議室において開催いたしました。今後は、静岡県教育委員会と協議をしていくとともに、学校教育環境整備委員会において調査・研究を進めていきたいと考えています。

次に、社会教育関係では、7月22日から26日の5日間にわたり、稲取小学校プールにおいて、小学1年生から3年生までの親子を対象に、親と子の水泳教室が開催されました。期間

中、20組、25名の親子が参加し、役場職員やスポーツ推進委員の指導の下、親子で水に慣れることや泳ぎ方を学んでいきました。

また、7月21日には、静岡県市町対抗駅伝競走大会の町内説明会を実施し、参加をお願いしている児童や生徒や社会人の方々に今年度の開催概要をお知らせしました。12月2日の大会に向け、暑さの厳しい時期ではありますが、8月22日から練習を始めております。

次に、水道事業関係ですが、現在、新白田浄水場の整備に向けて準備を進めておりますが、昨年度末に県が公表した白田川の洪水浸水想定を受け、これまで施設整備に対する影響を調査検討してまいりました。河津下田道路の建設発生土を活用し、建設予定地のかさ上げを行う計画としておりますが、それでも若干の浸水が想定される状況となっております。しかしながら、この状況を踏まえた上で、設備の配置や基礎の構造などに対策を施すことで、浄水処理については問題なく運用できると判断いたしました。このことから、本定例会におきまして、予算の組替えをさせていただき、引き続き事業を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

結びに当たりまして、朝夕は大分過ごしやすくなったとはいえ、まだまだ厳しい残暑が続くと思われますので、町民並びに議員各位におかれましては健康に十分留意され、御活躍されますよう祈念いたしまして、行政諸般の報告とさせていただきます。

○議長（笠井政明君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時05分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◎日程第5 一般質問

○議長（笠井政明君） 日程第5 一般質問を行います。

持ち時間は質問・答弁を含め60分以内で、本定例会は一問一答方式により行います。

また、町長の反問権については、議長の許可の下、行使することが可能です。

なお、反問権行使に要する時間は持ち時間60分に含めませんので、御承知ください。

◇ 楠 山 節 雄 君

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員より一般質問で掲示板の使用の申出がありましたので、これを許可します。

3番、楠山議員の第1問、車道外側線の整備についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 今回、3問通告をしてありますので、よろしく願いいたします。

1問目ですけれども、車道外側線の整備について。

過去に何人かの議員からも指摘がありました車道外側線について、その後、手つかずの状況にあります。児童生徒等の安全確保のためにも早急に整備すべきと考えていますが、以下についてお伺いをいたします。

1点目、町は今後整備についてどうしていくお考えか。

2点目、地域貢献を考えている個人や団体組織等に資材提供等で整備推進をしていくお考えは。

よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 楠山議員からの御質問であります。

まず、第1問目の質問として、車道外側線の整備についてということですが、まず1問の最初であります。町は今後どう考えているかということですが、令和元年度から少しずつではありますけれども、区画線工事を実は徐々にですけれども実施をさせていただいております。今年度は、稲取片瀬線の熱川温泉病院付近と、可能であれば湯ヶ岡赤川線の片瀬地内の一部を実施したいと考えております。今後は、熱川小学校周辺や旧稲取幼稚園付近など通学路を中心に実施していきたいというふうに考えております。

また、第1問目の2番目でもありますけれども、資材提供、ボランティアというところだと

思うんですけれども、資材提供等で整備を推進していく考えはどうかという話であります、一般論として、インフラの補修など、これからの時代やっぴりいろいろ協力してくださる個人や団体への資材提供、これ、資材を提供して事業を進めることができれば、コスト縮減や補修作業等の早期対応が可能になるケースも考えられることから、これ、ここ大事なんですけれども、安全面を担保できることを条件に、役場としても積極的にボランティア団体等についての資材提供を検討していきたいと思います。

今回の話題については、車道外側線ということなので、これはちょっと特殊な面があるかなと思ってまして、公道に白線を引くということですので、これ、直接作業の安全性という話もありますけれども、そこを今後使う方の安全性にも絡む話であるということで、規格や法的側面とか、あとは、今お話しした作業の安全面とか、その後の安全確保みたいなちょっと難しいところもあると思いますので、あとはペイントがどうやるかにもよるんですけれども、ペイント後の養生など検討すべき課題というのはあるのかなと思いますので、そのあたりをちゃんと考えながら検討していくことは可能かというふうに考えております。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） すみません、ありがとうございました。

冒頭にもちょっと申し上げたように、いろんな議員さんからもやはりこの辺の指摘はされてなかなか進まなかったということで、その要因というのはやはりお金もかかることですから後回しにされてきたのかなというふうな思いがあります。私がぱっと考えた中で町長言われたように安全面も含めて、やり方だとか、その道具みたいなペイントの部分だとか、検討しなけりゃならないということはいっぱいあると思うんですけれども、順次やってくれているということは、これでよかったなということではなくて、私はこんなこと考えたんです。取りあえずちょっと写真の説明その前にさせていただきたいんですけれども、4枚掲出をさせていただきます。こちらからみて左側3枚目は、小学校周辺の状況です。かすかに白線が確認できるかなという状況だったり、もうほとんど見えない状況、こういう状況ですので、冒頭申し上げましたように、児童生徒の安全安心というその部分の中で、こうしたところはやはり早急に手をつけなければいけない場所だなというふうに思って、町長から先ほど今年度こういったところを計画をしているよというお話しをお聞きをしましたけれども、この辺のやはり学校周辺というのを優先順位に私はすべきだなというふうに思いますけれども、その点ちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

間違いなく交通弱者といいますが、それは子供たちのみならず高齢者の方も含まれてくると思いますけれども、その辺を優先度を上げていくという考え方はあるかなというふうには思っております。

一方で、議員のほうからも財源がなかなかないんじゃないかというお話があつて、まさにそこはふんだんにあればということでもありますし、あと、一方で、今の時代たとえ財源があつたとしてもそれを施工する業者のマンパワーが不足しているということもどうもちらちら聞こえてくるということで、その辺をやはり総合的に考えていかなければいけないのかなと。

話は少しちょっとずれるかもしれませんが、町長になってからずっと感じていることなんですけれども、少子高齢化が進むという大きな課題を乗り越えていかなければいけないというその大きな処方箋の一つとしては、やはりオール東伊豆、町民それぞれがやることをやることによって、全体の幸福度が上がってくるのではないかなというふうに感じております。それを踏まえますと、議員御指摘の資材提供という考え方というのは私はすごくいいなと実は思っております、ちょっとしたことであればその地区の方でもできたりすることがあると思います。その辺を自分の地元のためにという思いで、ただ資材とかは役場が何とかするよといううまくその連携によって地域の安全度とか幸福度というのが上がっていけばいいのかなというふうにも今感じているところでございます。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

町長まさに言われたとおり、児童生徒だけじゃないんです。やはり高齢者的な視線も必要だということで、4枚目の一番右側がこれが旧道の秋永運送屋さんというんですか、おもちゃ屋さん、その近くを私撮らせていただいた。これは白線がある程度残っているような状況なんですけれども、こうしたところというのは、やはり通勤、通学に使われたり、あるいは近くにスーパーありますので、買い物に行かれたりということで、まさに高齢者の安全安心というその部分もやはり出てくると思うんですね。

町長言われたように、いいことだなというふうに思っているのは、私は協働というその考え方を取ったときに、クリーン作戦なんかがまさにその大きな一つだなというふうに思うん

です。やはり地域を皆さんでよくしていくということの中で、地域住民が参加をして周辺をきれいにしていく。過去には現物支給ということを見ると、生コン支給というそういうこともやはりやっていたときがあつて、地域で整備がされていない道路をそういう資材提供をいただいて環境をよくしていくという取組がされたということで、こうしたことを考えると、そういう地域貢献をしたいという個人や団体そうした人たちに資材提供というのはいいのかなというふうに思つて、今回提案させていただいているんですけども、町長の言うように、じゃ、今財調も16億ぐらいになって、比較的余裕ができていような財政状況かも分かりませんが、しかし町内見てみると本当に白線が消えているような、その延長といたら物すごいキロ数になると思うんです。なかなか、そこもやはり町の力だけでやっていくというのは私は違うのかな、これからはやはり地域の人たちが地域を守っていくという考え方の中でこうした取組をぜひ進めていただきたいなというふうに思っています。

町長言われるように、自助、共助だとか、持続可能なSDGs、こういう考え方にやはりこの部分というのは結びつけていかなければならないというふうに私は思っています。なかなかボランティア団体といっても、高齢のボランティア団体もやはり多いですから、何かどこかこう地区を選定をしてモデル地区みたいな形の中で手挙げ方式みたいなそういうやり方というのも一つの方式かなというふうに私は思っていますけれども、どうでしょうか。町長、その辺のお考えは。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

この間林道に行きまして、そこがまさに現物支給でコンクリートが支給されて整備されたところだったんですけども、国道のような仕上がりでは確かにありませんけれども、これからの時代というのは、最高級じゃなくてもその用事、安全性がある程度担保されて、機能が維持できればいいという考え方に転換を図っていくということももしかしたら大事なと実はその林道通りながら思いました。

それを踏まえて今の白線の話だけをちょっと考えると、御質問いただいて自分なりにちょっと調べたら、今市販の道路用のペイントが実はもう売られていて、役場でも確認を取ったら、公道ではないですけども駐車場とかだったら実際にそれを使って白線を引いているという話もありました。先ほどお話ししたように、道路については警察という話も関係もしてくるところもあろうかと思うので、その辺は、法律に準じながらとどこまでどういうことができるかというのは少し検討していこうかなというふうに今思っております。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

私もやはり道路関係ですので、警察の関わりがやはり出てくるのかなということで、警察のほうにも行ってちょっと確認をさせていただいたんですけども、あくまでも町道については、あるいは県道については、それぞれ管轄をする自治体のほうで管理をしていただきますので、白線については町道であれば町、県道であれば県が施工していただいて全く問題ないというふうなことで確認はしてありますので、その点は大丈夫だと思います。私もちょっとインターネットでペイントだとかいろいろ車道外側線の関係について調べてみたんですけども、やはりパソコンとはあまり得意じゃないものですから、町長の言われているように、それ専用のペイントというのをやはり発見したんですけども、ですからなんでしょう、やはり難しさ、安全面を確保しなければならないということがこれは一番だと思うんですけども、そのほかについては、建設課辺り関係するところの人たちの知恵なんかも借りて、ぜひその辺を進めていただけるとありがたいなというふうに思っています。私の住んでいる奈良本地区は、区辺りもあるいは奈良本を元気にする100人の会という会があるんですけども、そういう組織、それから私の同級生仲間なんかもやはり地域貢献したいよという考え方なんかもあったりして、そういう人たちというのはやはり奈良本地区の中でできた出来事なんかもやはり木が倒れたよ、側溝があふれているよというところ、自らが進んでそうしたところの改修を行っているような地域ですので、比較的こういうことの取組というのはしやすいのかな、区長さん当たりはなかなか区の役員も考え方がいろいろですから難しいよなんていうお話しも聞いていますけれども、ぜひこの辺は機会を捉えて積極的にそういう人たちとの関わりをもっていただいて、その人たちの考え方なんかも確認をするということもいいのかなというふうに思いますので、最後に町長そこをお聞かせいただけますか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

奈良本の歴代区長の中には自ら草刈りをやっている方がいらっしゃったような記憶もっているんですけども、御相談をしながら前に進めていくというのはとてもいいのかなと思って、役場としては多分白線を引いたときの幅とか、どれくらいの距離感が必要かとかというところはちゃんと確認をしながらやらなきゃいけないということと、あとは、実際に白線をまずはできるかどうかという話ちょっと確認をしなければいけないということと、あとは、

白線を引くときの安全確保というところについて、何かあったときの責任というところも出てくるので、そこはちょっとちゃんと詰めていかなければいけないのかなというところと、あと、プロがやらない、素人がやるからいいんですけれども、その分出来栄えに多分差が出てくるかなというところのことも含めて、ちょっといろいろ話し合いというか検討をしてもいいのかなというふうに思いましたが、そういうことができるようになると、また局面が変わってくるのかなというふうには感じているところです。

ありがとうございます。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、町道湯ヶ岡赤川線の今後についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 第2問目です。

町道湯ヶ岡赤川線の今後について。

入谷地区の農免農道の開通により、河津見高地区から奈良本豊寿園病院付近まで道路整備が完了いたしました。このことにより、別荘、マンション住民を含め、周辺住民の利便性は格段に向上いたしました。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

1点目、全体計画の中、現在までの進捗状況は。また、完成年度はいつ頃を予定しているのか。

2点目、事業推進には県の支援が重要だが、どのような協議が行われているのか。

3点目、一部中断となっている理由が周辺住民の反対からと聞いていますが、ルートは確定をしていますか。

4点目、観光客や地域住民の安全安心を考えると、完成後は伊東市への接続道路が重要との認識をしています。どのような取組を行っていきますか。

よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 2問目の答弁をさせていただきます。

町道湯ヶ岡赤川線についてということで、かなり長くしている事業だという認識はございます。最初の御質問ですけれども、進捗状況、あと完成年度というお話であります。現在

の町道湯ヶ岡赤川線の全路線延長というのは7,249メートルありまして、工区のうち6工区の工事が令和3年度に完了しております、距離にして3,869メートル、約53%が整備済みということになっております。未整備区間については、その残りということで、延長は3,380メートルとなります。当然ほぼ半分残っているということではありますが、この事業、先ほどお話ししたとおり、昭和63年から半島振興法による県代行事業として整備が始まりまして、35年が経過をしているということでもあります。課題はありますけれども、これなかなか諸課題ありまして、具体的にいつ完成というのはなかなか御提示できないという状況であります、課題はあるにしても、一日も早い全線開通に向けて取り組んでいかなければいけないのかなというふうに感じております。

また、2つ目の質問でありますけれども、県との協議ということでもあります。県との協議につきましても、まず町で実施設計、そして用地の内諾を得た段階で県と協定を結び事業化になるという段取りになります。実施設計の段階で、県も打ち合わせに参加していただき協議を行っていくということになっております。

3番目の質問でありますけれども、ルートについてであります。平成19年に概略設計を委託をさせていただいて、ルート案は幾つか出ておるので検討しておりますけれども、現段階で確定をしているというわけではございません。詳細設計に入る段階で用地を含め協議決定をしていくということになるかと思えます。

最後の4番目の話でありまして、伊東市への接続というお話であります。具体的にどのような取組をとるということではありますが、この間も提出をしたんですけれども、静岡県市町村道路整備促進期成同盟会を活用させていただいて、国県に対して大川から伊東市池地区に延びるバイパス道路の建設のための予算確保を要望しているところであります。また、伊豆横断道路の建設期成同盟会、伊豆横断道路のほうです。の期成同盟会におきましても、県道中大見八幡野線でよろしいんでしょうかね、のバイパス道路を要望しているところであります。幾つかのそういう会議体を通して何とか伊東のほうに向けられるようにということで要望しているところであります。

伊東市への接続道路については、現場に私自身も行きまして確認をしております。もともと私現場監督なので何となく分かるんですけれども、谷もあるし、伊東市側には確か別荘地のようなものもあってなかなか難しいのかなと、地形的にも高低差もあって、ここが一番難しいんですけれども、用地のほとんどが伊東市になるということで、難しい案件であるとは思いますが、国道135号線の代替道路として一つでも多くのルートがこれあったほう

がいいと思いますので、今言った要望の仕方も含め、必要なところに今後働きかけというのをやっていければというふうに考えているところです。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

町長から最後に出てきた代替道路みたいなお話なんですけれども、建設課のほうからこの資料をいただきました。この法線を見ると、本当に135号線の代替道路としての機能を有しているなという法線だけを見てもそう思ったんです。ともかく稲取地区はそれほど河津にちょっと境の辺りは急峻な場所がありますけれども、黒根を通り過ぎて大川までは本当に135号線急峻なところに面しての道路でこれ何回も土砂崩壊、あるいは倒木等で通行止めになった経過というのは本当に最近は特に多いんですけれども、そんなことを考えると、本当にこの道路というのはやはり災害道路的な観光の部分の活用というのものもあるのかも分からないですけれども、そうした面を本当に強く持っている湯ヶ岡赤川線だなというふうに思ってぜひ伊東への接続については町長言われるようにほとんどが伊東市の土地ということになってきますので、この部分については伊東市の理解をもらわなきゃならない。ですので、ぜひ首長として向こうのトップである市長さんとことあるごと話し合いをしていただくというそういう姿勢を見せていただきたいと思いますけれども、町長、どうでしょう。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まず道路というのは基本的にはつながらないと効果が100%発揮できないという認識ではあります。ただ場所によってですけれども、供用開始したところだけでも十分効果を発揮しているところもあろうかと思うんですが、ただやはり最終的には道路は全部つながらないと途中で切れているような道路というのはなかなか効果が発揮しづらいところがあるというのは十分認識をしております。

隣の伊東市への働きかけということで、決して両自治体の間は別に良好でありますので、そこはしっかりと話しをしようかと思っておりますが、ただその前に当町としてどういうルートでいくかというのがやはりちゃんと決めてからでないと、なかなかお願いをするにもしっかりしきれないというふうに思っておりますので、多分大川から伊東に抜けてのルートはどうするかというところが、そのまま橋梁というようなものを造って莫大な資金でやっていくのか、それとも少し迂回をしながらうまくほかの道につなげていくのか等々の検討とい

うのは全くやっていないわけではないんですけども、そういうことについては、タイミングを見て検討をしっかりと進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） すみません。湯ヶ岡赤川線からその先のことで、その話しになっていきますので、ちょっとあと少しそこを触れさせていただきたいなと思います。

町長と語ろう会を2回実施をしています。私は城東地区のほうの地域に出席をさせていただいたんですけども、そこの地域のほとんどじゃなかったと思うんですけども、本当に多くの地域からこの湯ヶ岡赤川線の早期完成を望むという声はやはり上がっていましたよね。ですので、やはりこれは最終的には伊東市へ続く道路の完成ということで住民とするとその辺を望んでいることじゃないかなというふうに思って、あそこがつながるとただ防災的な部分のこの利点だけじゃなくて、大川から三島方面、駿豆のほうに通勤されている人たちの道路としての活用というのも出てくるでしょうから、そういう意味で考えると、人口流出だとかそういうものの防止にもつながってくるのかななんてそんな思いもちょっとしたんですけども、その辺の考え方というのはどうなのでしょうね。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません。本体の湯ヶ岡赤川線について大体53%が完了しているということで約半分が残っているということなんですけれども、先ほど少しお話ししたように、なかなか道路一つ通すに当たっては、大体課題になるのが用地買収、用地の確保、当然周辺住民の方々の合意形成を図りながら用地を確保して計画を立てて進んでいくという、順に追っていかなきゃいけないということと、あとは、私土木の技術屋なんで思うのは、技術的な難易度みたいのがあって、単純にまっすぐ何もなくて道路を引くならまだいいんですけども、やはり急傾斜地とか、要は地盤があまり強固ではないところに道路を造るときとか、あとは谷をまたがなきゃいけないと、先ほど少し伊東のところでお話しをしましたがけれども、橋梁をかけなきゃいけないというとき等、なかなか技術的な課題もクリアしていかなければいけないということで、多分トータル的に遅れているのではないかなというふうに認識をしております。

ただ、一方で、個人的に今先ほどお話ししたように道路というのはやはりつながったほうが良いという認識があるので、そこはそういう問題をクリアをしながらなるべく早く完成に向けて取り組んでいければいいなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、湯ヶ岡赤川線未整備の地区というか線が半分ぐらい残っていると、町長言われるように橋をかけたり、あるいは急峻なところを通させるルートだとそれなりの技術困難性というのがやはり高まってくると思うんですけども、これはあれですか、詳細設計までは町のほうでルートを確定をさせて行うのか、それとも県との協議の中で、こういうルートを行きたいよということでその詳細設計的なものは県の土木のほうにお願いをするのか、その辺のちょっと流れみたいなものを教えていただけますか。というのは、私が土木のほうにうかがってお伺いをしたときの答えは、ルートはある程度町のほうで決めていただくと、あともう設計、用地交渉、そうしたものについては、県の土木のほうで行うというふうなお答えをいただいたものですから、私は町がもうルートを確定をしていくというその部分かなと思ったんですけども、そこが分かればちょっと教えてください。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） ルートとあと県との協議の関係なんですけれども、今楠山議員話がありましたけれども、実際のところ県のほうではお願いするには、まずある程度ルートを決めて、詳細設計と用地の内諾ですね、最終的に用地のほうの買収というのは県のほうがやってくれるんですけども、その内諾を得るところまでは町が実施して、ですので詳細設計と用地の確認、それは町のほうの仕事、それが固まった時点で県のほうと協定を結んで事業を実施するという形になっておりますので、町のやらなきゃならないのは詳細設計と用地の内諾です。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） そうしますと課長、町長言われるように困難性みたいなものというのがあるじゃないですか。で一旦決まっていたルートが地権者というか、周辺の方のやはり同意がなかなか得られなくてそこが頓挫してしまっているよということで、新たなルートをやはり探さなきゃならないんですよ、町が。その行動を早く移さなければなかなか難しさというのはいっぱいあると思うんですけども、その辺の動きというのはどうでしょう、今現在そういう動きをしています。課長ちょっとお聞かせください。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） ルートのほうなんですけれども、一応平成19年の概略設計である程度のルート案はつくってあるんですけれども、そのルート案に乗った形、ほぼほぼ現道に乗かっていくような形の案にはなっているんですが、一部近いところを通ってほしくないという話もあったりして、幾つか案をつくって検討はして、大体1本のラインはできているんですけれども、そのこの用地の部分につきましては、まだ正式な話をしていない部分もあります。今奈良本の豊寿園さんの上のところまでできてまして、今大川側のほうに移ったんですけれども、用地の関係で一番進めやすい部分からどんどん進めていこうというのが県との話の中でもありまして、6工区という形で大川側を先に着工して、次手前側に動いてくる予定なんですけれども、まだ正式に用地のほうもこれからという形になりますので、今後また進めていければと思います。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 課長あれですか、これは詳細設計については建設課の技術的な職員でなくて、ある程度設計コンサルタントみたいなのところをお願いをしてこれらをつくり上げるということですよ。

本当にそういうことになると、まずルートの確定が必要になってくる、それにはやはり用地の買収というのが伴ってきますので、こうしたことは地元の例えば区長さん辺りを巻き込んで用地の交渉なんかのお願いをするという、そんな考え方というのは全くないんでしょうか。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） その地元区の方区長さんにもできれば一緒に入っていて、お願いできればと思うんですけれども、先ほども昭和63年からということで、その工区に入るのがどのタイミングになるというのは当然ありますもので、またその実施設計組む段階になろうかなと思う、前後その前になろうかと思うんですけれども、区の方にも説明も必要ですので入っていただいて、用地等の話もできればなど考えます。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

これ一般論ですけれども、道路の建設に当たっては、ルート選定というのが大体国道とか国のレベルだと3つぐらい案を出すんですけれども、それで住民の方の御意見を聞いたりし

て最終的に決めるんですが、ただその段階ですら幅をもたせるんですわざと。明確にここに道ができるというようなものについては、これやはり扱いについては十分注意しなきゃいけないというふうに認識しておりますので、そこも配慮しながら同時に地域住民の方の説明というのはちゃんとやるということで、難しい、何というんですかね、非常に矛盾というか難しい扱いになると思いますけれども、ある程度情報はある一定期間まではあまり変に出ないようにしながら、かつでも地域住民には御理解いただけるというようなことを多分行政としてはやっていくんではないかなと思っています。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 最後ということで、町長言われるように3案ぐらいのものをつくって、やはり区長さん辺りの役員さん方と話しをしてこうしたところの用地を交渉していかなきゃならないというお話、この辺の話詰めていかないと今用地交渉をしやすいところ、大川地区のほうから反対に進めているんだけれども、そこは最終的には行き詰まるわけです。だからここはどうしたってクリアしなければならない部分でしょうから全線開通に向けて、その辺の動きを積極的にやっていただければと思いますけれども。

○議長（笠井政明君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

先ほど私が3案といったのは、あくまでも一般論の話を言ったので、この湯ヶ岡赤川線について全く同じようなやり方をするかということについてはちょっと私もまだ把握はできていないんですが、ただ、同じように幾つかルート案を設定して、それを地域の方々に聞いて、それである程度ルートを絞ってやっていくということには変わりないと思います。

ただ、どの段階でやっているのか、これからやるのかということについてはちょっとまだ把握できていないんですが、そういうルート、そういう手順を追うということは間違いな

と思いますが、あとはそれをどのタイミングで地域の方々に要は当事者だけにまず話す段階と、それを広くあまねくお話しをする段階いろいろあるかと思いますが、そこは的確に状況に応じてやらないとちょっと混乱を来す可能性もあるので、十分注意してやりたいなと思っております。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問、町長のトップセールスについてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 3問目です。町長のトップセールスについて。

インバウンド対策を中心に積極的なトップセールスを展開していますが、以下の点についてお伺いいたします。

1点目。先に行われた4月末のレインボーディスコクラブは多くの来遊客で賑わいを見せ、観光、飲食、直売所等大きな経済効果があったと認識をしていますが、6月の定例会の行政報告で述べていた内容は継続していただければと願っていますとしていて、言葉的には消極的に映りましたが、主催者に対してトップセールスを行うお考えは。

よろしくお伺いいたします。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問の御答弁申し上げます。

レインボーディスコ4月の末ですかね、ゴールデンウィークの前のタイミングで毎年開催をしている結構大きなフェスと言われているイベントなんですけれども、御質問のとおり、レインボーディスコクラブは連休直前に本当に多くのお客様がやってくるイベントとして開催をされておりまして、コロナ禍の中で中断するときもございましたけれども、今年もやりましたし、毎年恒例行事として随分定着をしてきたという話でございます。

聞くところによると、国内よりも海外の認知度が高いという諸外国からは非常に注目を浴びているんじゃないかという話もちょっとあったりしてとても重要なイベントだというふうに認識しております。

今年のイベントの参加者についても、主催者発表では1日3,000人、3日間ありますので、延べ人数でいうと1万人近くの当然大きな効果だと思いますけれども、1万人近くの方がこの東伊豆に来てると。なおかつ、外国人の方の比率が結構高いということで、当町にお

いてはインバウンドをなるべく増やすということも考えている中で、とても有効な手段ではないかなという思いもございます。

御指摘の6月定例会の中での表現についてですけれども、私自身そんなに消極的なことを言ったつもりは実はないんですけれども、何を言ったんだろうとちょっと思いまして議事録を確認をさせていただきました。見ると、町民の皆様の御理解の下継続していただければというような表現で、これこのイベントというのは実は屋外のイベントで音楽のイベントであるということで、いつも騒音の問題が結構御指摘をいただく、そんなに数は多くないのかもしれないかもしれませんが、そういう御指摘をいただいている。役場としても、こういうような町民からの声については十分配慮しているつもりですけれども、イベントに対して町民全員が安心感をもっているかというところとそうじゃない部分もまだちょっとあるのかもしれないと。騒音への苦情とか、今お話ししたように、外国人がいきなりある日急に東伊豆に外国人がいっぱい歩いているという状況というのはなかなかないということで、皆さん慣れていないというところもあろうかと思いますが、そういうような不安というのが治安というか、ちょっと不安なことを言われる方もいらっしゃるという中で、町民の皆さんになるべく御迷惑をかけないようにというようなそんな思いをにじませた表現だったということで御理解をいただければと思います。主催者に対するこちらのスタンスであります、町としても実際にシャトルバスの運行とか、あとは駐車場の整理とか、不測の事態への対応のために職員を配置させていただくなど、全面的に協力体制を築いているところです。

次年度の開催につきましても、先日も主催者来まして報告を受けましたけれども、既にそのときも話しましたけれども、また来年もよろしくお願ひしますというような話がありますし、私のほうからはイベントのチケットをふるさと納税の商品として扱えないか、これ結構単価高いのでなかなか効果的かなという思いもあってそんな御相談もさせていただいている中で、今多分町とイベントの主催者のほうでその辺の調整というか検討をしているところだと思いますけれども、それからも現れていますように、町としてもこのイベントを積極的に活用していくということには間違いはないと思っております。引き続き主催者側と連絡をしっかりと取りながら開催をしていくと、開催をするならより面白い、そして町にもメリットがあるような方向を目指していきたいというふうに考えております。

- 議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。
（3番 楠山節雄君登壇）
- 3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

この表現の仕方は言葉尻というかそういう表現になっているから、町長が積極そうしたところに関わりをしないということではないなというふうには思っていましたけれども、確認の意味でさせていただきました。私が心配したのは、本当に港の朝市ですとか、こらっしえ、それから宿泊産業からも本当に賑わいを見せたねというふうなことでお聞きをしていましたので、こうしたことがよその地域に取られてしまうという心配性がやはりあったんです。こんだけ地域を活性化をするイベントをほかの町に持っていかれるというのは大変だなというふうに思った。だから町長がもう自らビッグネームじゃないですか、岩井茂樹という、そこを活用するというのが私は必要だなというふうに思ったので、今回取り上げをさせていただきました。

最後にちょっと町長に確認をするんですけど、今回のこういうイベントですとか、キンメマラソンなんかも本当に多くのお客さんが来てくれて宿泊も伴う地域の活性化につながっていくようなこうした主催者に対しても、ぜひ御礼を含めてぜひ継続をしていただきたいということも伝えていただきたいなと、やはり町長自ら御礼をするのと私らがああ御苦労さんというのとはもう全然向こうの取り方と意味合いがもう違うでしょうから、ぜひそうした方とも積極的につながりをもっていただきたいと、その中で、いろんな意見提言みたいなものがもしかしたら出てくるかも分からないです。町がそうしたことの支援ができればさらに活性化ができるというのは、その方と話しをしたときには、楠山さん、フルマラソンをやりたいという人たちがいっぱいいるんですけども、そのフルマラソンを実施をしているところがそんなに多くないと、東伊豆町でもそういうフルマラソンを実施すると、すごい経済効果になるねというふうなこともお伺いをしましたので、例えば、そういうことを実施をすると今の既存の団体の人たちだけではなかなかやりきれないということで、町がそうした支援も含めてできることがあるんじゃないかなというふうに思ったもので、ぜひそうした人たちともコンタクトを取ってそういう意見提言みたいなものを聞いていただければなというふうに思いましたので、町長、最後そこをお聞かせください。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

レインボーディスコについては、主催者の方にちゃんとその後の報告というか、あと来年に向けての話もしているということと、あとキンメマラソンについてもちゃんと報告は受けて、報告というかその後にちゃんとお話しをさせていただいて、良好な意見交換をさせていただいているという中で、もしそういうようなアグレッシブな提案があれば、町としてど

ういうことができるかというのは当然検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（笠井政明君） 以上で、楠山議員の一般質問を終結します。

この際、11時15分まで休憩とします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開いたします。

◇ 西塚孝男君

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員の第1問、給食についてを許します。

8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 私の質問は2問からなっていますので、ひとつよろしくお願いします。

1問目、給食について。

東伊豆教育の中で望ましい食習慣の育成と豊かさを培う給食とあるが、以下の点について伺う。

1、幼稚園の給食を見て、器が大きくてご飯や汁物の器を持たず、置いたまま食べていた。なぜ幼稚園児に合った器に変えないのか。

よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

○町長（岩井茂樹君） この案件につきましては、学校給食に関わることですので、教育委員会のほうから御答弁願いたいと思います。

○議長（笠井政明君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） 西塚議員の第1問、給食については、7月4日、文教厚生常任委員

の委員の皆さんで幼稚園の視察に行っていたら、その中で、給食の試食もしていただいたことを受けての質問だと思いますので、それにお答えいたします。

幼稚園の給食につきましては、今年度の幼稚園統合に合わせて提供を開始することとなったため、令和3年度から給食の運用や施設整備について検討をしてまいりました。配膳の方法や、給食の量などについて、旧稲取、熱川幼稚園交流時にお試し給食を令和3年度には3回、令和4年度に17回実施した中で、園児の様子を見ながら事務局、給食センターの栄養士も立ち合い現場の幼稚園の先生方と様々な視点から協議をした結果、現在の大きさの食器で十分使用が可能であることを確認したところです。

ただ、議員の御指摘のように、幼稚園児には食器のサイズが少し大きいのではないかなという懸念もあったため、施設整備についても調査したところ、現在の給食センターの洗浄機では、サイズの小さい食器に対応できないため、洗浄機の更新が必要になり、機器の更新には多額の費用が生ずることも判明しました。

なお、食器につきましては、令和5年度に給食センターの食器の更新を検討していたところ、企業版ふるさと納税により、令和4年度末に購入することができ、現在使っておるのは新しい食器で迎えることができました。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 前のとき、小学校の給食を数年前見たときもやはり器のことだったんです。そうしたらやはり今のような回答がきて、今度は幼稚園を見たらまた同じ、日本人の一つの道徳・箸文化、いただきます、ものを食べる、そういう中で、いわゆるこの教育行政の基本と重点の中に、幼稚園の教育は生涯にわたって人格形成の基礎を培う、やはりそういう幼稚園というのは、日本人の持っている箸文化、そういうものの基本になるところじゃないかなと思うんです。どうですか町長、思いませんか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 多分多感な子供の時代、成長期における食というところも大変重要な位置づけにあるとは思っております。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 本当にいわゆるイギリスの騎士道でフォークとナイフ、日本の武士道

という中でもやはりそういう中の一つの日本人が持っている大切な箸を使ってのマナー、そういうものが今先ほど海外の方が今非常に来ています。で、その人たちの御飯の食べ方というのは。これを見てやはり日本人の教育って正しかったなど非常に思うんです。それはちゃんと物事を殺生したものをいただいて、ちゃんと食べる。そういう中で器を持ってちゃんと一つ一つをかみしめて食べる、そういう子供のときからの教育しなかったらこれは何年か経ったら……そこのところを懸念してこういう今日の質問しているんですけども、教育長どうですか。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 箸の持ち方一つにしても、器を持って食べるということに関しても、幼稚園の段階だと本当に3歳から4歳、あるいは6歳までの子がいる中で、なかなか成長段階においてしっかり箸を持つこともまだまだならない子もいます。で、トレーニング箸を持ってまずは箸の使い方をしっかり覚えましょうという段階から入り、食器を持って食べましょう。で、しっかりそうやって顔を近づけずに食べられるという段階があるもので、なかなか議員の方々が見に行った7月の段階で全ての幼稚園児がしっかり箸を持って、器を持って食べることまでできていたかどうかちょっと自分は分からないんですけども、もしかしたらできていなかったかもしれません。

今回の質問を受けて、小中学校の校長先生に小中学生はどうということを見ていただいたら、ほとんどの子ができています。たまにおしゃべりに夢中になって、器を置いたまま食べてしまっている子もいるようですが、9割あるいはそれ以上の子供たちがしっかり箸を持ち、器を持って食べる事ができているそうです。幼稚園の先生にも聞いたところ、徐々にできていって、年中さんの後半から年長さんには、もうほとんどそれができているということです。ので、よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） だから、やっぱり合った器というのは必要じゃないかと。前は小学校1年生のを見て、今回幼稚園生を見たときに、やっぱり幼稚園先ほど言うように、3歳から6歳、そういうときからやっぱりものを教えていかなかったら駄目じゃないかなと。ただお金がかかると、じゃ、洗浄機の器を入れるものを機械を変えなくても、その中を変えてもできるのか。そういう工夫だってあるのではないかなと思うんですけども、この前聞いたら幼稚園生三十何人でしたっけか。そのくらいの数で先生を入れても50人ぐらいのものだった

ら、違う全部を換えなくてもそこだけのものでもできるのかなと思うんですけども、どうですか。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 実際、今日ちょっとその食器を持ってきたんですけども、実際メニューにもよるんですけども、これが汁物を入れるものです。あるいはこれに御飯が入るときもあります。あるいはこれがおかずの皿、これがフルーツとか副食が入る場合もあります。これがちょっと大きいようには感じるんですけども、グラム数にすると78、80グラムないです。これが114グラム、これが60グラム、全部足しても700グラムいかないんですよ。年長さん、年中さんはこれを持って自分の席まで行きます。配膳してもらったものを持って。年少さんに関しては、そこまでまだちょっとできないもので、先生方が机まで持って行ってくれます。そのときに、やはり幼稚園生ですと、まだ自分のを持っていく段階で、ちょっと集中力が切れて誰かとおしゃべりなんかしてしまうと、ぐらついてこぼすこともあります。これが今この器ですので、実際見ていただくと分かると思うんですけども、この器の半分ぐらいにしか汁物はいりません。そうなることばれにくいんです、逆に。これが器が小さくなっちゃうと、こぼしてしまいます。あるいは、この中に入る御飯の量も80グラムだったかな、80グラム、見ると分かるんですけども、非常に少なく見えます。そうすると、人間の心理は面白いもので、大きい器の中に少ししか入っていないと食べ切れるんです。幼稚園生でも食べ切れちゃいます。自分も何度かお試し給食を見に行ったときに、あの子が全部食べているというふうに幼稚園の先生が言うのを聞きました。というのは、大きい器の中に少ししか見えないです。それは少ないわけじゃなくて、幼稚園生の適量なんです。それが食べ切れる。飲むときも、これを幼稚園生ですと、ぐっといくんですよ。それが小さい器でぐっといくと多分こぼします。大きい器の中に半分ぐらいしか入っていないと、顔を近づけてしまうんですけども、うまく飲めます。

そんなことも考えたときに、あえて小さくする必要はないな。もちろん洗浄機を換えるときに見積りを取ったんですけども、2,500万以上のお金がかかります。だからというわけではないんですけども、それだったら、これで慣れて、次第に手に持って、しっかりと食事ができるように指導していったほうがいいのではないのかなというふうに考えました。

あるいは、これが提供される箸なんですけれども、これもやっぱり子供によってはうまく持てない子がいます。ですので、トレーニング箸といって、こうやって指の形になるようなものを家から持ってくる。あるいは、スプーンなどもそうです。これもちょっと大きいよう

だったら家から持ってきてもいいよということにしてあります。なので、多少本当に年少さんの入園したばかりの子供にとってみると、ちょっと重かったり大きかったりはするんですけども、様々な視点から見たというのは、そういうことも含めたところで協議をして、この現在の小中学校と同じ器を使っています。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 今見たのをこの前見ましたけれども、メニューによっては器の大きさが皆違ってきますよね。全部がその器ですか。違いますよね。全部そうですか、中学生も全部。この前見たのは結構大きいもの、あれは何だったんだろう。大きい器だったですね。

それはいいですけども、本当にいわゆる自分らの子供るとき、よく「三つ子の魂百まで」と言われて、おじいさんにはそういうふうに教わってきて、今若い世代のお父さん、お母さんが、なかなか一つのしつけとか、教育そういうものができていない。できてきていない人が多くなってきて、そういう中でやっぱり学校というのは、いわゆる子供それは個々の子供かもしれないけれども、この町の子供であって日本の子供であって、そういう子を育てていかなければならないという教育の場であるから、やっぱり先ほど言ったように、日本人でよかったなというのは、そういう文化、そういうものを子供のときからちゃんとしていて、食べ方のきれいさというのをやっぱり教育として教えていくのが正しい教育かなと思うんです。小さい、御飯は3回食ううちの学校は1回だと言うんだけれども、そうではなくて、町の子供を育てるんだという意識の中で、食べ方一つにしても教育にしても、子供たちの教育というのは大切なことだから、しっかり守ってやってもらいたいなと思っています。

以上です。

○議長（笠井政明君） 答弁はよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、旧稲取東海岸プール横の駐車場についてを許します。

8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 2問目の旧稲取東海岸プール横の駐車場について。

駐車場にホテルの宿泊客の車を止めているが、以下について伺う。

1、町は駐車場を貸しているのか。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 西塚議員に対して第2問の答弁を申し上げます。

駐車場を貸しているのかということでございますが、旧稲取東海岸プールとその周りの駐車場用地につきましては、土地としては海岸空地と今なっておりますので、東海汽船さんが大島航路の定期便を運航していた時代から町が占有をしております。

現在は、例えばEASTDOCKでのイベントとか、あとは春のちょう椿まつりのときの大島航路臨時便が運航するときとか、駐車場として活用をされているという状況であります。町がそのほかどこか特定の施設や個人に対して貸出しをしているということはございません。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 自分はなぜこういう質問をするかということ、近所の人たちがいわゆる夏よそへ行っている人たちが帰ってきたときに、駐車場に止めようと思ったら、あそこがずらっと全部他地区の車で埋まっていたと。置こうとしたら、そこは使うからとか言われたりしたという話を聞いたとき、孝男さん、あそこ町は貸しているんですかと言われたんです。いえいえそんなことはないと思うけれども、確認してみますよという中で、1回前自分があそこのところ、東プールのところに公園を造ったらどうかというような質問をしたときに、町長がいわゆるつるし雛のときに、あそこにはホテルのお客さんのためにバスを置くから、あそこはというような答弁をしたと思うんです。それで、ホテルの人が勘違いして、あそこへ全部置いているのかなと思ったんですけれども、町長、記憶はありませんか。

○議長（笠井政明君） 町長。

正確にもう一度どういう認識か教えてもらえますでしょうか。つるし雛のときにちょっとよく分からないんですが、すみません。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） つるし雛を見るときに、天王さまのほうのむかい庵とかあっちへ行くときに、バスで来たお客さんをこらっしえのところまで送り切れないから、あそこに置くとかという話をしたんですよ、だから空けておくような。

○議長（笠井政明君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時34分

再開 午前 11時35分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開いたします。

町長。

○町長（岩井茂樹君） 事前に明確に通告をいただければ、しっかりと議事録も取ってあるんですけども、急な話だったので、ちょっと不鮮明なところありますけれども、何となく言ったとすれば、町として重要なイベントごと、雛のつるし飾りとか、そういう素戔鳴神社の雛壇とか、そういう重要なときに観光客とか、そういう方々が不自由のないように駐車場を提供するということはあり得るみたいな話をしたかもしれませんが、日常的にある特定の先ほどお話ししましたように、施設とか個人とか企業さんにお貸しをしているというそういうふうにしたつもりは全くありませんので、もしそういうふうを受け止めているところがあるとしたら、それは間違っていると思います。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） では、普通に地元の人が東町の人たちがあそこを自由に使っていいというような形でいいですよ。もう一度確認しますけれども。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 町が占用している土地ということであるので、基本的には町民の方々があるルールがあるのであれば、そのルールにのっとって使用していただくということについてはいいと思いますが、臨機状況に応じていろんな対応が出てくるのかもしれませんが。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） ホテルの方がマイクロで来て、ばっとそこを使いますからどいてくださいと言われたときでも、ここに置きますよということも言ってもよろしいですよ。

○議長（笠井政明君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 37 分

再開 午前 11 時 40 分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

8 番、西塚議員。

（8 番 西塚孝男君登壇）

○8 番（西塚孝男君） 町としては、イベントとかそういう何かあったときには、そういう形で使うけれども、ふだんは常識のあるそういう形の中での使い方ということでよろしいでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 一つ言えるのは、町が占有している土地でありますから。町全体の公共の利益的に資するものであれば、町はそういう使い方をする可能性は大いにあるし、今までもそういうふうな視点で使っていたかと思います。その他の細々した点については、この場で言及するのはちょっと避けたいと思います。

○議長（笠井政明君） 以上で西塚議員の一般質問を終結します。

この際、午後 1 時まで休憩とします。

休憩 午前 11 時 41 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

8 番、西塚議員より発言に対する訂正の申出がありましたので、これを許可します。

8 番、西塚議員。

○8 番（西塚孝男君） 海外の方の食事のマナーについて、不適切な部分がありましたので、訂正させていただきます。

◇ 栗原京子君

○議長（笠井政明君） 午前に引き続き一般質問を行います。

7番、栗原議員の第1問、ワクチン接種についてを許します。

7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） それでは、通告に従いまして、今回3点についてを質問させていただきます。

まず1問目、ワクチン接種についてを伺います。

私たちの身の周りには、細菌やウイルスによって引き起こされる様々な感染症があり、ワクチンはこれらを防ぐために最も有効な手段と言われている。

そこで、以下のワクチンについて町の対応を伺います。

1、子宮頸がんワクチンの男性への接種について、情報の周知や接種費用助成のお考えは。

2、带状疱疹ワクチンの接種費用助成のお考えは。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 栗原議員に対する答弁のお答えをいたします。

まず、問1ということで、最初の子宮頸がんワクチンについてでありますけれども、子宮頸がんワクチンという一昔前だと女性特有というか、そういうような扱いだっただのが最近では男性も関係しているということの問題認識の下の御質問だと思っております。

子宮頸がんワクチンの男性の接種についての情報の周知というのは、現時点では行っていないという状況です。近隣の対応みたいなのをちょっと調べてみたんですけども、接種費用の助成については、現在全国的で言うと、7区市村が実施をしているということですが、県内では実施の市町はないということでもあります。

国のほうは、今年のワクチン分科会で男性の子宮頸がんワクチンの定期接種化に向けて、ワクチンの有効性、安全性、費用対効果について今後検討するということになっていると思います。

そして、現状なんですけれども、女性に対する子宮頸がんワクチンの接種率というのは、

3回接種完了者が全国で7.1%とちょっと低い状況である。男性に対するワクチン接種の有効性とか、安全性や副反応などの国の動向、これ現時点ではしっかりと踏まえてから対応すべきだというふうに考えております。

続きまして、2つ目の带状疱疹のワクチンの接種費用の助成ということでありまして、带状疱疹ワクチンにつきましては、現在は任意接種に位置づけられておりますけれども、昨年のこれまたワクチン分科会において、定期接種化に向けて検討がされているというふうに認識しております。带状疱疹ワクチンの接種費用の助成については、確認をしたところ、現在、県内では7市町費用助成を実際に行っているということございまして、近隣ではこの賀茂のエリアで言うと、西伊豆町がその助成というのを実施しているというふうに確認が取れております。

当町の国民健康保険加入者及び後期高齢者医療加入者の診療データに基づく带状疱疹の受診者については、令和3年度は過去3年平均で加入者の1.14%だったんですけども、現在はそれが少し上がりまして、1.83%と増加をしているという状況です。

今年度は町民の方からコマーシャルを見たということで助成の有無についての問合せも実は増えているということで、带状疱疹に罹患する方が増加していること、問合せが増えていることを踏まえて、対象年齢、助成額など、実施に向けて少し検討すべきではないかなというふうに認識をしているところです。

以上です。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ありがとうございます。

今回2種類のワクチンについての質問ですので、ちょっと混ざってしまうと分かりづらくなってしまうので、1つずつ質問をしていけたらなというふうに思います。

まずは、子宮頸がんワクチンHPVワクチンです。やっぱり子宮頸がんワクチンという名前が一般的に知られている名前のおりに、女性の子宮頸がんを防ぐためのワクチンという認識の方がほとんどだと思います。男性というふうに思う方もいらっしゃると思うんですけども、子宮頸がんワクチンとして知られてきたHPVワクチンですが、世界的には男性への接種も当たり前になっている国も多いようです。

これ海外接種が男女共に進んでいる国オーストラリアなんかだと、2028年にはワクチンによって子宮頸がんは撲滅できるのではないかと推計をされているそうです。

日本は少し遅れまして令和2年12月、男性への4価ワクチンの承認がやっと下りたところ
でございます。

女性の子宮頸がんは、日本では年間約1万1,000人が発症して約2,900の方が亡くなって
いる割と身近な病気でもあります。罹患率が最も高いのが20代後半から40代前半であるため、
子宮摘出等により年間約1,000の方が子供を望めなくなっているという現状があります。

その子宮頸がんの最も主な原因がヒトパピローマウイルスであり、性行為を通して感染す
ることがほとんどであるため、このヒトパピローマウイルスの予防をするHPVワクチンを
接種する男性が増えることは、女性のみならず、男性がすることでパートナーの女性を守る
ことにもつながります。

また、HPVワクチンは、日本で年間約6,000人の患者数が報告されている尖圭コンジロ
ーマという性感染症の予防効果もあるということで、男性の陰茎がんや肛門がん、また中咽
頭がんの原因とも言われておりまして、このパピローマウイルスが男女間で感染を繰り返して
広がっていくことから、男女共にワクチン接種をすることで、感染の広がりを抑えること
ができる大切なワクチンであると思います。

女性だけが必要なワクチンという誤解がまだまだ多いため、この男性の接種、日本でも承
認されたということが認識されていないことが多く、男性の方にも女性の対象の方、またそ
の保護者にも認知度はそんなに高くないようですので、正しく理解してもらうことが重要だ
と考えますが、町長、先ほどの答弁の中で、国の動向を見ながら進めていきたいということ
でありました。

ただ、これ国のほうではいろんな情報とか研究の成果を見ながら、いろんな発信だったり
とか、男性にも定期接種化という検討を進めていくと思うので、その情報が集まらない限り
は、いつまでたってもこのワクチンは、広がっていかないのではないかなというふうに考え
られると思うんです。

各市町、男性に対する接種の助成というのは、まだまだできていない状況ですけれども、
それでもやっぱり男性にも大切だよというまず打ちましようという前に、男性でもこのヒト
パピローマウイルスは、HPVワクチン打てるんだよというそのあたりの情報を発信するの
は大切ではないのかなと思うんですけれども、接種助成の前のそういう情報提供という形で
の周知については、いかがお考えでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 最新の情報かどうか分からないんですけれども、令和4年の今頃の季

節に8月ですね、厚労省のほうでHPVワクチンの男性への接種についてということで、いろいろな議論がされました。その中では結論的には、まだ結果を出すというよりは、今後また検討というような方向性になっているということで、地方自治体としては、この部分については、ワクチンというのは効果もあるけれども、同時にいつも議論になるのが副作用とか、そういうところがよく言われるところであって、その辺はある程度、見極めてから、あらゆる行動を取るべきではないかなというふうに今のところは感じているところです。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） おっしゃるとおりにワクチンについての不安要素はたくさんあると思うんですね、打つ側としては。

そのために、ちょっと1点お聞きしたいんですけども、例えば接種を考えている方がいらっしゃった場合に、そこら辺の不安や迷いは大きいと思うんですけども、そういう方たちに対する相談体制であったりとか、また副反応に対するもし例えば自費でも受けたい方はいらっしゃると思うんです。その方が受けたときに副反応に対する心配とか、もし副反応出たしまったらどうするんだろうと、そういったときに対応するような体制というのは、町のほうでは何か考えていらっしゃいますか。そこら辺を教えてくださいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 前提条件として、やはり助成事業を実施することになればということに現時点では考えております。もし、それ実施することになれば、現在認証されている男性の子宮頸がんワクチンについて、対象年齢が小学校6年から高校1年ということで、当然保護者の不安が出てくる可能性もあるということですので、その場合は、国から情報を小まめに把握をさせていただいて、正しい情報をこちらでも理解をして把握をして、医療機関とも連携をしながら担当課のほうで個別相談をしっかりとやらせていただいて、不安解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） まずは、国のほうでそこら辺を進めていただいて、それに準じて各市町がということだと思います。

NHKが日本の大学生1,000人を対象に行ったアンケート調査では、男性の一部のがんや尖圭コンジローマにヒトパピローマウイルスが関係していることを知っていたのは僅か17%

だったそうです。多くの男性にHPVが自分のこととして捉えられていないことが分かるように、正確な情報を広く行き渡らせる取組はお願いしたいところではありますが、これもまた安全性やいろんな情報がもうちょっとデータが集まってからということで、それを待ちたいと思います。

また一方で、女性に限らず、助成制度がなくても接種のニーズ、受けた人、情報が入っていて受けたというニーズのほうはどうなのかということで、東京の渋谷の小児科クリニックで、男性の接種について広く知ってもらうために、周知を進めるために9歳から18歳の男子を対象に、ワクチン1回分を無料にするキャンペーンを行ったそうであります。そうしたら60人の定員に対して2倍を超える140名の応募があったということで、そのクリニックの院長先生が、情報がきちんと伝われば接種のニーズは高いなというふうに実感をされたそうであります。

また、これから国がどう動いてくるか分かりませんが、ぜひまた町としても、先陣を切ってといいますか、情報提供だったり、助成制度についても前向きに検討をしていただければと思います。

次に、带状疱疹のほうにいきたいと思うんですけども、この带状疱疹ワクチンですけども、令和3年の12月定例会で同じ質問を前町長のほうにさせていただきました。そのときには、やはり町での患者数が少ないということと、あとやっぱり国の動向を注視するとのことで、そのときには町としてという前向きな答弁はいただけなかったんですけども、その後、4月頃からちょうどテレビで带状疱疹ワクチンのテレビCMが流れ始めました。これによって大分周知が進んできたと思われまます。

去年の12月の定例会で、東伊豆町議会としてワクチンの定期接種化に向けて意見書を国に提出したところでございます。その後、先ほど町長の答弁にありましたように、带状疱疹の患者数も増加傾向にあり、またワクチンの問合せも来ているということでしたけれども、これについても、先ほどのHPVワクチンと同じように、例えば相談、そういう不安のある方とかの体制だったり、例えば、何かしらの症状が出てしまった場合のサポート体制というのは、町で何かそういう取組をされているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（柴田美保子君） 栗原議員の御質問に回答させていただきます。

現在も保健福祉センターのほうに、带状疱疹ワクチンのお問合せや症状に対して、どこの病院、何科に受診したらいいかというようなお問合せもありますので、引き続き保健福祉セ

ンターのほうで対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ありがとうございます。

ぜひ対応のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

この帯状疱疹は、50歳から発症率が高くなって80歳までに約3人に1人が発症するというふうに言われています。特に60歳以降が後発年齢とされていて、この帯状疱疹ワクチンの予防効果はそれほど高くはないんですけれども、重症化を防いだりとか、また後遺症の発症、この後遺症が結構つらい症状が出る方が多くて、神経痛のような痛みがずっと長く続いて日常生活に支障を来すほど、つらい痛みが長く続く方もいらっしゃる。また場合によっては、難聴になってしまったりとか、顔面神経麻痺を引き起こす場合もあるので、本当に怖い病気だとされています。

ただし、国の検討委員会のほうで定期接種化に向けて検討はなされているものの、まだまだ先が見えてこない状態ではあります。これ帯状疱疹ワクチン自分で打とうと思うと結構な高額なんです。生ワクチンの場合だと、1回で8,000円程度、より効果的と言われる不活化ワクチンが2回で約5万から6万ぐらいというふうに言われています。負担軽減のために助成する自治体も結構増えてはきています。また、これコロナ対策の特別交付金のときにも、この帯状疱疹ワクチンの接種がメニューに追加されたこともあって、助成制度を創設した自治体も増えてきたんだと思ひますけれども、また、それでなってしまった後に、内服薬で済んだ場合も医療費が1か月で約1万円だそうです。点滴や入院となるとそれ以上、また、ずっと長くなればなるほど結構医療費のほうもかさできます。

確かに接種助成によって金額はかかってしまうんですけれども、最終的に年齢的に国保で治療を受ける方が多い病気かなと思ひますけれども、やはり医療費を抑制するためにも、このワクチン接種をしていただくというのは大事なことだと思ひます。

また、いろいろ防げる病気で苦しまなくていいように、本当に先ほどのHPVワクチンもそうですが、感染対策というのは、疫学的には国が全部やるほうが効果がもちろん表れるんですけれども、各市町が全国的にそういう動きが広まって感染を防いでいくという意味でも、予防効果を發揮していくという意味でも、やっぱりいま一度、前向きに検討をしていただけたらうれしいかなと思ひますけれども、最後に町長いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 帯状疱疹ワクチンについては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、今の罹患する方々が増えてきているというような状況等を踏まえて、あと世の中の流れというのも多分あるかと思えますけれども、対象年齢とか助成額をどうするかというようなことを実施に向けて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、軟骨伝導補聴器の導入についてを許します。

7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） 2点目になります。

軟骨伝導補聴器の導入についてを伺います。

高齢化に伴い、加齢による難聴の方が増えています。

東京都狛江市では、全国の自治体で初めて軟骨伝導補聴器を窓口に設置し話題となりました。個人情報保護の観点や職員の負担軽減の観点から、東伊豆町でも窓口や地域包括支援センターの訪問用として導入を提案するのはいかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の御答弁を申し上げます。

軟骨伝導補聴器ということについてのその導入についてというお話でございますけれども、この軟骨伝導補聴器については、今議員からもお話ありましたとおり、まず、全国首長サミットにおいて紹介をされ、東京都の狛江市で全国初導入をされたという経緯がございます。

性能については、耳の入り口付近にあります軟骨に振動を与えることで、耳の中に音源を発生させ空気の波が鼓膜を通じて内耳に伝わり音が聞こえるという仕組みであります。起動骨伝導とは異なる第三の聴覚経路とも呼ばれているということでもあります。

加齢による難聴というのは、感音性の難聴が多く、窓口では十数年前に国の補助によりハンディタイプのマイクレシーバーを2台導入することで対応している状況でありまして、活用については、年に数件、1、2件程度が利用されているということでありました。

地域包括支援センターの訪問用については、現状、難聴の方に対しては、主に筆談による聞き取りで支障なく対応できているところでもありますけれども、今後新しい技術の活用により、よりよいコミュニケーションが図られるという可能性も多いので、導入については検討

していきたいというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ありがとうございます。

軟骨伝導、ちょっと聞き慣れない言葉かもしれませんが、奈良県立医科大学の学長、耳鼻科の先生である細井学長が2004年に発見した聞こえの仕組みだそうです。2017年に音響機器メーカーと共に世界で初めて補聴器ではなくヘッドホンとして開発されて、昨年10月にイヤホンヘッドホン市場に軟骨伝導という商品が登場いたしました。今年の5月に補聴器、集音機として一般発売がされたようであります。

狛江市が6月から、また奈良県の宇陀市というところも6月から窓口に設置されたそうであります。補聴器と言われる集音機が増幅した音を軟骨伝導式のイヤホンを通して聞く仕組みで、耳の不自由な高齢者などに会話やテレビの音が聞こえやすくなったと好評だそうです。

これ実際、狛江市の公明党議員のほうに問合せをしてみました。どんな感じなんですかと。やはりよく聞こえるという声がほとんどだそうです。地元の住民の方だけではなく、近隣の市町からも軟骨伝導補聴器はどんなのと試しに来る方もいらっしゃって評判は上々だそうです。しかもコストがかなり安いんです。

うちも母が結構高齢で、最近すごく耳が遠くなってきたので、試しに購入をしてみました。本当に丸いパチンコ玉よりちょっと小さいくらいかもしれませんが、イヤホンみたいなものを耳の穴に差すのではなくて、ここに乗っけるんですね。穴は空いていないので、例えば窓口に置くようになって、消毒などをしやすい形で衛生的に保てるのかなというふうにも思いますし、集音機なので、例えば、こういう物を置く音なんかは結構大きく聞こえてしまうみたいなんですけれども、ふだん結構大きな声を張り上げてしゃべらなくては聞こえないんですが、その補聴器を使うことによって結構こういう普通のボリュームで話しても聞こえるようになって、やっぱり効果があるんだなというふうに感じています。大きき的にもすごく小さくて軽いんです。口紅だったりシャチハタぐらいのそういう小さい大ききで、ポケットだったりこういうところにぼちっと挟んで、そこにつけたイヤホンみたいな形の球体のもので振動させて聞こえるというシステムで、充電が11時間ぐらい1回フル充電するともつようであります。また、万が一充電切れになってもモバイルバッテリーで使えるようなので窓口、東伊豆の場合は、プライバシーを守るために本当に大事な話、ほかの人に聞かれては困るなというような話は別室に移動して対応されているようで、そこら辺はありがた

いなというふうに思うんですけども、やっぱり窓口で大きな声でやり取りをするというのは、職員の方にとっても結構負担になるのかなというふうにも感じますし、また地域包括も本当に聞こえないと筆談をされているということを伺いまして、本当に大変だろうなというふうに感じます。特に訪問のときは結構大変なんだろうなというふうに想像されますので、できたら、その訪問用にも1個持っていていただけたら活用していただけたらいいのかなというふうに思います。

また、高齢者の方々が耳が聞こえなくなることによって、何となく社会から離れてしまうというか、出かけるのがおっくうになってしまったりとかする場合もあるし、また、耳から入ってくる情報というのは、聴覚とかそういうものを刺激して認知症の予防にもなる。耳が遠かったりすることによって、逆に認知症のリスクが少し上がってしまうということで、そういった介護予防的なもの、いつまでもお元気で今までどおり、この地域で生活をされていくためにも、また窓口の住民サービス向上のためにも、この補聴器、軟骨伝導式の補聴器をぜひ設置していただきたいなというふうに思ったところであります。

また、この後、ほかの議員から補聴器についての質問も出るようでありますけれども、年取って耳が聞こえにくくなって補聴器を購入される方は結構いると思うんですけども、それと同じぐらい、やっぱり聞こえないやと使って使わなくなってしまう方も結構多いと思います。

それはなぜかという、やっぱり補聴器を買う場合というのは、耳鼻科、しかも専門的な知識とか技術を持った先生がいらっしゃる耳鼻科で、ちゃんと自分の耳の難聴のタイプをちゃんと見ていただいて、それを認定している専門の補聴器の販売店で買う。そして買った後に、その場でオーケーじゃなくて2か月ほどかけて調整を繰り返すそうなんです。それで初めてやっと自分の聞こえに合った補聴器を得ることができるということで、大体その前の段階で例えば通販だったり、そういうもので手軽に買ってしまって、やっぱり聞こえないやと放ってしまう人がいらっしゃると思うので、そのじゃ、例えば軟骨伝導式の補聴器がどんなものかなというお試しの意味も込めて、その高齢者の人が聞こえづらいいけれども、年だからしょうがないよとあきらめないで、聞こえをサポートができるような、そっちのほうにもっていかれるようにするためにも、ぜひこれ窓口に置いていただけたらなと改めて伺いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 補聴器も含めて難聴の種類もいろいろタイプがあるかと思います。伝

音声の難聴もあれば、今お話しした感音性の難聴とか、その症状に応じて、またあとほどここで使うかということ。あともう一つは、どれぐらいのニーズがあるかということもちゃんと踏まえながら、効果的なことが認識できるのであれば、導入に向けて検討をしっかりと進めていきたいと思っております。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問、3歳児健診における目の屈折検査の導入についてを許します。

7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） それでは、最後3番目です。

3歳児健診における目の屈折検査の導入についてを伺います。

子供の視力は3歳頃までに急速に発達し、6歳頃には大人とほぼ同じぐらいになると言われています。目の発達に重要な時期に異常を早く見つけて、早期に適切な治療につなげることが大切であるため、3歳児健診における目の屈折検査の導入を提案しますが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問、御答弁申し上げます。

3歳児健診における目の屈折検査の導入についてということですが、確認をいたしましたところ、3歳児健診での屈折検査は、平成28年度から診察医である小児科医師の御協力をいただきながら既に実施をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） 目の屈折検査なんですけれども、眼鏡などを使っても十分な視力が得られない弱視の子供が50人に1人ほど、結構多いと思うんですけれども、50人に1人ほどいるとされています。その目の機能が発達する6歳頃までの早期発見と治療が欠かせないというふうに言われています。

一般的な検査では、弱視などのリスクがある子を見逃してしまうことが多いと言われておりますが、2021年5月の時点では、屈折検査を行う市町村は約3割に過ぎなかったそうです。

東伊豆町は、先ほど町長の答弁によると、平成28年から小児科の先生の協力によって導入されているということで、これ私の確認不足で申し訳なかったんですけども、これは検査もそうなんですけれども、その検査に使うフォトスクリーナーという検査機器があるんですけども、この機器を使うことによって確実に発見ができるということで数秒から数十秒でその検査は簡単な検査なんですけれども、機器自体もこのぐらいの大きさで、補助金が多分2分の1、国かな県かな、から出ることになっているんですが、それも町では導入をされているという認識でよろしかったでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 現状、東伊豆町におけるこの目の屈折検査については、先ほど御答弁を申し上げたとおり、現状では小児科医師の御協力におきまして、その小児科の先生がお持ちのものを使わせていただいているというのが現状であります。現状はこれで十分対応できているということで、特に町でその補助金を使って購入してやっているということではございません。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ちょっと細かく伺いたいんですが、そのフォトスクリーナーによる弱視などの疑いがある子の発見率は、平成28年の導入前と比べて増えているのかどうか。そこら辺をちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 細かい事務的というか技術的な話なので担当課のほうから御答弁申し上げます。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（柴田美保子君） 導入前は、御家庭で目の検査をしてきてくださいという用紙をお渡しして実施している状況でしたので、そこから少し目の見え方が気になる場合は、すぐに要精密検査ということで眼科を御紹介していました。

昨年度の3歳児健診の受診者の方は38人おりました、そのうち視覚的に所見が見られた方、このスポットビジョンスクリーナーというものを屈折検査の機械として使わせていただいているんですが、その実施の結果、視覚所見ありの方は5名ほどいらっしゃいまして、乱視だったり遠視、斜視のお子さんが発見され精密検査のほうを勧めておりますので、使用することで確実に見つかって精密検査に進めているという今現状にあります。

以上です。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ありがとうございます。

結構多い子たちがちょっと所見があったということで、これ本当に早く治療をしないと弱視のままずっと視力が悪いままになってしまうということで、この3歳児健診の導入すぐ東伊豆町で早いうちから進めていただけてよかったなというふうに思います。

ただ、しかしながら、その小児科の先生の御協力というか、いわゆる機械を持ってきてもらってということだと思えるんですけども、この先、東伊豆町ですっとこの検査を継続して行っていただきたいことと、また小児科の先生も途中でもしかしたら違う方に代わるかもしれないし、また、機械が途中で壊れてしまうかもしれない。そこら辺を考えると、やはり町で1つあってもいいのかなというふうには考えますが、そこら辺はどういうお考えでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 議員御指摘のとおり、今は御厚意でその検査ができているという状況であります。ただ、どういうことがどのような状況になるかというのは、まだちょっと予測は分からないんですが、必要性が出た場合については、速やかに導入について検討していきたいというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ありがとうございます。

いろいろ町民の健康を守るために、またこれからも御苦勞をおかけすると思えますけれども、前向きに一生懸命頑張っていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

以上で質問を終了します。

○議長（笠井政明君） 以上で栗原議員の一般質問を終結します。

この際、1時55分まで休憩とします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時55分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 稲葉義仁君

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員の第1問、国道135号線における観光客の安全対策についてを許します。

6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） では、よろしく願いいたします。

国道135号線における観光客の安全対策について。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、国内外から訪れる観光客の数も戻りつつある中、改めて国道135号線の熱川大橋を徒歩で通行の方が目につくようになりました。該当箇所は路側帯が非常に狭く、また照明等も存在しないため、交通事故防止のために何らかの対応が必要なのではと考えておりますが、そのあたり、対応の方向性について考え方を伺いします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 稲葉議員にお答えをいたします。

第1問でございますけれども、国道135号、あその熱川大橋のところだと思いますけれども、その危険性についてということで。

稲葉議員ご指摘のとおり、国道135号の熱川大橋については、人が歩行するには大変危険だというふうに考えております。私自身も車でよく通りますけれども、何回かひやとしたことがあるということで、そこはすごく十分認識をしているところでございます。

現在は下り車線の低い位置のところに白色の自発光する反射板が確か設置をされておりますけれども、それではちょっと足りないのかなという認識もございまして、さらなる安全対策の必要性を県に訴えさせていただいて、例えば注意喚起の看板設置とか照明のほうですね、あとは今ある自発光する器具など、いろいろ考えられるような手だてを県のほうにしっかり

と提案要望していきたいというふうに思っております。

どのような設置器具がいいかということについては、どのようなものが効果的かどうかも含めて、しっかり協議した後に要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） ご答弁ありがとうございます。

この135号の件については、多分8年ぐらい前に私一度軽く質問をさせていただいておりまして、その後、少し時間が経ってからちょっと担当課の方ともお話ししたんですけども、一時期、橋の横のところ、膝か膝下ぐらいの高さで、こうチューブみたいな、ピカピカと光が走るようなものが一時期ついた記憶があるんです。結構目立つやつだったので、これよくなったなと思った。これで安心安心なんてずっと何となく思っていたんですけども。

ちょうどコロナで大騒ぎというか、お客さんが全然いなくなってという頃を含めて、こちらの意識もちょっと薄くなっていたというか、全然その辺、気にもとめていなかったというような状況でございました。

ちょうど、この春先から夏にかけて、そろそろやっぱり増えてきたよねという中で、そういえばついていたよねと思って見に行ったら、そういったものがついてなくなっていたので、電池切れとか何かあるのかなということで、一度軽く担当課に土木に聞いていただいたら、一時期、確かにそういうものがついていたというようなお話を伺いました。

何がいいかというのはやはりその時期も時代もありますし、その時々で最適なものがあるんでしょうが、やはりそういったものがあるかないとでは、歩くほうも、どちらかというところと走っている車のほうが、やはりあそこは見ていてちょっと恐怖を感じるころでもありますので、その辺、土木と詰めていただければと思います。

近隣の旅館なんかでも当然危険、危ないよということで周知の案内はするんですが、残念ながらあの橋を挟んでコンビニとホテルがある。橋をよけてコンビニに行こうとすると、崖を下まで降りて、ぐるっと回り道をしてという形で、なかなか負担が大きいというのと。最近やはり外国の方も増えているので、この危険度というか、危ないよの周知の仕方も非常に難しくなっているところもあるようなので、できることは現地でもしますが、ぜひそういう形で側面から対応していただければと思っております。

そのあたりも含めて、土木と検討をいただけるということは大変ありがたいんですが、ど

うでしょうかね。ごめんなさい、今ちょっと。すみません。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） このご質問をいただいてから、現地の確認とかコンビニさんと、あとはホテル・旅館さんの距離間。ただコンビニ、あれなんですよ、国道を渡るには下からバイパスみたいなのがこうあったりして、そこは工夫されているんですけども、少し離れた部分については橋を挟むと一挙に不都合になってくるというか、不便になってくるというような状況だということも認識をしております。

やれることとしたら、今お話しあったように注意喚起をどうやってやっていくかということで、その手法については多分いろいろ最近いろんな技術も出てきているので、そんなこともちょうと踏まえながらどういうものがあるのかなというふうに少し検討をしておりますし。同時にホテル・旅館の方からそういうご指導をいただいているということも伺ったので、そこは引き続きやっていただきながら、あと1つ重要なポイントというのは、海外から来た方々への周知というところについては、またなかなか難しい問題が出てくるのかなということがありますが、そこはしっかり踏まえながら、周知の危険を知らせるやり方も少し工夫していかなければいけないと、今改めて感じた次第でございます。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） ぜひよろしく願いいたします。

ちょうど昨日、現地を見てふと気づいたところがちょっと1点だけあって、1点だけ追加を、すみません、もし話をするようなことがあれば頭の中に入れておいていただければと思うんですけども。

下田側、要は上り車線ですか、下田側から国道を走ってきて、橋を渡ると緩い右カーブで熱川温泉のほうに左に降りていく道があります。この左カーブのところ、ペンキでこう、路側帯がこうあって、白いぴっぴってやってあるんですけども、併せてあそこ、今、自転車の矢羽根もあるんですよ。矢羽根がちょんちょんってあって、20センチぐらい空けてその白線があるんですけども、その白線のこのいわゆるゼブラゾーンみたいなところですか。そこを自発光のあれなんですけども、ぼこぼこの、車止めじゃない、車止めじゃなくて光るやつ、こう四角い、埋まっけてピカッと、あれが割とその矢羽根のそばに見えるんですけども、あれって自転車的に大丈夫なのかなとふと思ったんで、そんなところも含めてちょっと見ておいていただければなと。すみません、それは本当に直前で気づいたので、この

中にも入れることできなかつたんですが。

さすがにあそこ、タイミング的になかなか自転車が走っているのを私も見ることはそんな
にないんですけども、改めて見ると、特に自転車なんかだとちょっと段差に引っかけると
内側に寄ったりとかそういうこともあるかと思うので。全体的な橋周囲の安全対策というこ
とで併せてご協議いただければ大変ありがたいです。何か必要があれば、地元からも要望と
いうことで上げさせていただくつもりもございますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今のところ、指摘いただいた点については現地確認をさせていただい
て、対応できるところは対応させていただければと思います。

1点思い出したんですけども、ちょうどあそこって北から南にずっと来て、ちょうど橋
を渡る手前のアールが急なんですよね。走ったことある方は対向車線はみ出しそうになった
ことがある方がいらっしゃるかもしれませんけれども、いつもあそこ、自分も気をつけて運
転をしているんですけども。多分、知らない観光客は、あれかなり危ないポイントだと実
は認識してまして、そういうことも含めて、県のほうにはしっかりとお伝えをして対応を
していければというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 次に第2問、町内各区からの道路補修等に関する要望の取扱いについ
てを許します。

6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） 町内各区からの道路補修等に関する要望の取扱いについて。

町内各区から毎年提出されている道路補修やカーブミラー、街路灯の設置、もろもろに関
する要望への対応について、以下の点をお伺いいたします。

1点目、毎年何件ぐらいの要望が寄せられているのか。また、おのおのの要望について、
どのような流れでどういった対応がされているのか。これ、ごめんなさい、私の質問の仕方
が悪くて、この、「またおのおの」以下は、ほぼ下の（2）がその詳細となっております。
いちどきに答えていただいて構いませんので、整理不足で申し訳ございません。

2点目、毎年発生する要望について、何件程度が実際の要望に沿う形で対応がされている
ものなのか。また、対応の有無やその対応に当たっての判断の根拠等について各区へのフィ
ードバック、そういったものはどのようにされているのか。

3点目、結果的に対応することができず、複数年にわたり継続して要望が上がり続けるようなケースというのは存在するのか。するとすれば、どのぐらいございますかといった質問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 稲葉議員の第2問の質問にお答え申し上げます。

3問とも3つありますけれども、同じようなというか、分けて答弁するのがなかなかややこしいので、一括にてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、寄せられる要望の数ですけれども、建設整備課で要望に対して対応したものは令和4年度80件中12件、比率にして15%で、令和3年度75件中17件、比率にして22%、令和2年度77件中17件、また比率にしてこれも22%であります。

その中で民地が関係するもの、例えば道路拡幅など。あとは行政でなく民間が対応しなければならないものとか、あともう一つは、物理的に対応が不可能なもの、例えば流末がない水路改修など、こういうものについては対応が難しいと回答をさせていただいておまして、その数というのは令和4年度で20件ございました。カーブミラーの設置についての要望は、令和4年度4件中1件、令和3年度4件中1件、令和2年度で1件中1件、これ全てということだと思っておりますけれども、防犯灯については令和4年度で3件中2件の対応ということになっております。対応の仕方については、これまでは各区から要望を各担当課に振り分けて、それぞれ担当課が現地を確認し検討をした後に回答を作成して、総務課で全課分を取りまとめて、年度末に各区へ報告を行うというスタイルでやらせていただきました。

ただ、そのやり方の中で、いろいろ町民の方からご指摘もいただいているところもあります。それを踏まえて私が認識をしている課題としては、町民からは役場の対応が不十分である、要望をしても応えてくれないというような指摘を受けることがある反面、役場の担当課に確認をいたしますと対応できる案件は対応しているけれども、対応できない案件、先ほどお話ししたように民地が関係するものや物理的に対応が困難なものとかということですね、そういうこともあり、対応はできないという説明はしているけれども、そのあたりの相互理解が十分にできていないのではないかなというのが私の現状の問題認識です。

それらを踏まえまして、今年度からは対応できる案件については地区の方、当事者にご同行をいただいて、担当課が現地を見ながら状況の確認、そして問題の把握に努め、それを現

場で地区の方とその問題認識を共有させていただいて、対応の方向性を出すように努めていただきたいと思いますということで、各担当課に指示を出しているところです。

地区の担当者と役場担当者との問題認識の統一をしっかりと図って、対応についてもしっかりと相互理解の上でやっていくというふうに、そこをまず変えていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） ご答弁ありがとうございます。

そうですね。ちょっと数字的な部分で端的に伺っておきますけれども、例えば令和4年で80件あるうちの12件が処理で、残りがという形になるんですが、今、町長がおっしゃられた民間であったり民地であったり、はたまた物理的に不可能というものを除いたほかに処理できていないものというものはあるのか。そういったものはどういった理由で継続審査じゃないですね、置いておかれているのか。ちょっとその辺の事情がもし分かるようでしたら教えていただけるとありがたいんですけれども。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今、数字的な話でありますので、担当課のほうから説明させていただきますと思います。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） ただいま数字的な話がありましたけれども、実際に令和4年度の場合、80件のうち63件が継続という形にはなっているんですけれども。中には、この話はあまり出るのはあれなんですけれども、予算的な面もありまして、対応し切れないというところもあるんですけれども。そうですね。実際に令和4年度の場合、未対応は38件が未対応という形になっておりまして、対応が難しいというお答えをさせてもらったのが20件あって、ちょっとこれ経過をもうちょっと様子を見させてくださいというような形のものが10件というような形になっております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

予算の話置いておくにしても、現実問題、業者さんの問題もありますし、はたまたどうい対応がいいのかちょっと考えるということもあるでしょうし。そういう意味で継続が出るというのは致し方ない部分って当然あると思うんですよね。

先ほど町長がおっしゃられたとおり、今年度は可能な限り、各地区の方と現地を確認して、その状況をお互いに一緒に見てどうして行くかという部分の判断をある程度共有していくということで。このことってすごく大事だと思うんですよね。同じ対応できる、できないでも、現地を見てこういう状況なので、ここはこうしようとか、ここはもうちょっと待ってねということが、しっかりとお互いに分かり合うというか、理解し合うことができれば、先ほどもちょっと言っていたような、役場の方があまり動いてくれないというような意見も少しずつ減っていくものだと思いますし。

あと、そういった経験が続けて、そういったやり方を続けていくことで、先ほどの物理的に無理じゃないかとか、そもそも民間の土地だよとか、その辺の意識というのを逆に各区の方が持って、上がってくる要望自体の精度というか、そういったものがまた上がっていくような結果にもなると思うし、そういう意味では各要望に応える担当課の負担軽減にも最終的にはつながっていくものじゃないかと私も思っております。

こういった、この部分ってやはりとても大切に、町長からはまちづくり、今日の午前中のお話の中でも、町民と協働であるとか、これまでのご答弁の中でもシェアリング、とにかく町民を巻き込んで一緒に動いていこうという考え方の中では、こうやって役場の考えていることと町民の考えていることをすり合わせながら、お互いにやれることをやっていくという形は非常にありがたいことだと思っておりますが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

このやり方を実は考えたのも、もともとは昨年ですかね、町民の方から役場がなかなか対応し切れていないというお話があって役場に確認をすると、いや対応をしていると言って、どっちが正しいんだみたいな話になったということと、あとケースによってなんですけれども、言われたのが「いや、俺が言っているところじゃねえよ、それは。」というご指摘もあったりして、だったら一緒に現地確認するのが一番いいのかなと。やっぱり現場というのが一番大事だということで、このやり方を提案させてというか、指示をさせていただきました。

そういうことからの積み上げで、もうこれまでの行政が勝手にトップダウンでやるというよりは、いろんな課題、人口減少で少子高齢化になっているというところを乗り越えるため

にも、オール東伊豆でやらなければいけないというお話は以前からしておりますけれども、その気持ちをしっかりとする上でも、こういう一緒に確認もして、共通認識をまず持って、やれるところをやっていくという考え方を町内全域に広げていければというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

一時的に多分、担当課の方はそういう意味でいうと、いろいろ手間暇かかることもあるかと思うんですけども。恐らく先々本当に聞いて、後になればなるほど、このことっていい方向に動いていくと思うので、ぜひよろしく願いいたします。

先ほどの町の方と役場の方の認識の違いというか、お互いの言い分の差異って、私も時々挟まるときあるんですけども、どっちも悪意はないんですけども、結構、ちょっとした、伝え方ひとつで、やっぱり実際問題として解決しちゃうことなんかも多いんですよね。一言でできませんって言ったら嫌な思いされたとか、そういったレベルのことも含めて結構、必要以上に、逆にいうと、役場の方が警戒されちゃっている部分というのもちょっとあったりするのかなと思っております。そういったところを打破していくためにも、こういった形の動き方というのは大変大切だと思いますし。特に各区の方、各区の役員の方、これ、区の仕事って何だという話から含めて、こちらで何かをお願いするという立場ではないんですが、少なくとも区がないと、多分、私どもの町ってなかなか成り立つの難しいのかなという意味では、しっかりとお互いにやっぱり動いていかないとうまく回らないものであると思います。

そういった意味合いも含めて、こういう日常の細かい要望への対応というのが、やはり細かな積み重ねがお互いの信頼関係につながっていくことでもあると思いますので、この辺り、なかなか大変なところかと思いますが、ぜひよろしく願いいたします。

以上で終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（笠井政明君） 以上で、稲葉議員の一般質問を終結します。

この際、午後2時40分まで休憩とします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時40分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 山 田 直 志 君

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員より一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

14番、山田議員の第1問、出産・子育てについてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 第1問、出産・子育てについて伺います。

若いお母さんたちに話を聞くと、出産や子育てなど医療的環境が整っているかどうかということに大きな関心を持っていることが分かります。

町は「ベビーファースト」宣言をするなど子育てに力を入れているので、次の点の現状について伺います。

1、子供はどの医療機関で出産されていますか。

2、休日・夜間に子供が病気・けがをした場合、どういう環境が整えられていますか。

3、子供が病気になり仕事を休めないときなど、病気の子供を預かる病児保育・病後保育の環境はありますか。

以上、3点についてお答えをいただきます。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 山田直志議員にご答弁申し上げます。

まず、子供について、どこの医療機関で出産をされているかということでもありますけれども、令和4年度の出産をされる場所というのは伊東市の上山レディースクリニック9件、順天堂大学の静岡病院5件、下田市の臼井医院2件、沼津市内の医療機関2件、県外の医療機関3件ということになっておりまして、今年度は伊東市民病院での出産も可能ということになっております。

続きまして、休日・夜間、子供が病気やけがなどをしたら、どういう環境があるのかというところでありますけれども。

まず、静岡県においては、静岡こども救急電話相談にて24時間対応の相談事業が今行われているところであります。看護師や小児科医等が対応をして、緊急性があるかないかの判断及びどの科への受診をするのがよいのかというような助言を行っているということです。

東伊豆町内においては、休日・夜間に対応できる小児科というのは今現在ない、残念ながらないということでございます。

下田メディカルセンターについてなんですが、下田メディカルセンターの小児科が救急対応を行っておりますけれども、これ月2回程度ということで常時ではないという状況です。

あと乳児訪問の際に、子供の急変や夜間の対応について相談しやすい関係づくりのために、早期に、よく言われるんですけれども、かかりつけ医を持つことを当町としては勧めさせていただいております。

休日・夜間での対応を図るためにも、まずは病院設立時に小児科診療を行っていた康心会伊豆東部病院に再度小児科の再開をやっていただけないかということを少し促すなど、町内での小児科医の確保、こちらのほうも同時に努力していきたいというふうに考えております。

そして、3つ目、子供が病気になって仕事を休めないときに、病気の子供を預かる場所、病児保育、病後保育の環境についてのご質問であります。

東伊豆町内においては、現在、病児保育、病後保育を行っている施設は残念ながらございません。過去に病院関係者と病児対応型保育事業の実施についてお願いをしたこともございますが、小児科がないということとか、看護師が不足しているとか、看護スペースの問題があり難しいとの回答を得ております。ただ、再度、病児保育ができないか、病院関係者等に引き続き要望はしていきたいというふうに考えております。

賀茂管内には、下田メディカルセンター内にかかるがも病児保育室というのがございます。利用する場合については、事前に登録が必要になります。登録後の利用方法は電話予約をしていただき、病院受付をしてから小児外来を受診し、利用カードと当日連絡票を提出し、預かれる状況であれば、薬局で薬の処方をしてから、かるがも病児保育室へ行くこととなります。利用定員については1日3名、対象児童についてはゼロ歳から10歳までの子供ということで、対象疾患については感冒、扁桃腺炎、手足口病等で、通常、保育ができない子供等となります。料金については1回3,000円、食事代や延長する場合の取決めなどがございます。

令和4年度の延べ利用実績というのが、全体で170名ということです。ただ、東伊豆町の

利用はございません。利用実績がないことなどから、この制度を知らない方も東伊豆町にいらっしゃるといことが予測されるので、情報配信ツール等を利用しながら、周知徹底というか、周知をしっかりと行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、まずこの出産のやっぱり状況から考えてみると、私の長男のところも孫も実は昨年恐らく順天堂のほうで出産をさせていただいたことなんですけれども。これ見ていると、変な話ですけども、検診行くだけで往復交通だけで2時間ぐらい。待つからというようなことを考えると、近くに産婦人科や何か医療機関があれば、本当、半日休めば、仕事をしている場合なんかでできることが、順天堂まで行かなかきゃならないというふうなことになる、もう一日仕事になってしまうんですね。これでは、次、子供を産むというようなことは本当に厳しいという現実を親御さんたちに与えているのかなという部分を率直に感じます。

もう一方の問題で言うと、下田の臼井さんなんかの問題で見ますと、十数年前だと、賀茂郡の出生者の大体半分ぐらい、当時半分ぐらいですね、15年ぐらい前だと。大体300人ぐらいが産まれていたというような状況もあるんですが、今はそれどころか、昨年の伊豆新聞の調査によれば、昨年産まれた賀茂郡の子供の数が169人ですか。その中で見ると、半分よりはちょっと多いか、でも100人を切るような状況ですよ。

そうすると町長、本当にこのところで人口が減っていくという中で、移住や何かということとは大事なんですけども、この地域の中で子供を産める場所というものが、もしかしたらなくなっていくのかもしれない。そのことは非常に、これ政治の問題として真剣に考えていく必要があるのではないかと思います。

思い起こすと、今のメディカルセンターを立ち上げるときの、病院改革委員会の中では、こういう下田の臼井さんなんかと連携をすとか、それを分院にしていくだとか、場合によっては院内のそういう施設を造るとか、いろんなことも協議されたことはありましたけれども、その後の中で、議会でもそういうことを研修に行ったりしたこともありましたけれども、その後、その課題についてはちょっと立ち消えになっちゃっているんですね。

出産の問題については、本当に政治的な大きな課題の一つだと私は思っていますので、これはこの地域の課題としてしっかり対応をお考えいただきたいなと思っています。

2つ目の子供の救急医療の夜間・休日の体制については、今言われたとおり、いわゆる#8000番という部分がかかり認識はされているというふうには聞いていますけれども、まだまだ認識。静岡新聞なんかの調査では記事では、まだ30代でも71%とかね、40代で61%と、まだまだ子育て世代の中で必ずしも高くないので、今後やっぱり#8000番というのはなかなか優れた制度だと思うので、まずこれを徹底していただきたいなというふうに思います。

3点目に、病児保育の問題で、町長言われたとおりに下田だけで公立病院があるからという問題だと思います。もつという、これまでの国の行政的と言われるエンゼルプランというものをやってきて、エンゼルプランから新エンゼルプランになった。でも、この段階でいうと、エンゼルプランの段階なんかでは、病児保育、病後保育とかというものも出てきませんでしたよね。新エンゼルプランになって、ファミリーサポート事業や何かがやっとな国の中の事業になってきた。現在は、こども家庭庁ができて、こども大綱の中では、病児保育やファミリーサポート事業というのがしっかり市町村が提供する事業の13事業の一つとして位置づけられていますので、これはやっぱり町として、真剣に考える必要がある事業になっていると思います。

町長、それで、皆さんにも資料を配付してあるんですが、この掲示してあるまず2つの資料を見ていただきたいんですが、三重県では、これは移住サイトの資料ですけども、しっかりと移住してくる方々に学童があるよ、保育所があるよねと、そういう事業の中に病児保育をやっているよねということ市町村ごとに情報開示をしているわけです。これだけ移住に対しても、この病児保育というものもしっかりこの環境を提供しているということですよ。

隣が2枚目の裏側になりますけれども、皆さんの資料には、これは山梨県のホームページですけども、山梨県は全部の町がやっているということではないけれども、山梨県下で病児保育ができる医療機関を全ての市町村が利用できますよと、これは山梨県が音頭を取ってこういう体制をつくっている。やっぱりここは非常に大事だなと、今の時代において、普通に子育てしていく上でも大事なんだけど、まして移住してくださいなんていうことを言いながらこういう環境をしっかり整えているところとないところというのが分かれてきちゃったなと。これ、ちょっと確かに国や県の補助金もありますが、それだけでもいけないと思うので。

静岡県には実はこういうページはありません。静岡県のホームページで探したんですけども、子供の医療費助成制度のことや何かいっぱい書いてありますけれども、病児保育や何

かのことはホームページ見ても出てこないんです、県のホームページからは。やっぱり県としても認識が抜けているのではないかなと。

そういう点でも、ただ一方で、町長と同じように県知事もベビーファーストと宣言していますから、周辺で移住してもらうなんて言っているのに抜けちゃまずいのではないですかということは、町長のほうからもはっきり言っていただく必要がある事業だろうと思うんです。

町長が先ほど言われたように、下田がいいのかどうなのかと距離の問題もありますよね、病気のときの子供をどうするんだとかという、そうすると私はできればやっぱり今井浜辺りの病院、河津と東伊豆で応援してできるとか、県と河津、東伊豆とかという体制もやっぱり利用しやすさというの必要ではないかなというようなことも考えたりします。この辺も少し御検討いただけないかと思いますが、いかがですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 病児保育のみならず小児科自体がないというところ、あと子供を産む場所もないということについては、本当に現状をどうにか変えていかなきゃいけないのかなとは思っております。ただ、町内にも東部病院とか温泉病院とか医療機関もあります。その連携をどう考えるかということも含め、少し幅広に客観的に一回全部整理をして、それで連携をどこでどう取るべきかということをもまずやっていかなければいけないのかなということと、順天堂はかなりいろんな意味で町民の心のよりどころになっている感はありますが、賀茂としては下田メディカルについての位置づけをどうするかということもちゃんと考えなければいけないというふうに思っております、その辺、これからしっかりと整理をさせていただいて、我が町にとってどういうやり方が子育てをする、お子さんを持つ親御さんにとってよりよいかということも少し考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 私の記憶では、東部さんはあそこの土地を取得するときに町に協力を求めてきたわけなんですけれども、一番最初の計画では産婦人科の計画もあったんです。私は、そもそも大丈夫なんですかというような質問をした記憶もございますし、民間病院でも出産医療等を行う場合については、特別な町交付税等を増額したものが受けられるというようなこともその当時質問したような記憶があります。いずれにしても、国としてもこの部分は特別交付税としても通常の別途の補助とは全然違う大きな金額での支援もあるわけなの

で、よくその辺も含めてお考えいただきたいということと、町長、私、大事なことが2つあって、これから町が取り組むことでいうと、いわゆるこども大綱というエンゼルプランから今後はこども大綱という、子育て大綱という、こういうものを町で策定していくという形になっていくのではないかなと思うんです。

ぜひ、町長、今少なくなっただけですから、単なるアンケートという言葉だけではなくて、担当課のほうでのやっぱり子育て支援センター的な部分もありますので、いわゆる聞き取りや何かでよく話を聞いてあげてほしいんです。というのは、移住してきた方の場合は、当然ですけどもじいさん、ばあさんがいないわけですよ。ほかに身寄りがいない。そういう中で子育てをしていくときにどういう苦労があるのか、どこが困ったのか。私のところなんかの場合でも今同居になりましたけれども、やっぱり2人目、3人目のときというのはやっぱり1人目とは違って上の子供たちを送り迎えしたりとか、いろんなことがあって、ゼロから1というのもあるんだけれども、子供1人が2人産み育てるためには何が足りないのかなというのはいく聞いていかないといけないと思うんです。

10年ぐらい前の新エンゼルプランのときに、病児保育のことを担当課で聞いたことがあるんですけども、そうしたらアンケートを取ったけれどもそういう要望は少数だから取り上げませんと、こんな話もありました。少数か多数かではないんですよ。本当にどこにこの少子化と子育てをする困難な課題があるのか、どの課題を解決することが行政として必要なのかということをしっかり考えていかないといけないのではないのかなと。アンケートの結果が多い少ないと、制度を知らない人たちにアンケートの項目があったって丸をくれるわけではないではないですか。

やっぱりどこにあるのかよく聞いていく必要があって、これからのこのこども大綱等も町でつくる上でそういうことをよく聞いて、本当に子育ての課題が解決できるように、当然その中で病児保育等の問題も組み込まれていくんだと私は思います。国の大綱には入っているわけですから、当然考えていかなきゃいけないメニュー事業の一つだと思いますので、よろしく御検討をいただきたいと思います。お願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。しっかりと真剣に検討していきたいと思っておりますが、何でもそうなんですけれども、子供の数が減ってきて、お医者さんというのは、とにかく特に小児科と産婦人科がないというのは労働環境と対価のあれが合わないとか、過酷な仕事とかいろんなことがあると言われておりますけれども、ではその辺をどうやって

自治体として埋め合わせていけるかということ、やれるのかやれないのかということも含めて検討しなければいけないと思っておりますが、一つやれることというのは、先ほどの答弁でもお話ししたんですけれども、それぞれの方がやれるところを一生懸命やって連携をしていくことだと思っております。

例えば、東伊豆町には助産医がございまして、ここ数年ここで出産をされる方はいなかったんですが、ただ重要な役割は担っていただいていると思っております。医療行為もできないんですが、出産に至るまでの心のケアとかいろいろな意味で、順天堂につなぐまでとかそういうバトンを渡していく的な、そういうところで少しずつでもいいですから環境が少しでもよくなって、よくしていくという努力も併せて少し考えていければいいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、補聴器購入への補助制度についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 補聴器購入への補助制度について伺います。

日々の生活の中で加齢とともに腰や膝が痛くなる、目や耳の機能が悪くなるということは多くの町民の方々が年を取ったことを実感する場面ではないかと思えます。どの症状でも生活に大きな変化をもたらしますが、腰などの痛みは整形外科での治療などで対処、目の衰えは眼鏡やコンタクトレンズなどで対処できる一方で、耳の衰えというものは抜本的な治療はなく、補聴器等で補うことしかできないというふうに思えます。

そこで、以下の点を伺います。

1点目として、補聴器は片耳でも十数万円以上するものもあります。これを補助して高齢者の生き生きとした生活や社会への参加など活発に行えるように取り組んではいかがかと思えます。

2点目に、それに関連して社会福祉基金の活用と使い道について今はどのようにお考えになっているのかお聞かせください。

以上です。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。第2問について御答弁申し上げます。

まず、補聴器への取組、支援についてでありますけれども、現状といたしまして、県内の身体障害者手帳の交付の対象とならない方で高齢者を対象として補助している市町は、磐田市、掛川市、藤枝市、焼津市、富士宮市、御殿場市、長泉町がございます。そのほかの市町でも同様の質問がなされ、検討する市町が増えているというふうに認識をしております。

近隣の市町ではまだ助成している市町はないということで、背景には財源の確保とか制度設計をどうするかということがあろうかと思っておりますけれども、実施されている市町の事例を参考にしながら、検討しなければいけないのかなというふうに思っております。

高齢者というくくりは非常に枠としてはあるんですけれども、これから人口が減ってきて労働力というものがだんだんなくなってきた中で、高齢者の活躍をする場というのもおのずと増やしていかなければいけないですし、高齢者が活躍できるような町というのが大変いい町だと思いますので、そんな意味からも、高齢者の方が働くことにより生き生きとした生活を送れるようになるために、また働いている方が補聴器をすることで労働環境や作業環境がよくなるなど、社会参画ということも十分念頭に置きながら支援をやっていくという観点は大変重要かというふうに認識をしております。

そして、2つ目の社会福祉基金の活用についてであります。

社会福祉基金というのは、東伊豆町の社会福祉の充実に役立ててほしいという町民の方のお気持ちによる遺贈から生まれ、その用途については、子供の貧困対策とか高齢者福祉とかまさにここが当てはまるのかもしれないけれども、障害者福祉とか地域医療、災害医療等多岐にわたっております。

本来、社会福祉基金については皆さんから頂いた寄附金を基金として積立てて、そこから生じた利子を予算化して社会福祉事業の財源とするものであるということで認識をしておりますが、基本的にそういうことをやれば基金として積立金は残るために、残ったお金で皆さんの気持ちがしっかりとお子さんとかお孫さんの世代までつながるといふ昔はそういうスペシャルな制度だったんですが、ただ、今は、現状、社会福祉基金の残高というのは令和5年3月31日現在で3,397万3,000円となっております。今、お話ししたような利子を活用して事業の財源にするには額が少ないですし、今利率も高くないので利子を事業の財源に充てるというのも当然現実的ではないということでもあります。

このような状況で社会福祉基金を事業に活用するという事は、当然積み立ててあるものを取り崩していくということで、使い切れなくなってしまうということは周知のことだと

思います。

先ほど触れましたように、社会福祉基金の用途については、子供の貧困対策とか高齢者福祉、そして障害者福祉、地域医療、災害医療等多岐にわたっております。今、世の中がかなり激しく変わっていて、今日当たりもニュースでやっておりましたけれども、かなり物価高になっているし、ガソリンのお金も燃油高騰のところで政府が補助すると言っても結構厳しい額になってきているという、物価高騰も含め様々なリスクが隠れている昨今、社会福祉基金の用途については、先ほどの多岐にわたる用途のこともちゃんと念頭に置きながら、より効果的な使い方ができるように慎重に検討する必要があるかなというふうに今感じているところでございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 先ほども、栗原議員からも骨伝導の補聴器の問題ありましたがけれども、ちょっとその質問の中にも出ていましたけれども、お手元の資料の2枚目のほうを見ていただきたいと思うんですけれども、これは国立長寿医療研究センターほか、あと東京都の長寿医療研究センターとあと4つの大学が絡んだ調査なんですけれども、そこにあるように、認知症の危険因子として難聴を持っている人は通常の方の1.9倍のリスクというのがありますよね。

町長もこの間、前回の質問で言われたんですけども、耳がなかなか聞こえづらくなることによってやっぱり社会に参加していかなくなると、そういうことでの社会的な孤立というようなことが起きた場合にも高齢者の場合で認知症のリスクが1.6倍ありますよね、というようなこれはデータがあるわけなんです。

ここところが今非常に注目されてきて、今町長が言われたようなことは誠に分かるわけなんですけれども、ただ、先ほどの栗原議員の質問にあった骨伝導の補聴器の部分で言うと、補聴器としての今までの規格、基準には入らないから国としては補聴器という医療機器としての扱いをしていないんですが、障害者の自立支援事業の中では自立を支援する補装具としてこれを認めているんですよね。

だから、補聴器という名前がついているか、基準がどうかという問題ではなくて、聞こえづらい人が本当に聞こえるというものであるならば、名前が補聴器なのか集音器なのかいろいろ、町長先ほども答弁していただきましたけれども、人によって難聴の病状によっていろいろの

ものがありますから、それを必ずしも補聴器に押し込めるということではなくて、聞こえにくさが改善されてお年寄りの生活が働くという上でも、家族の生活の上でも、地域社会の皆さんとのコミュニケーションの上でも役立つツールであるならば、必ずしも名前が補聴器でなきゃいけないということもないんです。

先ほど町長が言われたところの市町はみんな補聴器なんですよ、確かに。耳鼻科に行って診断を受けて補聴器を購入する。それに対して3万円ぐらいを限度に補助をする。だけれども、障害者の自立支援事業のほうでは、聞こえない人がこれを骨伝導なんかのやつでも集音器でもそうなんですけれども、聞こえるようになるならばそれは補装具として認めるという考え方があるわけだから、同じように考えてもいいんじゃないですか。医療機器だということではなくて。聞こえづらさをなくして、例えば高齢者の自立生活を支援するという考え方であれば、必ずしも補聴器だけではなくて、今ある集音器だとか骨伝導の補聴器や何かというものも加えて支援することのほうが今大事ではないのかな。

加えて、先ほど栗原議員も言っておりましたけれども、通常の補聴器って本当10万円、15万円は当たり前にするんですけれども、骨伝導の補聴器の場合ですと非常に安いんですよ。そういう面でいうと、補助する金額もそう大きな金額にはなっていない、でもそういうものをするだけで47%ぐらいの、高齢者の皆さんの中で多くの方々の自立する生活の質が変えられるとすればとても大事な事業ではないのかなと思うんですけれども、どう思いますか、町長。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 自立支援というところで、それがあってによってより豊かな生活とか健康である生活、健康寿命にも結びつくとかいろんなことがあるということであれば、それはしっかりと検討を図っていけばいいのかなというふうに感じております。ただ一方で、自治体が少しまだ広がりがある程度で、そこは何かの理由があるのかなということもありますので、そこをしっかりと確認をさせていただきながら、我が町についてはどういう対応の仕方がいいかというのは、決して後ろ向きではありませんので。

先ほどの繰り返しになりますけれども、高齢者というくくりではなくて、やはりこの町のために生きがいを持って働いていただけるようなそういうまちづくりを進めるという上で、必要であればしっかりやることが必要かと思っております。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君）　そうですね。聞こえなくなると、職場でコミュニケーションが取れないから働けなくなっていくという人たちも確かにいるんですよね。だから、いろんな可能性で、現実的に高齢者というくくりの中でも実際かなり働けている人はいるわけだし、現実戦力として旅館やいろんなところで働いている人が大勢いらっしゃる、でも耳が聞こえないということから、コミュニケーションやまた危険のリスクという問題から仕事を離れて行く人もいます。

先ほど実は、栗原議員の質問終わった後、何人かでもその話題になったんですけども、ぜひ町長、この補聴器もそうだし、今いろんな形で音響メーカーから集音器みたいな名前のもの、これがやっぱり通販であったりいろんなもので今宣伝されるようになってきているということは潜在需要があるんです。通販でやられるということは、それだけ潜在的な需要を見越した宣伝もしているわけなので。ぜひそういうものとか、先ほどの骨伝導のやつなんかも含めて、例えば今年ふれあいの広場やるかどうか分かりませんが、いろんな機会です。ちょっと今、個別に昔みたいに敬老会とかというのもなくなってきたし、全体でやる福祉の広場みたいな形で、お年寄りなんかが大勢参加するような機会があるならば、ぜひいろんな機会を設けてモニタリングではないですけども実際どうなのと、体験してみないと分からない。でも補聴器にしてもいろんな集音器にしても、なかなか値段が張るとお年寄りはすぐに手を出して買うというわけにはいかないんですけども、自分が手にして耳にして効果があるなと思えばやっぱりそういうニーズが集約できるわけで、そういうことも含めて検討するという中にぜひお加えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君）　次に、第3問、気候変動への対応についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君）　気候変動への対応について伺います。

地球温暖化という言葉だけでなく、国は気候変動適応計画、県は静岡県の気候変動影響と適応取組方針を策定して、適応への取組を進めているというふうに見ております。

そこで、町の対応を伺いますが、国や県では気候変動によってどんな影響が起こるということ想定しているのか、これらの情報は町民とも共有されていくべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

2つ目に、とりわけ農漁業ではそうした影響が現れつつあるように思います。これを放置

すれば産業として消滅しかねないと考えますが、町はどのような対応をお考えですか、以上
お願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問の御答弁申し上げます。

まず、国や県が気候変動によってどのような影響が起こるかということ想定しているか
ということと、そのような情報について町民に関して共有をするのかどうかということでご
ざいますが、まず、気温が高い状態が長期化いたしますと、気候のパターンが変化して通常
の自然界のバランスが崩れてしまい、これにより人間だけではなくて地球上のほかの全ての
生命体が多くリスクにさらされるというのがまさに今の、結構待ったなしになっているか
なと思うんですけれども、そういう状況であります。

これらのリスクを回避するために国は、今お話ありましたとおり気候変動適応計画を策定
して、対応策について今検討しているところでございます。県はそれに呼応して県なりの考
え方を示しているということですが、まず、国の話でいうと、気候変動による具体的
な影響と適応策について、例えば農林水産業でいえば高温による米の品質低下等が発生する。
その適応策としては、高温耐性の品種の導入、新しい品種を入れていきたいと思いますとい
うことが考えられるし、自然生態系ではサンゴが育つ、この辺でいうと、最近貝が採れないとかい
ろいろありますけれども、そういう生態系が保全できなくなってくるということもあろうか
と思っておりますが、それに対してはしっかりと生態系保全の施策を打つんですが、なかなかこれ
が難しいということでもあります。

自然災害ではもう本当に土石流とか発生、今年は今のところないですけれども、昨年、そ
の前の年、伊豆半島でも被害が出ておりますけれども、降雨災害により土石流が発生する
ということで、対策としてはハード面でしっかりやっていくというようなことが考えられてい
ます。

このような気候変動によって引き起こされる影響とその適応策について、これは私たちの
生活に様々な関係がありますので、まずは町も町民もその情報について関心を持ち、正しい
知識を得ていくことが重要だと思っております。加えて、できるならば具体的な行動に移す
ことができるように努力をしなければいけないと思っております。いずれにしても、まずは
町としても国や県が公表している情報について、必要に応じて町民の皆さんにしっかりと提

供していきたいというふうに考えております。

そして、2番目の農漁業ではどのような影響があって、それを町は具体的にどのような対応を考えているのかということですが、気候変動が農漁業に影響を与えることは相当前から指摘をされていて、既に現場ではその影響がもうこの東伊豆でも起きております。もはや待ったなしの状況まで来ていると感じております。

ちょっと話がずれますけれども、人口減少を乗り切る処方箋ということで、人口の減少を緩やかにすることと、人口が減ったとしても耐え得るまちづくりを進めなければいけないという話はいろんなところでしているんですけども、同じような考え方をこの気候変動においても静岡県が示しております。

静岡県が示している気候変動対策というのは、まずは原因を少なくする緩和というやり方と影響に備える、まさにどっちかという耐え得るまちづくりのところに当たると思うんですけども、影響に備える適応、この2つの柱で気候変動対策を組み立てているというのが現状であります。

我が町にそれを置き換えて考えたときに、まず緩和の対策として考えられるのは、まず1つは環境への負荷を低減させることであります。SDGsもその延長線上にあるかもしれませんが、我が町としては現状今考えているのは、まずごみの分別をしっかりと縮減を図っていくということをまず進めたいと。そのために実証実験を終わらせたところで、本格運用するかどうかの検討を今しているところであります。

静岡県がいう影響に備える適応のことについていうと、将来的には気温に合わせた農作物の栽培や魚介類の養殖などを検討する必要があるというふうに考えております。なかなかこれ難しいんですけども、今までにはない変化に対しては、今までにないようなやり方をしっかりと考えて適応していくということが重要だと思っております。町としては、正しい情報を収集して農漁業者に提供するとともに、今後必要に応じて高温耐性のある適応品種の導入など助成をしっかりと行うなど、これは多分、町単独でできるところもあると思うんですけども、国、県と連携をしながら、しっかりと町内の関係者の方に適応を図る御支援をしていくことが重要かと考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、私も静岡県の計画をずっと目を通してみると、2100年には今

よりも平均気温が3度上昇すると。3度上昇するということはどういうことかということ、今屋久島の大体年間の平均気温とこの辺、静岡県が同じような環境になってくるとい、気温だけの問題でいうとね。それは、それ以外にどんなことが起きるのかということまでは書いていないけれども、2050年までに1.5度、2100年までには3度上がるんだという、これは国、県共通してこういう具体的な数字になってきているわけです。

町長が言われたように、町の原因対策の問題でいうとまさにごみの問題とか、当然ごみの問題ということだけではなくて、言う了一般によく分からないんだけど、結局燃やして、エコセンターは新しく造ったんだけどあそこで何でもかんでも燃やすということはどんどんCO₂を出しているわけですから、こういう排出をやめていくことが1.5度を下げていくことにつながるよね。

またもっと言えば、いっぱいごみを燃やせばその次にまたもっと大きくとは言わないけれども、近隣で言っているように100億円もかけて新しい焼却場を造らなきゃならないなんてことはとても私たち想像できない話なんですけれども、そういうことを含めてとても大事なポイントで、それはやっぱり町長、町民のこういう気候変動だとか、そのことが農漁業や健康やそういう問題に影響しているんだよね。

だから、このごみの分別も含めてみんなでやることをやろうよねという意味でいうと、町の気候変動の町長がよく言うSDGsの計画というようなものも、一番大きな大義名分としては必要になってくるんじゃないかなと、そのところが私は町民と共通認識を持つためにも必要なんではないかなというふうに思っているところです。

2つ目に、特に農漁業の問題、災害の問題というのが一番すぐに影響が出やすいわけなんですけれども、町長が言われたように、農漁業には既にそういう、前もちょっと言ったんですけれども、伊豆半島沖でウミヘビをよく見ますよというようなことが普通に語られるようになってきて、そうしてみるとかなり海温が高いのかなと、それは一時的な黒潮の蛇行だけなのかというようなことですよ。

近隣で、この前、南伊豆で7月に選挙がありました。行ってみて驚いたんですけれども、南伊豆の選挙の候補者の中で、かなりの方々が養殖の話をしているんです。なぜかといったら、ここの県のあれでも出てくるように、磯焼けしてカジメが育たない、アワビやサザエ、伊勢海老の収穫が激減してきたということの中で、南伊豆の町政の中ではもう既にそれに対してどうするんだということが町政の大きな課題になっている。

この間聞きましたら、今まで割と東伊豆よりもいっぱい獲れていたから、東伊豆で伊勢海

老や何かが足りないと南伊豆から持ってくるということがあったと。今年は逆だと。南伊豆のほうで伊勢海老が獲れないから、稲取で獲れたものを南伊豆に持って行っているよと。こういう事態が既に起こってきているわけ。

農業の場合で言えば、確かに町長が言われたように米の品種改良から何かからあるわけですよ。お茶だって品種改良が必要だ。実は読んでいてびっくりしたんですけども、イチゴも品種改良が必要になると、こういうことのように。花にもカーネーションでもそういう影響があると。種や何かの場合で1年で対応できるものもありますけれども、何年もかけないと多分ミカンや何かの場合なら植え替え、改植をして新しいものを育てるということにはやっぱり時間がかかります。またそれに対する技術、またいろんなものを準備するというのには時間がかかるというのが農漁業。

やっぱり漁業でもそうですよね。今まで金目を中心にやってきたんですけども、ほかのものに魚種を変えていく、ほかの仕掛けが必要になる。いろんなもので準備にやっぱり費用と時間がかかるというのが農漁業あると思うんです。

この辺を町長、町としてどう見ていくのということですよ。町として、特にそういう話を農漁業者の方々とはしていますか。またそういう対策とかという話には至っているんでしょうか。いかがですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） その問題認識はもう町長になる前から持っておりましたので、いろいろ施策の中でも少しうたっているところではあります。具体的に言うと、養殖業については実際に県の研究センターのほうに当町に来ていただいて、ちょっと相談をしたりとか、少し動いたんですが、海面養殖等についてはなかなかうちの町の沖合というのは海流が早くて養殖には適さないというような条件もあって、それならば陸上養殖がいいんじゃないかというようなことも含めて、今少し検討は始めているところであります。

農業については、少しそういうところは薄いかもしれません。なかなか意見交換をする場がないというところも少しあって、その辺をちゃんとつくっていかなければいけないのかなというふうに思っております。

おっしゃるとおり、米は昔、東北というイメージだったのが、今はもう北海道に移っておりますし、養殖の話でいえば、この間沼津市が沖縄の海ブドウというものの養殖を始めたというニュースをやっておりました。暖かいところのものをこっちに持ってきてやるような時代になってきているのかもしれない。その辺もしっかりと踏まえながら、この東伊豆町が

持っているいろんな施設をできれば有効活用しながら、そういう取組を進めていくことができればというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） そこでまた思うんですけれども、漁協の場合は伊豆漁協ということで、いわゆる賀茂郡という範囲の中なので、政策的にもまだ立てやすいのかなと。ただ、農業者の場合で見ると、富士伊豆という形で非常に広域になってきまして、そういうものの政策立案というのはどうあるべきなのかなという部分は非常にちょっと。

今までの作物の生産指導はしていた、ただ、これから気候変動の中で変わっていく、またそれに対応していく、新しいものが必要になるかもしれない、そういうときにしっかりとこの地域に合ったものに対応できるのかなというところは非常に不安な部分でもあります。なので、一昨年かな、伊豆の国市なんかだと、やっぱり農業経営基盤の委員会を立ち上げるとかいろんなことをし始めている部分もあるようですけれども、町としてもどこが司令塔なのかな、農業委員会なのかな、経営振興会なのかな、どこがこの問題を町と一緒に考えて歩んでいくのかな。

農協の青壮年部会あたりでも、やっぱりこの気候変動についてこのままでいいのかという意見が出ていたというようなことはちょっと耳にしたんですけれども、でもそれが大きな意見になっていたというふうにも聞いていませんけれども、ただそういうふうに、今のままでいいのという疑問がやっぱり出てきているということは、本当に今行政としても対処していかないといけないというタイミングなんではないかなというふうに思いますもので。

ちょっと、司令塔ってこれどこにあったらいいんですか、どういうものがあったら町と、さっきから町長がいろいろ言っていたように、町だけでできない、でも今実際やっている農漁業者やなんかはどうしたらこれが少しでもそのことを勉強して適応できるような次の産業に進展していけるんでしょうか。町長、この辺の仕組みってどう考えますか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

その辺の仕組みについては、農業とか漁業だけではなくて例えば観光もそうだと思うんですけれども、この世の中が激変をしているところに、さっきの話ではないですけれども適応して乗り越えていくということに対しては、なかなか限られたところの人材だけでは難しいところがあるというふうに認識しておりまして、例えば外部からの人材に少し参画をしてい

ただくとか、そういう工夫がもしかしたら必要なのかもしれませんが。基本は地元の方でいいと思うんですけども、その辺の仕組みをちょっと役場として担当課を交えて検討させていただいて、具体的に何か動き出せたらいいのかなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 以上で、山田議員の一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○議長（笠井政明君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時35分

令和5年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和5年9月8日(金)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

6. 2番 鈴木伸和君

- 1) 防災体制について
- 2) 地域交通対策について
- 3) 稲取漁港周辺整備事業について

7. 10番 須佐衛君

- 1) ひきこもり状態にある方の現状把握について
- 2) 障がい者施設からの調達について
- 3) 公共交通の実証実験について

8. 1番 山田豪彦君

- 1) 地域おこし協力隊について
- 2) 旧稲取幼稚園の利活用について

日程第2 議案第41号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算(第4号)

日程第3 議案第42号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第4 議案第43号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第5 議案第44号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第6 議案第45号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第1号)

日程第7 議案第46号 令和5年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第8 報告第2号 令和4年度東伊豆町健全化判断比率の報告について

日程第9 報告第3号 令和4年度東伊豆町資金不足比率の報告について

日程第10 報告第4号 債権放棄の報告について(水道料金に係る債権)

日程第11 同意案第21号 東伊豆町教育委員会委員の任命について

出席議員(10名)

1番 山田豪彦君

2番 鈴木伸和君

5番 笠井政明君

6番 稲葉義仁君

7番 栗原京子君

8番 西塚孝男君

10番 須佐衛君

11番 村木脩君

12番 内山愼一君

14番 山田直志君

欠席議員（2名）

3番 楠山節雄君

13番 定居利子君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 岩井茂樹君

副町長 鈴木嘉久君

教育長 横山尋司君

総務課長 村木善幸君

防災課長 国持健一君

企画調整課長 森田七徳君

税務課長 木田尚宏君

住民福祉課長 鈴木尚和君

健康づくり課長 山田義則君

健康づくり課参事 柴田美保子君

観光産業課長 梅原巧君

建設整備課長 村上則将君

教育委員会事務局長 齋藤和也君

水道課長 鈴木貞雄君

水道課技監 桑原建美君

会計課長 正木三郎君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 福岡俊裕君

書記 榊原大太君

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和5年東伊豆町議会第3回定例会2日目は成立しましたので、開会します。

なお、3番、楠山議員、13番、定居議員より本定例会を欠席するとの届出がありましたので、御報告します。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（笠井政明君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

◇ 鈴木伸和君

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員の第1問、防災体制についてを許します。

2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 皆さん、おはようございます。

あいにくの天気ですけれども一般質問をさせていただきます。よろしく御答弁のほどお願い

いします。

第1問、近年の異常気象により多発する豪雨や大型台風による土砂災害等が増加し、当町においても、幹線道路の寸断や長期停電などの災害リスクの対応をより一層強化することが急務となっています。特に阪神大震災や東日本大震災などから予想だにしない様々な被害を受け、静岡県の地震・津波対策アクションプログラムも、現在、第4次版の総合評価と新たなこれからの10年計画が始まったところです。

平成25年に制定された国土強靱化基本法により、東伊豆町におかれても、平成3年3月に令和6年度までを計画期間と定め、国土強靱化地域計画を策定しています。この計画を基に、昨年8月に示された東伊豆町版骨太の方針の中で「安全・安心の確保」として筆頭に記載されています。

そこで、以下の点についてお伺いします。

1点目、「防災体制の強化を図っていく」とあるが、最優先課題は何だとお考えになっていますか。

2点目、「コンパクトシティを念頭に置いた『防災・減災の施策』と『まちづくり』一体の整備を目指す。」とありますが、どのようなイメージですか。

3点目、令和4年度に作成となっている見直し案（草案）で庁舎や防災機能移転を含めた防災体制の再点検を行うとありますが、具体的な見直し案が示されていますか。

4点目、令和5年度にこの見直し案を基に議論を広げていくとありますが、スケジュールはどのようになっておりますか。

よろしくお願ひします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） おはようございます。まず、本日のスタートということで鈴木伸和議員の質問にお答えさせていただきます。

台風の状況ということで、昨日もそうなのですが、今朝も国土交通省のほうから直接私のほうの携帯に連絡が入りまして、雨の予測みたいな話とか状況を教えていただいております。冒頭ではございますけれども、国ともしっかりと連携が取れているということでぜひよろしくお願ひをいたします。

それで、鈴木議員からの質問ですけれども、防災体制について幅広くということで、ちょ

っとボリュームがありますのでよろしくお願いたします。

最初に、防災体制の強化を図っていくということの中で優先課題は何かということであり
ます。

まず、一般論でありますけれども、防災体制の強化に関わる事項というのは大変多岐にわたっておりまして、中央防災会議が取りまとめた防災体制の強化に関する提言の中でも、防災体制の強化については幾つか指摘というかポイントが挙げられております。例えば災害時には情報の集約及び共有化を行って、限られた人員や様々な資源等を効果的に投入するために関係機関の総合調整を迅速に行うことが必要です。

ちょっとこの辺、今朝の国交省の連絡が若干当たるのかもしれませんが、災害発生前からそのための災害応急体制の構築を図る必要があるとか、あとは、被害状況を迅速かつ正確に把握して、それを町民や当町を訪れている観光客、観光地ですので東伊豆町は。観光客に分かりやすく伝達することも大変重要で、ハードとソフト双方の整備をしっかりと進めて、国・県・町、そして町民との間の情報の共有化を進めなければなりませんということで、少しずつ進めているということだと思います。

そのほかにも、災害による被害を軽減するために、行政による公助だけではなくて自ら身を守る自助や防災行政への寄与とか協力、自主防災組織やコミュニティーの強化とか、住民、ボランティア、それだけではなくて企業等の連携も含めた共助の部分も必要だと考えております。町民及び企業の皆さんの防災危機管理意識の向上ということも、実はやっていかなければいけないというふうに考えております。

防災体制の強化につきましては、今お話ししたように、ほかにもたくさんあるんですけれども、このようなポイントがありますので、それらを踏まえ、また令和3年に策定いたしました東伊豆町の国土強靱化地域計画も、これもにらみながらというか、修正をかけるというか見直しもやるのかもしれませんが、その中で当町の防災体制の強化を図っていきたいと考えております。

最優先課題は何かという御質問ですが、今お話ししたように防災体制の強化については幾つかのポイントがありますので、どれか一つやればよいという話ではなくて、何というんですか、優先的に進めるというよりは、どれもが大切なポイントということで、できるところからタイミングをしっかりと見極めながらやっていくということが重要ではないかなと考えております。

ちなみに、昨年度、当町においてどういう状況かという、当町で地震・津波対策に関す

る対応策に従い課題を抽出させていただいて、静岡県賀茂地域局危機管理課に報告してヒアリングを受けておりました。現在、ある意味、再点検をやっているというところでもあります。防災体制の課題としては、津波浸水域にある役場本庁舎の電源とか備蓄倉庫の確保などが挙げられておりました。

令和4年8月24日、25日には、昨年ですけれども、国土交通省海岸室と土木学会沿岸まちづくりにおける経済学的手法研究小委員会、ちょっと長いんですけれども、に実際に東伊豆町に来ていただいて現地を視察していただき、様々な観点から防災と減災、あとは少しまちづくりも含むところで意見交換をさせていただいたところです。

令和4年12月21日には検討事項についてのウェブ会議も行いまして、意見交換のフォローアップをやりながら、堤防や海岸から離れた位置に引き堤の設置とか最新データの浸水シミュレーションという提案を受けたので、本年7月末に、静岡県にこれまでのデータを下さいという、データがないとシミュレーションができないので、それを静岡県にお願いしていたところ、今年7月、ちょっと前ですけれども、静岡県からデータの提供を受けましたので、それを基に解析できるかどうかということ、土木学会というか大学ですけれども、そこにお願ひさせていただいたというところです。

昨年10月4日、国土交通省の清水港湾事務所と、陸路が寸断されたことを想定して、海からの人員及び物資の輸送ルートを確認するための合同訓練を実施いたしました。まだ記憶に新しいかと思います。当日は、稲取、熱川の旅館組合の御協力もいただきながら、海を使っただけの観光客避難を行いました。さらに、海からの緊急支援物資の搬送、船舶からの空路による救援物資の輸送の実証実験としてドローンを使用して海上から、海上といっても船の上の海上で、なかなかこれやったことがないということだったんですが、そういうようなこともやり、稲取高校まで搬送させていただきました。

このほか、避難所では災害対応の担い手となる稲取高校の生徒による物資の搬送ということも、そのときにやらせていただいたところです。この訓練を基に町では災害時における海上輸送及び航路啓開計画を策定し、さらに、一般社団法人日本港湾空港建設協会静岡支部と、災害時または事故発生時に港湾の掃海業務に関する協定を結ばせていただきました。例えば、津波がわっと来たときに、稲取漁港の中に瓦礫がたまってしまったときにそれを早急に撤去してくれるという協定を結ばせていただいているところです。

以上でございます。

次に、コンパクトシティについての質問が2問目にありますので、お答えをします。

コンパクトシティが必要とされる背景には、急速に進む少子高齢化があるというのは周知の事実でございます。少子高齢化が進むと、収入を得ている働き手が減ることで自治体の税収が減るということで、その中で、高齢者の増加が行政にとってはある意味、少し負担になってくるということでもあります。ひいては、行政サービスの全体の質の低下につながりかねなく、上下水道などの生活インフラや公共交通機関の維持も難しくなり、住民の利便性も低下するおそれが指摘されています。これ指摘だけではなくて、もう我が町においてはこの傾向が出ているかと思えます。

こうした問題の解決策の一つとなるのがコンパクトシティです。生活圏がコンパクトになれば行政サービスが行き届きやすくなり、店舗などがある程度一定範囲に集中することで相乗効果として経済の活性化も図れるということが言われております。全部やるというわけではないと思いますけれども、それはしっかり検討しなければいけないと思っています。住民の移動範囲が縮小することは自家用車などによるCO₂の排出削減にも効果があるということで、昨日、環境関係の質問がございましたけれども、そういうことにも寄与するということでもあります。

一方で、地球温暖化の影響による大雨や短時間豪雨の頻発等により洪水や土砂災害等の気象災害が激甚化、頻発化し、喫緊の対応が求められているというのも事実です。今日あたりも、いろいろ大変な状況になっているところもあろうかと思えます。

国土交通省は、これらの気象変動の影響による水災害の激甚化、頻発化等を踏まえまして、堤防整備等の氾濫をできるだけ防ぐための対策のような従来のハードによる整備、これは今までずっとやってきたんですけれども、それに加えて被害対象を減少させるための対策という新しい考え方を導入いたしました。流域治水というのが具体的な法案で挙げられているんですけれども、東伊豆町では水害以外にも津波災害や急傾斜地における土砂災害も念頭に置いておりますけれども、国は、このような被害対象を減少させるために、より災害リスクの低い地域への居住の誘導とか、水災害のリスクの高いエリアにおける建築物構造の工夫とか、いろいろなことをやり始めているということです。

それで、議員質問の防災・減災の施策とまちづくりの一体的な整備を目指すというのは、より災害リスクの低い地域への居住の誘導を進める際に、同時に誘導ということが伴うので、コンパクトで利便性の高いまちづくりということを同時に考えたらどうでしょうかということでもあります。

続きまして、「庁舎や防災機能移転を含めた防災体制の再点検を行う。」とあるが、その

後どうなったんでしょうかという話であります。

見直し案については、現在、防災体制の再点検中でありまして、今後、見直し案の取りまとめを進めていきたいなと思っております。見直し作業の一環として、令和4年8月24、25日、先ほどお話ししたと思いますけれども、国土交通省海岸室並びに土木学会に来ていただいて、東伊豆町の主に沿岸部を中心に現地視察していただき、課題の抽出、今後の方向性などを検討するために情報を収集していただきました。それらを踏まえ、当町において防災・減災の視点で意見交換を実施し、同年、先ほどお話ししましたけれども、ウェブ会議もやって、引き堤の話とかシミュレーションの話もいただいているということであります。

シミュレーションについては、先ほどお話ししたとおり、お願いして、これからやっていただけのかなという感じであります。結果が出てくるのかどうかというのは、最近の話なのでまだよく分からないところがあります。同じように寸断のための訓練もして、最終的には協会とも協定を結ばせていただいているという経緯がございます。

あとは、冒頭お話ししましたけれども、令和4年度の中で、令和5年2月ですね、県とも、先ほどの賀茂地域局危機管理課に報告してヒアリングを受けて、その際に役場、本庁舎電源の話とか備蓄倉庫などの防災体制の課題というのを挙げていただいているので、冒頭お話しした諸課題の中でそれをどう取り扱っていくかというのをこれから考えていきたいと思っております。

以上、防災体制の再点検に関しては、様々なデータや情報や専門家からのアドバイス、今までいろいろやってきたということではありますが、場合によればもう少しいろいろやらなければいけないかもしれませんけれども、それらのいろいろな知見を踏まえて、また学校の再編が今、持ち上がっておりまして、それがどうなるかによって我が町所有の施設の扱いというところも絡んでくるので、町有施設の利活用、今言ったようなお話などの防災・減災以外のまちづくりの進捗状況も踏まえながら、防災体制の強化ということを考えていかなければいけないというふうに感じております。

最後に4つ目でありますけれども、見直し案を基に議論を広げていくそのスケジュール感ということではありますが、まず見直し案の取りまとめを進めたいと考えておりますけれども、見直し案については、先ほどお話しした国交省とか土木学会のシミュレーションの結果ですね。あと、観光地での防災まちづくりについてのアドバイスもしっかりそこからもらいながら、また学校の再編の話とか町有施設の利活用という話も併せて、そのような環境が整い次第、見直しを進め完成させたいと考えております。それを基に議論を広げるというのは、当

然その後の話になると思うので、まずは見直し案を粛々と見直す、場合によれば追加していくということをやっていききたいなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

これは私見なんですけれども、町長就任以来、この短期間に、町のリスクの洗い出しというのがスピーディーに行われてきたのかなと思うことが多々ありまして、それらのリスクのチェックは既に自分の中ではある程度整理をされてきているのかな、動かれてきているのかなという形で今回質問もさせていただきました。

特に今日は地震についていろいろお話をさせていただきたいと思うんですけれども、今回、静岡県が出しました第4次アクションプログラムの中で一番評価されるべきなのは、津波の浸水域ですとかそういうものがハザードマップとして、先般、住民の方にも配られましたけれども、一般の人たちも目で見て危険が分かる、自分が住んでいるところの危険度あるいは自分が勤めているところ、あるいは畑のところの危険度があのハザードマップによって非常に分かりやすくなっている。

ましてや、防災センターとかこの役場の前もそうですけれども、大きなものでも誰でも見られるような形で今、表示できていて、その辺は安心・安全の一つなのかなと思っているところですが、28年でしたか、静岡県で一番最初に、津波の避難区域ということで法律に基づいてイエローゾーンの指定を東伊豆町がしました。その当時、ほかの市町村では、リスクのほう大きい、個人の財産のところ規制といいますか、マイナスのものを表示して出すということであらうちよしている中、東伊豆町では、最先端だと思いますけれどもその区域を告示して、その中にこの庁舎も当然含まれています。

その後の静岡県の動きの中で、海岸線を地域ごとに区切って、国・県の考え方で300年に一回程度起きるであろうレベル1の津波に対しては、基本的にハード施設で守りましょう。1000年に一度あるような大きな津波、レベル2の津波については逃げることに特化しましょうという形で、アクションプログラムの中の対策として動き始めました。

当町においても4つの区域に分けて、ここが一番いいなと思ったのは、地域の皆さんの結論でもって行政が動くというような形で、白田はこの間、完成しました。60センチ、レベル1の津波が超えるということで、地域の皆さんが夜な夜な会議をさせていただいて必要と判断

しました。それでこの役場の前ですけれども、役場の前の通りは田町と西町と東というおのおのの地区でこれもずっと協議会を開いていただいて、田町と西町の方々は、新しくきれいになった稲取漁港の景色を新しい観光資材としたいということで施設は造らない、東区だけ施設を造りましょうということで、令和2年ですか、まとまりが、稲取地区というのが出ました。

そのアクションプログラムで出ている津波のハザードマップとそれからイエローゾーンの区域をホームページで誰でも見られるんですけども、ここの庁舎の前は郵便局の駐車場までがイエローゾーンなんですね。役場の目の前がメッシュで切っておりますけれども、3.8から4.1の数字が並んでいる。私も現職の頃は町長なりいろいろなところには提案いたしましたけれども、昭和の時代に砂浜を揚げ干し場として埋め立てた。その時代に昭和の建物を建てて、そこに対策本部があって、液状化のこともずっと言われていますし、ましてや対策本部のあるところに浸水区域、イエローゾーンもちゃんと自分たちのリスクとして挙げているわけです。

そうすると、一番ここが中心で物事が動いていく段階の中の災害対策でもあるところが、液状化が心配、それから津波の浸水がある。役場の前でさっき言いました3.8から4.1ということは、公用車も全部流れてしまう危険がある。それまで含めた中で、今、令和5年度まで来ていますけれども、先ほど学校再編の話がありましたが、昨年12月に答申があって熱川へ、一つが望ましいという形がありました。これはとてもいいチャンスなのかなと思います。

町長も知っていると思いますが、実は防災体制の強化を図っていく中で、北川の防災センターだとか、しおかぜ広場だとか、津波の監視施設だとかずっと町が整備してきた中で、最後に135号沿いに、65メートルでしたか、海拔、そこに東伊豆町の防災センターを造る計画でずっと動いていましたけれども、諸事情によりこれがなくなりまして、それ以降の話が全然出てこないんです。これは私見なんですけれども、とにかく防災課の人たち、それから水道課の方々、それから建設整備課、これはここの庁舎にいないほうがいいというのをずっと私は持論として話してきました。

ただ、以前の話では場所がなかったんですけども、今の答申を見ると4つのうち3つが空くという。そこには平らなグラウンドがあって、避難所となる体育館があって、築年数が古いですけれども耐震を施されてきた校舎があって、しかも近年の猛暑の関係で、エアコンを入れる関係でそれぞれがキュービクルを持っているということで、いろいろインフラももう整備されているというところがあるんですけども、そういうところへ先に防災課、水道課、それから建設整備課を、場所は確定しなくても動かす準備、動かす計画、予算的な配慮

というのをもうそろそろ結論を出しててもいいのではないかなと思いますけれども、その辺、町長どんなお考えでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

庁舎については、いろいろ皆さん課題を感じている中で、それがずっとそのまま来たというところに大きな課題があるのかなと正直思っています。

まず、移転等については、昨年、基本的な災害時の無線とか、後でちょっと担当課から説明していただきますが、それを役場のところから移動した場合はどれぐらいお金がかかるかといったら、それだけで7,000万という費用が出ていて、部分的に移すことがどこまで生産性がいとか効率的かというのは、いろいろ検討しなければいけないのかなというふうに今感じております。

学校について使うということは当然その選択肢としてはあると思いますが、防災と観光と地域の皆さんの安心・安全というのを全部考えながらのまちづくりをやっていかなければいけないという意味では、やっぱりそこはもう少し、まずは学校の統廃合の話がある程度方向性が出てきて、ここが空いてくるというのが分かった時点でしっかりと検討しながら、使い方もいろんな選択肢があると思うので、そういうのは幅広く検討しなければいけないと思います。同時に、当然防災のことは考えますけれどもというふうに思っています。

それで、移転について具体的に考える、検討はしておいてもいいと思いますけれども、個人的には、移転をするのであれば、この庁舎は多分あと20年ぐらいですか、20年で計画とかを考えると意外に時間がないかもしれないので、その辺は少しずつ考えていくとか、やらなければいけないのかなという思いも一つあります。

私自身が復興庁のほうのちょっと仕事もしていて、まさに東日本大震災の後の10年間の仕事をやっておりましたので、いろいろ現地も行ってみたいとか課題も何となくは分かっている中で、津波の直後の対応がどこまで適切だったかというのは難しいところもあろうかと思えます。もう一度、冷静にどうあるべきかというのを考えなければいけないのかなと。

去年、土木学会の有識者の方が、大学の先生が10人ぐらいいらっしゃったんですか、その中で御意見を聞いたところ、やっぱり町並みというのも大事だよねという、意外にそういう御意見も出たんです。先ほどの田町と西区が景観を最優先に考えたということに対しては、土木学会の委員からはすばらしい判断だったという評価も実はいただいているという中で、ただ同時にリスクを減らしていくということも考えなければいけないということで、それで

引き提ですとかいろんなアイデアをいただいたということで、それはこれから考えていかなければいけない。庁舎のこともそうなんですけれども、時間をかけちゃいけないんですけれども、少し大変かなというふうな思いがあります。

あともう一個、東日本大震災のときからもう十数年たっているかと思えますけれども、気候変動の速度が激しくて、多分、津波の被害も考慮しなければいけないんですけれども、恐らく今、国は高潮のほうに目がいつているという側面もあろうかと思えます。毎年、台風が例えば来たときに今までにないようなところまで波がかぶったりとかという現状、潮位が上がっていると思えますけれども、そういうようなこともあろうかと思うので、その辺も一緒に考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っているので、時間を少しかけながら丁寧に、でもあまりかけられないというような非常に苦しい立場ではあるんですけれども、今言ったようなことをコンセプトに少し進めていきたいなど。

庁舎の安全性については、砂地盤ということがありました。私の大学院の研究論文が液状化なのでそこは専門家なんですけれども、砂の上に建っている構造物というのは、基礎がどこまでいつているかにもよるんですけれども、非常に液状化になりやすいということを皆さん分かっているということで、ちょっと不安な面もあります。そういうことも加味しながら少し検討を加速化できたらいいのかなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 防災課長。

○防災課長（国持健一君） 先ほどの防災設備の関係で、昨年度検討させていただきました事項について御説明させていただきたいと思えます。

役場4階及び5階にあります行政無線、同報系、移動系の設備を移設するという事で検討させていただきました。それにつきましては、そこにある機器ですとかあるいは電源装置、それとパンザマストと送信の装置ですね。元々のキュービクルとか電源は含まれずに先ほど申し上げた費用がかかるということで想定をさせていただいております。

以上となります。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

重々に皆さんが分かっている、職員の担当の皆さんもリスクの判定を、強靱化の地域の計画の中で起きてはならない30のこと、事前を守るべき9つのことを明記して非常に整理されているのかなと思うんですが、片や住民側の意識からすると、8月の気象庁の見解ですと、

東南海地震、向こう40年の間に90%起きる可能性がある。それから、首都直下型のすぐそこが震源になりますよね、西相模湾の。地震が起きる確率が向こう30年で70%という形で、かなり喫緊に迫っているなということはもちろん一般の人たちでも十分に承知なわけで、そのときによく話に出るのが、おい、役場は大丈夫かよという話をよく聞かれるもので、今回は、皆さん御承知だと思っていたんですがもう一度再認識していただいて、さっきの機器のお金の話にもありますけれども、今のうちから機器を動かすために、いろんな装置が何か月、何日間使えないということはあってはならない話ですので、瞬時にいろんなものを切り替えていくと。非常に難しいことも考えなきゃならないし、予算のことも考えなきゃならない。それで、さっきも言いましたけれども、一番頼りになる情報収集のために使う公用車、これについても、津波の浸水区域にいつも置いてあるという形をやっぱり考慮していたほうが安心なのかなど。

2回ぐらい農協の駐車場に公用車を移動するという訓練も私、やった記憶があるんですけども、管理職の中にも何人かいると思います。一番恐れているのが、うちの町は雨に対する被害は、随時という言い方は失礼かも知れないですけども、ずっと受けている中で、技術職の方々もずっと災害に対する復旧はやってきていますので経験があります。でも、殊、地震に関しては経験のある職員がいないんですね。当時、一生懸命協力していただいた建設業の方々の中にももう地震を経験している人がいない。静岡県にもいない。雨の被害と違って、広域的に電源が喪失あるいは通信のためのインターネット回線が通じない、あるいは道路が寸断される、そういう状況が広い範囲で起きるよというのがやはり一番怖いなと思っているのが今の住民の皆さんです。

その中で、今、町長がお話ししてくれましたピーク時の観光客、これがいたときにも、この庁舎の1階に観光協会さんが今、入っていますけれども、そういう問題も当然考えていかなきゃならない。

何年前か、企画課長と経験しましたがけれども、夏のお盆に雨量規制で135号が通行止め、伊豆急に満員で乗っているお客さんが各駅に止まっている、さあ、どうするというのを経験したことがあります。こういうのも、安全に帰路していただくための動きをするのが行政なわけで、そういった観点からすると早めにやはり少し、例えば水道課に対しては安全なところにおいていただくとか、そういう考え方も一つとしてあるのかなと思います。

この防災に関してはいろいろ多岐にわたっていますので、ポイントを絞りながら、今後も町長やいろいろ当局の皆さんとお話しできればいいかなと思っていますので、第1問は以上

にします。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、地域交通対策についてを許します。

2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 第2問をお願いします。

全国多くの地域では、人口減少社会の顕著化により公共交通の維持確保が厳しくなっています。需要の縮小による経営の悪化や運転者不足の深刻化などによると言われております。

当町も同様に諸問題を抱える中、昨年11月に地域公共交通の講演会が開催され、多くの反響がありました。また、今年の秋から稲取地区でオンデマンド型の実証実験、それから城東地区では、マイカー乗り合い型の公共交通サービスの事業が予定されています。

そこで、以下の点についてお伺いします。

1点目、稲取地区の実証実験ではどのような項目のデータを収集する予定でいますか。また、想定するデータ量が得られなかった場合には実証実験の延長等をするか。

2点目、収集したデータをどのように分析、評価をするのか。

3点目、城東地区での予定のマイカー乗り合い型の事業の概要は。

4点目、社協で現在実施中の高齢者移動支援との関連はどうなっていますか。

よろしくをお願いします。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問に御答弁申し上げます。

まずは、稲取地区の実証実験ということについてですけれども、前段階として、町長に就任してから一番多く町民の方から要望というか課題を挙げていただいたのが、まさにこの東伊豆町の中の公共交通の話です。免許を返納して免許がなくなった方々、高齢者は移動手段に困っているとか、夜、飲みに行くと車がない、タクシーがないとか、通学・通勤に困るよという話もあるかもしれませんし、観光客の皆様からすると、東伊豆に電車で来たのはいいけれども、その中の交通はどうなっているんでしょうかというような話もあったりということで、なかなか待たない状況の中で、あらゆることをまずやってみようかなというのが基本スタンスです。それを受けて、改善するもしくはある程度一緒にしていくとか、そういうことをしながら東伊豆町に合ったモデルをつくっていくことが重要かなと今思っております。

す。

それで、今回の稲取地区における実証実験ですけれども、将来、バスやタクシーの先細りが予想されること、また団塊の世代の先ほど言った運転免許返納がピークを迎える可能性があることなどから、将来の公共交通の選択肢の一つとして、オンデマンド交通がどのようなものを町民に体験してもらいたいということ、今後の検討に生かすことをまずは大きな目的としております。話では聞いたけれども、どんなものがよく分からないというところをまず一步踏み込んでどんなものかというのを体験して行って、そこでいろいろなものを、データとしてヒアリングもするかもしれませんけれども、それを生かしていきたいということです。

実験車両の利用は、事前の予約制で行いまして、スマホと電話の両方で予約を受けることになります。この際に、氏名、性別、年齢層、郵便番号、乗車地・降車地のデータを取得することができます。予約時のデータ収集のほかに、利便性、バス停の場所、料金についての感想などもヒアリングでちょっと聞いてみたいなというふうに思っております。

今回の実験は、細かいデータを取ることが主たる目的というよりも、利用者が少なくても、データを取ることが主たる目的ではないので、今回、数が少なかったとしても実験期間を延長するということは今のところ考えていないことです。

収集したデータをどのように分析、評価するのかということではありますが、データについては、どのような属性の方の利用が多かったのか、どのバス停の利用が多かったのかなどを分析して今後の検討に活用していきたいなというふうに思っております。

これはイタチ返しなんですけれども、利用者が多ければ今後の検討のスピードを上げる必要があります。逆に少なければ検討時間に余裕があるということで、そう評価できると思いますので、現在、外出手段に困っている方以外にも、なるべくデータを欲しいというところもありますので、将来の外出の足に不安のある方にはぜひ利用していただきたいなというふうに思っております。

そして3問目であります。城東地区で予定のマイカー乗り合い型の事業についてであります。

これは、自家用車で移動する方の車にそれ以外の外出を希望する人が相乗りをさせてもらう仕組みでありまして、ノックアルヒがしいずということでネーミングしておりますけれども、来年2月から奈良本、片瀬、白田地区を対象に開始する計画でありまして、現在、停留所の位置などについて検討を進めております。

このシステムですけれども、前日の夕方までにスマホか電話で予約を受ける予定で、料金は1回当たり大体200円から300円程度を考えております。今後ドライバーをしていただける方の募集をする予定なので、多くの方の御協力をお願いしたいというふうに思っております。

それと、社協についてであります。高齢者移動支援事業というのは既にやっております。私もよく分かっていて、まだそんなに浅い、浅いけれども評判がいいとか、ボランティアドライバーの方の協力をいただきながら評判がいいというふうには考えております。

ただ、仕組みを比較すると同じような、似ているんですけれども仕組みが少し違う面もございますし、あと何ととっても、利用している方々の対象が少し、ノッカルの方は広いけれども、社協でやっている高齢者移動支援というのはまさに高齢者の方々というところで、そこは似て非なるものかなと思っております。取りあえず関係性は特に今のところはないんですが、ただこのノッカルひがしいずをやった結果も踏まえながら、あと社協の高齢者移動支援ということの現状、少し時間がたってきて課題も上がってきていると思いますので、それらの課題をしっかりと抽出して、場合によれば2つを、いいとこ取りじゃないですけれども、そういうふうに進化させていくというやり方もあるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

非常にこれは興味を持っている住民の方が多くて、隣組の集まりとかになると必ず私も聞かれるんですが、私自身も今、国交省のホームページとかいろんところで見て、この公共交通の新しい、市町村が主体となってやっているというものをいろいろ調べているんですけれども、市町村が主体になってやるとなぜメリットがあるのかなと。いまいまだ自分の中でもよく理解できていないんですけれども、今までの交通体系というのは、事業者がつくったものを国が免許を与えてやってもらっているという中を、今度はそこへ市町村が主体となって、このノッカルにしてもオンデマンドも今までの説明を聞くとそうだと思うんです。

そこで、先駆者的なうさぎ企画さんだったり博報堂さんだったりを業務委託の相手として、いろいろシステムを構築して運用していくという話なんですけれども、今の話を聞いてみますと、取りあえず体験版といいますか、とにかく広く知ってもらうためのオンデマンドとノッカルというふうに理解してよろしいのでしょうか。そのデータを細かく集めて今後の、来

年度以降に進める、進めないの検討課題にするとかという、その手前という形でいいのかなと今、理解したんですけれども、そうじゃなくてももう既にそれを持っていきたいということでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ノッカルとデマンド交通の実証実験というのは、名前にもありますけれども、片や実証実験、もう一方は本運用になるのでそこは全く違うと思います。

それで、市町村が主体的にやるメリットがないという話なんですけれども、ちょっと考え方がそうではなくて、基本的に。本来ならば民間がやれるところは民間がやっていただければいいんですけども、人口減少の社会になって公共交通がもう維持できなくなってきた、先ほどもお話をしましたけれども、地域の民間の公共交通を担っている方々がもう先細りをしているということ、この現状を踏まえて、今、国はいろんな制度を入れているわけです、規制も緩和して。持たないんです。

行政の役割というのは、利益が出なくても、日頃、私は利益、もうける、もうけると言っているんですけれども、と言いつつも、でもやっぱり行政の大事なところは、利益が出なくてもしっかりそのコミュニティー、地域のために残さなきゃいけないものについては行政が旗を振ってやらなきゃいけないわけで、確かに今までは、特にコロナ前までは民間でできることは民間でというフレーズがよく聞かれて、民間がいいんだよ、私もそう思っていたんですけれども、ちょっと局面が変わりまして、民間ができることは民間でいいんです。それは民間の工夫でやっていただけるから。

けれども、採算が合わないとか、そういう時代に、人口減少の世の中になっていくわけです。そこで民間でやり切れないところというのが必ず出てくるという中で、そういうところで行政がこれからはしっかりと旗を振ってやっていかなきゃいけない側面が出てくるのではないかなというのが、この公共交通においても言えるのではないかなというふうに今感じているところです。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 分かりました。ありがとうございます。

その中で、先ほど言いましたデータといいますか、利用者の意向、それから当然ドライバーさん、30名募集するというドライバーさんの感想なりなんなり集めていくと思うんですけ

れども、今まで町の職員がしたことがないこと、これからそういうところに携わっていくのかなど。そういう形を先駆者的な業者さんたち、業者さんというか、先ほど言いました博報堂さんとかうさぎ企画さんとか一緒に職員がやっていく、その辺の町の職員の公共交通への理解度の進め方というのも一緒にやっていかなければならないんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどういうお考えでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） デマンド交通とノッカルの話と同時に話すとちょっとややこしいので、全く違うので答弁しづらいんですけども、職員の共有ですか、情報の共有ですか、ちょっと質問の意図が分からなかったのもう一度お願いします。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） すみません。担当部局が決まって、その職員がこのノッカルにしてもデマンドにしても公共交通の担当を担うのかなど。それにはやはりそれなりの知識も当然得なきゃならないでしょうし、そのためにいろんなところへ視察に行ったという話も聞いていますけれども、その方々に負担にならないような形でこのノッカルにしてもオンデマンドにしても、運用ですね、運用までもう全部任せてしまうよというならば職員のほうは交通整理だけでいいんでしょうけれども、その辺の職員の動きというのも市町村が主体になってこの公共交通をやっていくというところでどうなのかなということちょっとお伺いしたんです。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません、職員のことまで御配慮いただきありがとうございます。制度設計もあるんですけども、具体的に進めていないので、どれぐらいの職員の負担があるかとかということについてはまだ把握できていないところがあるかと思います。職員に対する負担は十分配慮しながらも、でもやっぱり町のために踏ん張らなければいけないときについては頑張ってもらうところも必要かなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問、稲取漁港周辺整備事業についてを許します。

2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

3問目をお願いいたします。稲取漁港周辺整備について。

県営稲取漁港の整備に伴い、町においても稲取漁港周辺整備事業として、平成24年度に推進協議会を立ち上げ、漁港周辺の修景づくりを開始しました。地元住民はもとより来訪者にもそぞろ歩きをしていただこうと、巻き上げ機小屋の修景や照明の設置で雰囲気醸し出ししています。

また、東区の長年の懸案事項でありました狭隘道路の問題も、漁港整備事業で道路を入れることにより早期解決をしました。その際に支障となりました八尾比丘尼公園と、それから東区祭典の旗竿収納庫も八尾比丘尼公園として県の観光施設整備事業に採択され、観光トイレを併設して完成しています。この補助事業の申請時におきましては、稲取漁港周辺整備の全体計画を県に示し順次実施していく予定であるが、現在、凍結されたままであります。

そこで、以下の点を伺います。

- 1 点目、残りの事業について今後どのようにお考えか。
- 2 点目、稲取漁港周辺整備推進協議会の活動再開のお考えは。
- 3 点目、プール跡地の維持管理はどのように実施していますか、お願いします。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 3問目に御答弁申し上げます。

稲取漁港周辺整備事業というのがこれまでであったということで、その残りの事業については今後どう考えるかという話であります。

平成23年度に稲取漁港修景整備基本計画の策定を行っております。この際には工学院大学の西森研究室の稲取漁港を中心としたまちづくりプロジェクトの提案も織り込んでいるところでありまして、県による稲取漁港整備事業に併せ、漁港道路、八尾比丘尼公園、照明や修景の整備が完成しているところということは認識しております。

それで、その後どうなったかちょっと確認させていただいたところ、平成24年度にローリング調書に観光施設整備事業、ポケットパークが計画され、平成24年度、25年度に八尾比丘尼公園の整備を実施し、今までの経緯ですけれども、26年度以降の事業は、毎年、事業が先送りになっていたというのは議員もよく御存じかと思えます。平成25年度には順位がAランクだったものがBランクに変更となり、ローリングの中でですね、平成30年度にはローリング調書自体ももう消えている、作成されていないということを確認できました。計画から外れたという認識でおります、それを踏まえて。

議員御指摘の稲取漁港周辺整備事業については、今のような経過がございますので、一旦区切りがついているというふうに認識しています。

一方で、稲取漁港周辺エリアについては、地域の皆さんの生活や観光資源としてもとても魅力的なエリアでありますので、今後も何らかの対応は当然図らなければいけないとも考えております。コロナ禍後の観光事業、激甚化する災害を踏まえたまちづくりの観点など、先ほども津波の話が少し出ましたけれども、そんなこともちゃんと考えながら新たに加わった検討項目も考慮し、今後、稲取漁港周辺エリアをどのような姿につくり上げていくかということ、地元の皆さんの御意見も聞きながら検討していこうというふうに考えております。

それに少し付随する質問で2問目であります。

稲取漁港周辺整備推進協議会の活動再開ということでもありますけれども、東日本大震災後の静岡県による第4次地震被害想定により津波高、浸水域が示され、津波対策がまとまるまでは協議会を中断することとなりました。その後、静岡県が津波対策をまとめるために本協議会の意見聴取が必要となりまして、平成28年度から令和2年度まで年1回程度、協議会が開催されましたが、津波対策方針が決定された後は開催されておられません。

それで、稲取漁港周辺整備推進協議会については、協議会の定款も古く訂正するところもあります。また、先ほど触れましたけれども、コロナ禍後の観光事業、激甚化する災害を踏まえたまちづくりの観点など、様々な検討項目というのが新たに出てきているので、そのようなことも考慮する必要があると思っております。なので、協議会も一度見直しをかけて、稲取漁港周辺エリアの整備を進めるのに、これからのいろいろな状況を踏まえた新しい形ということだと思えますけれども、それにふさわしい体制を構築して検討を始めるということが必要なのではないかなというふうに感じております。

最後に3問目ですけれども、プール跡地の維持管理はどのように実施しているかということでもありますけれども、稲取プール跡地については土地は観光産業課にて占有している土地になりますので、不定期ですが、担当職員が草刈り等の維持管理をやらせていただいているということがございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

ちょっと時間もなくなったのであれなんですけれども、今、協議会の認識で、町長の答弁

にありましたとおり、私の認識の中では当時、ここの前の津波の対策は地域が決まるまでは一時中断するという形で、それで現在に至っているというふうに、当時の協議会のメンバーもまだいるんですけども、先ほど言いました令和2年に稲取地区の構造物の回答がありましたので、それ以降やはり、今年の夏も産団連が夕涼みのことをここでやっていただきましたけれども、ああいう形のフィールドにここを使っていたかというような全体の形で周辺整備は進んだ記憶もあります。

今言うプールの跡地も、ポケットパーク、最終的に海の公園という形だったと思いますけれども、そこまで全体周辺を、稲取漁港の公園という形で水産庁のほうからもお墨つきいただいでできるという形で動いていたものですから、ぜひとも一つぐらい明るい何か、資本が注入できるような楽しい話題がまた一つ起こってもいいのかなということで、ぜひとも推進協議会の定款を見直して、担当課の方たちは大変ですけども、もう一回お願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（笠井政明君） 以上で鈴木議員の一般質問を終結します。

この際、10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 須 佐 衛 君

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員より一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

10番、須佐議員の第1問、ひきこもり状態にある方の現状把握についてを許します。

10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） こんにちは。

私のほうから3問通告してございますので、御答弁のほうをお願いしたいと思います。

まず1つ目、ひきこもり状態にある方の現状把握についてということです。

いわゆるひきこもりは、長期化、高齢化が進み深刻な問題になっている。そこで、以下の点について伺う。

1、町が把握するひきこもり状態にある方は何人いるのか。男女別、年齢別で問う。

2、ひきこもり状態にある方への町の支援体制は具体的にどのようなものか。

3、ひきこもり状態にある方が社会で接点を持つためのきっかけになるような場の提供を町として検討できないか。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 須佐議員にお答えをいたします。

1問目の答弁であります。まず最初の御答弁ですが、ひきこもり状態にある方の状況、何人いるかということであります。

まず、ひきこもりの定義ですけれども、様々な要因の結果として、社会的参加、例えば就学とか就労とか家庭外での交遊などを回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態が、一般的にはひきこもりをされているということになります。

町が把握するひきこもり状態にある方は、令和4年度の保健福祉センター、福祉係、包括支援センターで把握している合計で男性11名、女性2名の13名となります。年齢別では、20代が1名、30代が2名、40代が5名、50代が3名、60代が2名ということになります。

2番目の町の支援体制は具体的にどのようなものかということですが、支援体制の上で注意点は、ひきこもりとは病名や診断名ではなく状態を表しておりまして、ひきこもりと一口に言ったとしても、家庭環境、御本人の健康状態、ひきこもりの時間など多種多様な状況にありまして、ひきこもりの形態がどのようなものかを把握する必要があります。

形態としては、全国的には社会問題となっている80代、90代の親と自立できない事情を抱える50代、60代の子供を指し、こうした親子が孤立した問題、これを8050問題とか9060問題と言いますけれども、もありまして、単にひきこもり状態にある方に限らず、ひきこもりの方への支援については、御本人への支援、家族への支援、病状への支援、回復に向けての支

援など、多角的に、重層的に支援が必要となってまいります。

町では、具体的な支援策として、その様々なケースにより、庁内各課、相談機関や支援機関、専門職が一体となって相談体制を構築しておりまして、ひきこもりの方への支援を実施することになります。本人の希望など、必要に応じて外部の相談支援機関とのつながりも行っております。賀茂保健所、県でありますけれども、それと町ではそれぞれがこころの相談会を実施しており、ホームページ等を通じて周知を図っているところです。町の主催する相談会においては、ひきこもりに関する相談がちなみに1件ございました。

そして、3つ目の質問でありますけれども、社会との接点を持つためのきっかけになるような場についての質問であります。先ほどお話ししたようにひきこもりの定義がございます。6か月以上なかなか家庭から出てこないという方ではありますが、ひきこもりの解消に向けては、本人や家族の不安を解消すべく、個々の対応ではなく各課の連携及び社会福祉協議会などの関係機関との調整を行い、十分な情報共有の下、重層的支援により、信頼関係を構築し、個別相談や訪問を中心に長期にわたる支援が必要と考えております。なかなか家庭から出ない方が基本的にひきこもりと言われている方、出にくい方と言ったほうがいいんでしょうか、そういう方なので、その場と社会との接点をというところに行くまでには幾つかのハードルがあるのかなということであると思います。

ひきこもりの症状が改善した方は、県のひきこもり支援センターが実施している「安心・安全でありながら少しずつ人や地域とかかわるきっかけを得られる出会いの場めばえ」が下田市内で活動しているため、必要に応じて紹介しているというところです。

町では、年3回、専門家を迎えてこころの健康相談会を実施しておりまして、ひきこもり当事者からの相談だけでなく、家族や関係者への支援方法についてもアドバイスを行わせていただいております。また、心の悩みを持つ方の参加支援としてデイサービスくつろぎを実施しております。過去に1名の参加がありましたが、複数回継続しての参加にはまだ至っていないという状況です。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。

今のお話ですと男性が11名で女性が2名ということで、私は今、数字を聞いたところ、意外と少ないのかなというふうに実感しました。今、町長が言われるように、ひきこもりの定

義ということで、6か月以上続けて自宅に引き籠もっているという方で、この問題の難しさというのは本当に実態がよく分からないというところにあるんじゃないかというふうに思っています。対象者の方が声を上げない傾向にあるということも一つあると思うんですけども、やはり家に引き籠もっている人がいる、子供がいるということになるとなかなか表にそういうことを公言できないといったような話の中で、令和元年度に静岡県が「ひきこもり等に関する状況調査」というのをやっているようです。

これによりますと、民生委員を中心に聞き取り調査をされているようで、その結果というのがあります。その中で、静岡県全体でひきこもりの方の把握状況というのが2,082人だったということが報告されています。その中で賀茂郡が64人ということになっているんですけども、今、報告された数字というのはこれに基づいたものの数字なのか、ちょっとそこを確認したいんですけども。それとも独自に町のほうで調査された数字なのか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 数字的な話なので担当課から説明していただければと思います。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木尚和君） 今、答弁があった数字については、福祉センターと福祉係、その辺の中で、現在、町が把握している数になります。令和元年度ですか、その調査の数字はそのときの数字と認識しております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 今日、配付した資料がございますので、そちらをちょっとまた見ていただきたいと思います。

実際の数字というのが分かりづらいところがあると思うんですけども、これは8月6日の東京新聞です。ひきこもりの方の初の実態調査という記事でございます。町長が先ほど言われたように8050問題ということでございまして、この中に、内閣府によると全国でひきこもり状態にある方というのが推計146万人いるという数字が出ているんですね。これは、数の数え方によったり調査の仕方によってまたちょっと違うんでしょうけれども、コロナによって外に出づらくなっている方というのもどんどん増えてきているということがございます。ですので、今後、コロナの状態がまたどうなるか分からないんですけども、引き続き、出づらくなっている方も出てくる傾向があると思いますので、その辺のところをよく見ていた

だきたいなというのが一つございます。

先ほど町のほうで調査していただいたということで、住民福祉課のほうで調査をされて、あと包括支援センターですか、そちらのほうでも調査をされているということがあると思うんですけども、これは私が見たテレビの情報で大変申し訳ないんですけども、NHKスペシャルで「ある、ひきこもりの死」というスペシャル番組がございました。これは2020年、3年前の11月の番組でございます。このひきこもりの方の死ということで全国の1,400の自治体にアンケートを実施したところ、1,022の自治体から返ってきたということでございました。

その中で支援窓口の担当になっていたのが、いろいろ出てきたんですけども、熱海市の事例が出てきて、その支援窓口の方は熱海市の社会福祉協議会の方だったんですけども、その方が担当されて、その中で市のほうでも障がい福祉室、それから生活保護室、長寿介護課といったようなところが担当部署として会議の中でも携わって、その方の状況というのを細かく話合いをされていたということがございました。

ただ、そのひきこもりの方というのは、言ってみれば病気でもないこともあります。それから生活が苦しいといっても、先ほど言いましたけれども、本人が生活保護を受給しなければその課は関係ないといったような形で、特に心の病という形の中で担当の課が接していくというような形にもなろうかと思うんですけども、役場としてどういうふうに関わっていったらいいか分からないという状況があると思うんですよ。

その辺のところ、今後、この新聞の記事によれば、初の実態調査ということで全自治体を対象に調査をされていくという形の中で、ちょっと先のことで難しいことだと思うんですけども、どのような形で調査に関わっていくのかということがこれから大変大切なことになっていくと思うんですけども、その辺のところ担当課のほうでどういうふうにお考えになるかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木尚和君） この新聞の記事なんですけれども、今後、町で把握している実態について質問に対して答えていくような形になろうかと思えますけれども、ただ、令和4年度で町が把握している数については13名という中で、その13名について報告するような形になると思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

(10番 須佐 衛君登壇)

○10番(須佐 衛君) そういうことでよろしくお願したいと思います。

接点を持つためのきっかけになるような場の提供ということで、これはやはり県のほうが主体となって、先ほど町長が下田市の例も挙げていただきまして、下田市のほうにそういう就労体験ですとかあるいはそういう支援窓口などもあるということなんですけれども、もう少し身近にそういう相談ができる体制というものが必要なんじゃないかなというふうに私も感じているところです。

なかなか下田まで行くということも大変な中で、そういった方が、すごく難しいことなんですけれども、もう少し近くで相談を受けやすいような体制、また一方で、そのひきこもりの方が外に出づらいつという形の中で、ネットとかSNSとかそういった形で情報を取るといような感じのこともあると思うんです。そういうことを将来的に考えていく必要があるかと思うんですけれども、とにかく気軽に相談できる体制づくりというものがふだんから必要じゃないかと思っています。

その辺のところ、町長、もう少し踏み込んだ形で、地域の生活圏の中でそういう形で相談できるような体制づくりとはどういうふうにお考えになるかちょっとお伺いします。

○議長(笠井政明君) 町長。

○町長(岩井茂樹君) 県の調べた結果と町の把握というのがちょっと違ったということ一つを見ても、ひきこもりの実態を把握することの難しさというのがあるのかなというふうに今、実感しております。その調査の仕方等については一度検討してもいいのかなというふうに、よりの確なやり方というのがいいのかなと思っていることが一つでございます。それがあって初めて、身近な相談を受けられる体制をどうしていくかということであると思います。

それで、SNSについては、これは非常に効果的だという印象を受けています。ひきこもりの方は当然家庭にいらっしゃるということで、ただ別に病気というわけではないので携帯もしくはパソコンを眺めるということもあろうかと思ひますし、いろいろな心の病を持たれた方々がそういうところを通して相談したりという実例もあるという話を以前聞いたことがありますので、この辺の活用ということについては少し検討の余地があるのかなというふうに認識しております。

○議長(笠井政明君) 次に、第2問、障がい者施設からの調達についてを許します。

10番、須佐議員。

(10番 須佐 衛君登壇)

○10番（須佐 衛君） 引き続きまして、障がい者施設からの調達について、第2問をお願いいたします。

県によれば、昨年度の障害者就労施設から調達した物品や業務が過去最高を更新したというが、それに関連し以下の点について伺う。

- 1、当町の実績はどの程度か。調達物品、業務等の内容、調達先等を問う。
- 2、観光施設の清掃や管理、ふるさと納税業務の一部の委託等を検討できないか。
- 3、カフェの運営等、社会と関わりを持つ場の提供を検討できないか。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の答弁を申し上げます。

まず最初の御質問ですけれども、調達の実績ということで、当町の実績の調達物品は、事務用品のブックコートフィルム、ラベルカバー、コーナーポケットとトイレットペーパー。業務委託につきましては、奈良本けやき公園の草刈り、重度障害者タクシー利用券等の封入となります。

調達先につきましては、事務用品については福祉法人埼玉福祉会、トイレットペーパーについては富士市立くすの木学園、業務委託につきましては社会福祉法人伊豆つくし会となっております。

2番目の御質問でふるさと納税の業務の一部の委託はどうかということですが、町内にある施設は生活保護施設でありまして、就労移行を目的とする施設ではないので、少し複雑な作業というのが難しいところがあるのかもしれませんが。施設内での軽微な作業に限定されてきます。そのような作業等の一部委託が可能かどうか、まずは施設に相談しながらになると考えております。近隣就労移行移設に相談することは可能だとも考えております。

3番目ですが、カフェ運営等、社会と関わりを持つ場の提供、先ほどひきこもりの場の提供ということですが、この質問は障害者の方々への場の提供ということですが、障害者が一般就労を目指すために利用する福祉事業所の数は年々増えております。ほとんどの福祉事業所は利用者とスタッフのみの環境となってしまう、社会に開かれていないなどが福祉の課題というふうに言われております。対応するのはいいけれども、社会とちよつと隔離されてしまっているということだと思っております。

そのような状況を踏まえ、カフェ等への就職を目指す障害者向けの実践的な就労訓練が行われるようになりました。カフェなどが就労訓練の場所として選ばれる理由は、社会とのつながりを持ちながら地域の方と近い距離感で就労に向けた訓練を行えるからで、カフェの外観には福祉事業所の看板や障害者が働いていることはあえて記載せず、例えばですね、店内は一般的な事業者と変わらないおしゃれな空間になっている場合もあると聞いております。

一方で、東伊豆町内における状況はと申し上げますと、対象となる障害者が重度障害者ということで、カフェのような一般就労を目指すための場は対象となりにくいのかなという印象を受けております。もし重度障害者であっても、社会と関わりを持つ場との御要望みたいなものがある場合は町としても積極的に協力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 御答弁ありがとうございます。

今、聞いてみて初めてタクシーチケットの封入ですとかラベルカバーですか、そういった形の業務の発注をしていたんだなということを知ることができました。そういった形で、障害を抱えられている方でも、できるものについてはまた検討していただいて、社会のその仕事、役場からの仕事を請け負える、何か仕事が自分でできるんだということの自覚といいますか、そういったことがどんどん芽生えていけばいいのではないかな、こういうふうに思っております。

私のほうでちょっと調べたところでは、下田市のすぎのこ作業所というところで敬老会の記念品を作成したりですとか、役場職員の名刺や先ほど言ったタクシーチケットなど、あるいはプレミアム商品券の印刷、印刷機があるんですかね、その印刷業務などもやっていたりとか、あと毎年、もうすぐですけれども、9月10日から16日までは自殺予防週間ということで、その自殺予防週間のメモ帳を作成したりとか、そのようなこともされている。

また、南伊豆では、NPO法人のあしたば作業所が役場とか福祉センターの清掃業務に携わっているということがありました。

ふるさと納税の業務の一部委託等ということで質問させていただいたんですけれども、これもやはり今、東伊豆町で話題になっているのは、ふるさと納税が増えているねというそういう実感があるし、よくそういう話も聞きます。何かふるさと納税すごいだってねなんていう話も私もよく聞きます。そういった中で障害を持たれている方も何かそういうことに関

わっていける、そういうことがあると私はすごくいいんじゃないかなと思っています。町長がよく言われますオール東伊豆という言葉があるように、健常者であっても障害を持たれていても、同じこの東伊豆町の何かそこで関わっていけるんだということの自信にもなる、そういうことを仕事として、役場として何か伝えられていければなというふうに思います。その辺のところ町長いかがですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

すみません、先ほどの答弁で2問目、問2の2番目でありますけれども、町内にある施設は、私、「生活保護施設」と言ったんですけれども「生活介護施設」ということで、まずここで訂正したいと思います。

それを踏まえて、なるべく障害を持つ方々も持たれる可能性を最大限に引き出すことはとてもいいことだと思いますし、障害を持たれる方であっても、本当にその可能性は大きなものがあるというふうに思っております。いろんな機会をなるべく多くつくって、いろいろなところに参画していただきたいという思いもありますし。東伊豆町、オール東伊豆という話もありましたし、そこは町としても応援をしたいと思っています。

一方でできることの、何というんですかね、障害の度合いによってそこがある程度制限されてしまうところもあろうかという話も聞きました。例えば草刈りなどは、危険なところだと逆に障害者はあまり障害が大きいとできない、高いとできないということもあるし、室内の作業であっても誰か必ずつかなければいけないとか、制約条件がある中で何ができるかというところをしっかりと考えていく。

繰返しになりますけれども、障害を持たれる方であってもその可能性はしっかりと大きなものがあると認識しているので、それを使って活躍していただけるようなまちづくりを進めていきたいと考えております。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 町長の力強いお言葉、答弁をいただきました。言われるとおりに抱えられている障害の大きさによって、できることもありますでしょういろいろあると思いますので、その辺のところ相談をして進めていただければと思います。

最後にカフェの運営等、今、町長の答弁で、私も、ああ、そうなのかと思ったんですけれども、今、そういうような形で外の方と触れ合う形の体験づくりといいですか、そういうこ

とも行政として進めているようなところもあるということがありまして、町長も御存じだと思いますが、伊東市の市役所で、ある喫茶店を障害を持たれている方が運営されたりとか、そういうこともあります。乱暴に、空き店舗があるからそこを障害者の方にとかそういうことは全然言いませんし、やはりそのところはできること、できないこともあると思います。

そういった関わりのある場の提供ということで言うと、これは苦言を呈すわけじゃないんですけれども、健康福祉ふれあい広場というのは数少ない、健常者の方と障害を持たれている方が一つの場で会話をしたりとか接点がある場だったかと思います。いろんな事情で今、中止の状態になっているということなんですけれども、そういった福祉の祭典というものであれば復活していただければありがたいと思うんですけれども、その辺のところ町長のお考えをちょっとお願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、事実関係をちょっと担当課から、ふれあい広場についての中止になる経緯、現状、少しお話をさせていただいてから答弁をさせていただければと思います。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（柴田美保子君） 健康福祉ふれあい広場の現状中止になっている状況ですけれども、コロナが流行していたということで、社会福祉協議会と健康づくり課との共催だったんですけれども、社会福祉協議会の申出でしばらく中止の方向でというお話をいただきまして、健康づくり課のほうは健康づくり講演会というまた違ったイベントで昨年も開催していますので、引き続き、今年度も健康づくり講演会という形でのイベントを計画しております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） コロナでいろいろなものが一旦中止になって、それが復活するのが、言い方はちょっと語弊を生むかもしれませんが、コロナがきっかけでなくなってしまうということが結構散見される中で、今の御指摘いただいた点については健康づくり講演会ということで復活というか、継承されているというふうな認識でありますので、そこはしっかりと障害者の方々のそういう場を保つように努力していきたいと思います。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問、公共交通の実証実験についてを許します。

10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） それでは3問目です。公共交通の実証実験について。

11月、12月に実施される公共交通実証実験についてその概要を問う。

1、スマホの操作方法の理解が大切で、そのことも考慮すると周知が足りていないと思うが、現状は。

2、停留所はどのような検討で決まるのか。安全上の配慮は。

3、「ZONE20」の設置区間について地域住民への周知は。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問の御答弁を申し上げます。

まず、スマホの操作方法の理解が大切ということで、それを考慮するともう少し周知したほうがいいのではないかなという話であります。

運行を予定しているオンデマンド系の車両というのは事前予約制となりますけれども、スマホを使えない方の場合は電話での予約が可能なので、スマホができなくても今のところ大きな問題はないというふうに認識しております。現状、スマホでの予約システムは完成していませんが、完成した際には、利用方法についてしっかりと周知を図っていきたいと考えております。

2番目の停留所についてで、安全性の配慮のことも含めてということではありますが、停留所はどこでどういうように決まったかということなんですが、アンケート調査の結果なども参考にして、町民の生活に必要な立ち寄り先である駅、郵便局、スーパーなどのほか、観光客やワーケーションで当町を訪れる方にも配慮して選定させていただきました。

使用する車両は10人乗りであるため、路線バスと比べると安全性は高いと考えますが、安全には十分配慮したいと思っております。必要に応じて、運行を委託する東海バスにもアドバイスを求めていきたいというふうに考えております。

「ZONE20」の設置区間について地域住民への周知はということであります。当町はこここのところ、域内交通、公共交通のいろんなことにチャレンジしておりまして、「ZONE20」というのも、オンデマンドの実証実験と来年始まるノッカルの話と、それプラスアルファで少し、今、まだ決定になってはいないとは思いますが、話題になっている話の一つであります。

「ZONE 20」の実験は、車の走行速度を時速20キロ以下に奨励するエリアを設けて、まちづくりに及ぼす効果や影響を検証するために実施を検討しているものであります。現在、「ZONE 20」を行うかは検討中でありすけれども、実施する場合には新聞折り込み等を通じて町民全体に周知を図り、協力をお願いする必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 今は公共交通の実証実験ということで、これは先ほどの鈴木議員の答弁で町長が言われていましたけれども、非常に町民の方の関心が深いところだと。そして、今アンケートという話もありました。今日、アンケートについて何か問うということはないんですけども、公共交通のアンケート、令和元年度に企画調整課がまとめたものですが、これはもう公共交通のバイブルと言っていいものだと、今の公共交通を考えたときですね。800通アンケートを投げて回答が374、今、大体アンケートというのは3割返ってくればいいのかという形の中で46.8%返ってきている。しかも、この中で、公共交通について何か述べてくださいという形になると延べ158件の意見が出てきている。

これは普通に町民の方もホームページから見るができますのでぜひ見ていただきたいと思うんですけども、すごいアンケート結果だったなど。その中で町長もいろいろやってみなきゃいけないということでやっていると思うんです。

ごっちゃになっているので、今回はこの公共交通、稲取の話という形になるんですけども、その停留所というのはまだ公表されない。公表するとまたこっちもあっちもとかという話になって、そんな中で、今日また資料をちょっと配付、静岡新聞が6月27日に出した公共交通の新聞の記事があります。秋に実証実験ということでございます。

私ども議会もこういったような新聞の情報を見て、ああ、なるほど、こういうことなんだというようなことを思ったりもするんですけども、この中でやはり今、町が目玉としているワーケーション施設、そういったものをつなぐというのが何か見えてきているということでは分かるんですけども、大事なことというのは、町民の方が乗りやすいところ、分かりやすいところ、例えばワーケーション施設とかといっても町民の方は分からないわけで、どういところで乗って、どういところで降りられるのかというイメージがつかめないというのは、一番、事業をする上で引っかけってしまうところなんじゃないかなというふうに思っています。

行き先はスーパーとか駅とか役場とかあるかと思うんですけども、どこで乗り降りして、そして先ほどの3問目の質問の2番の停留所のこと、その安全上の配慮。今ちょっとここで掲示させていただいているんですけども、これは昨年、視察に行きました長野県塩尻市です。「のるーと」というオンデマンド交通に実際に乗車してきたわけなんですけれども、私どもの泊まりましたホテルの玄関先に、下のほうに小さい停留所みたいな形のものが立っているんですね。だから、ここが停留所だなというふうに分かる。役場で今考えられている停留所のイメージというのはこういうイメージでよろしいですか。それとも何もなく、そこが停留所ですよと示すだけなのか、ちょっとその辺が分からないのでひとつお願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず最初のところ、停留所に選ばれるところが例えばワーケーション施設だと町民はなかなか分かりにくいという御指摘がありました。そういうところもあるかと思えますけれども、逆に言うと、そこが町全体のいろいろな動きがまだスムーズに回っていない原因なのかなという、つまり、このオンデマンド交通をすることによっていろいろな交流を広げていくために、このオンデマンド交通を血管というか、血液のごとく回していきたいという、そんな思いでおります。

それで、安全上のことなんですけれども、実証実験ということもありますので、具体的にそういうバス停みたいなものを造るというよりは、そこが停留所であるということが分かるような簡易な標記、何かシールを貼るでもいいんですけども、そんなようなことを多分イメージしているというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 町長の思いも分かります。この町の循環、いろいろ広い東伊豆町の中で稲取地区にそういう形で循環をさせるということはあると思うんですけども、やはり住民主体というか、そういう形で乗りやすいところ、そうですね、乗り降りがしやすい、例えばここであつたらホテルだったから、バスが来てそこで乗降しやすいようなもの、例えば一般道のところに車を止めてハザードを出して、そこで乗り降りするということが、それ自体が何かちょっと危ないのかなということが一つありまして、きちっとした停留所というか、そういうところがないと乗り降りの危険というか、そういうことというのは大丈夫なんでしょうか。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 今の御指摘ですが、車道に止めて乗り降りするような場所だと危ないという御指摘だったんですが、例えば車道に車を止めずに乗り降りできるところだけをバス停として選ぶとすると、稲取町内は非常に狭いものですから、ほとんどバス停を設置するような場所がないのではないかというふうに考えております。

当然、町長がおっしゃったように、ワーケーションですとか観光に来た方が立ち寄りやすい場所というのも選んではありますが、町民の方にとっては日頃なじみのある場所ですので、地図でもお示ししますし、町長がさっき言ったように、物理的なものではなくて商店の壁だったり道路だったりにシールを貼る形で、ここが停留所だよということが分かる形にします。

また、路線バスも大きいバスが車道に止めて乗り降りしていると思いますが、路線バスと比べるとかなり小型のバスになりますので、運転されるのも慣れている東海バスの運転手がするということですので、危険には十分配慮して運行のほうを実施したいというように考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 今そういう形で説明がありましたので、安全上の配慮をしっかりとお願いしたいと思います。

それと、告知ということで、これからまた地図などを示してという話もありましたけれども、これ、何か手前みそっぽくてあれなんですけれども、昨年、「のる一と塩尻」でこのチラシがありまして、これに基づいてスマホで予約して、その泊まった次の日の朝、そこにバスが来てくれて乗ったという経緯があるんですけれども、かなりしっかり作り込まれている。地図はこれだけでも4ページですか、塩尻市は市ですから大きいので細かく示されていて、停留所、ここにバスが止まりますよということが示される。こういった形のをかなり念入りに情報として流している、事前に。それで、昨年10月1日から今年3月31日まで実施されたということなんです。

ですので、11月1日からもう始まるということですので、今、準備段階でしょうけれども、それを早く進めていただいて告知していただくということ、そのことによって住民にも広がっていくというのなかなか、回覧板等で広まっていく、ホームページ等もあるんでしょうけれども、口伝にこういうのが始まるよとかというような広まり方もあるんでしょうし、

何とか早くそれを告知してほしいなと思います。その辺のスケジュール感等をお聞かせいただければと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

バス停の設定箇所が確定次第、それをしっかりと広報していくというスケジュール感だと思っております。

しっかりと皆さんに周知していくということなんですけれども、やり方としては、当町は、LINEの町民の加入率というか、アプリとして入れていただいている比率もだんだん増えてきているということなので、当然LINEでやることと、あとは回覧という話もありますし、それに加えて、高齢者の移動ということも一つの大きなこととして考えておりますので、担当する課のほうから、それぞれの団体がいろいろ東伊豆町内にありますので、直接説明するような機会を今回は具体的に持つようにということでお願いしているところでございます。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） あと、この実証実験については、道路運送法に基づいた仕組みの中で実施するものですからいろいろ手続がございまして、全体的に言うと、町の中に設置してある公共交通会議というものがございまして、最終的にはそのバス停等についても承諾を得ないとなかなか大っぴらに動き出しが難しいということがあって、今、ちょうど書面でそういったものを整えるように、最終的なバス停案について委員の皆さんにもお諮りしておりますので、そういった手続が済んだ段階でできるだけ速やかに告知のほうを進めていきたいと思っております。

また、場所なんですけど、スマホを使われる方はスマホ上に停留所の場所が出るので、停留所と停留所を選んでもらえれば良いということと、もう一点、高齢者の方に関しては、役場の企画調整課の職員が電話で受付をしますんで、その際にできるだけ丁寧に、バス停の場所ですとか、この辺から乗りたいんだよということがあれば、ここにバス停がありますよというようなことは電話でも御案内が直接できると思っておりますので、そういった方向でできるだけ丁寧に説明をしていければというように考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 御説明ありがとうございます。ぜひ有意義な実験であることを願っ

ています。

答弁は結構です。

○議長（笠井政明君） 以上で須佐議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時33分

再開 午後 1時00分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

◇ 山 田 豪 彦 君

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員の第1問、地域おこし協力隊についてを許します。

1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 皆さん、お昼を挟んで本日最後の一般質問に立たせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告してあります質問は2問あります。

初めに、1問目の地域おこし協力隊について以下の点について伺う。

1点目、当町では現在6人の隊員が活動しているが、隊員にどのようなことを期待しているか。また、卒業後の定住についてどのように考えているか。

2点目、今後隊員を採用する場合どのような分野を検討しているか。

以上2点を伺います。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 山田豪彦議員に御答弁申し上げます。

まず、地域おこし協力隊についてということでありまして、その卒業後の定住についてということですが、地域おこし協力隊は、都市地域から地方の条件不利地域等に人の流れをつくるための国の重要施策で、費用についても国が負担することから全国的に広がっている、そんな制度というか、やり方でございます。

地域おこし協力隊は町外からの移住者なので、長く町内に暮らしている人がなかなか気づかない町の魅力というものに気づく、そういうことがよく見られるということで、能力があるということかもしれませんけれども、移住者ならではの視点で町に新たな価値観や地域振興のアイデアを持ち込み、町を活性化するような化学変化を起こすことを期待しております。

地域おこし協力隊の制度は、3年間の任期終了後に町に定住することを前提としております。当然ですが、町としても定住を期待しているということになります。任期終了後に町に定住するためには生活の糧を得る必要があることから、在任中に得た町民とのつながりや経験を生かして起業や就職をする必要があります。そのためには地域おこし協力隊としての活動を充実させることが重要ですが、それにプラスして町民の皆さんの支援が必要になるので、ぜひ温かい目で見守っていただければと思います。

私としては、地域おこし協力隊の皆さんは町の活気を取り戻す起爆剤になるばかりでなく、定住していただければ町の人口増に直接つながることもあり、協力隊の皆さんが出口戦略を描けるよう積極的に応援していきたいと考えております。

また、2番目の質問で、隊員を採用する場合どのような分野を検討しているかということですが、地域おこし協力隊の積極的な活用は国の方針でもありまして、当町としても、地域振興につながることであれば分野を問わず積極的に採用を検討したいと考えています。

最近では、雛のつるし飾りの文化伝承の担い手を募集いたしましたけれども、残念ながら今回は応募がなかったという状況ではありますが、来年度も引き続き募集していきたいと考えているので、ぜひよい人材があれば御紹介いただければと思います。

今後も、関係人口の構築や無人駅の利活用など、様々な分野での採用を検討していきたいと考えています。役場内でも全ての部署から常時要望を募っておりますけれども、町民の皆さんからもアイデアがあれば提案していただければと思います。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） ありがとうございます。

私なりに、地域おこし協力隊の活動や、この町に在住して起業している若者が増えていることは承知はしているつもりでしたが、今回、この質問をすることで改めて私なりに調べてみました。

今、町長が言っていたとおり、総務省では、令和8年度までに現役隊員を1万人にすることを目標に掲げています。これは、特別地方交付税の措置によって、募集経費も1団体上限200万、活動経費は1人当たり480万を上限として補助してくれる措置です。財源が厳しいこの東伊豆町にとっては誠にありがたい制度だと改めて認識しました。

そこで質問なんですけれども、今まで採用する際の、先ほどもちょっと雛のつるし飾りの伝承で去年はいなかったということを知りましたが、応募状況で人数等は満足いくものでしたか。また、優秀な人材が来てくれるように工夫している点などがありましたら教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません、採用する際の人数というのは、ごめんなさい、どういうことかもう一度お願いいたします。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 例えば、今回、私もちょっと絡みがありまして、細野高原についての方が今回いらしてくれましたが、例えば今の雛のつるし飾りにしても、募集した内容について応募人員が全然少ないとか、この項目だったら応募人員がすごく多かったとか、そういった傾向があれば教えていただきたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 過去の経緯も含む話なので担当課から御説明いたします。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 最近のところだと、今回は稲取駅と稲取幼稚園と雛のつるし飾りということで募集をかけましたところ、5名の方から応募をいただきました。ただ、この5名の中につるし飾りを希望する方がいなかったということでございます。

傾向といたしますと、先ほど議員もおっしゃったようにかなり国が力を入れているということと、制度としても地方にとって有効な制度ということなものですから、かなりいろいろな自治体がこの制度に力を入れている関係でなかなか若い方の応募が少なくなっているのが現状かなと、いい人材を探すのが大変かなというところがございます。

工夫している点についてですが、これについてはやはり人と人のつながりで、うちの町はいいところだからとか、こういうことをやっているからあなたに合うんじゃないのみたいなことで、外に対して発信してくれるような方をつかまえて、例えば地域おこし協力隊のOBのような方が、うちの町についてこういうことをやっているよというようなことを言わば口コミで募集の助けをしてくれるというようなことがあると、割といい人が来てくれやすいのかなというようなところを感じておまして、そういうところで工夫をしております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 課長、ありがとうございました。

確かに、先日、地域おこし協力隊と議員との交流会の場を設けていただきましたが、隊員の皆さんから自己紹介等を受けたときに、この町は人が温かいとか住みやすい、自然が豊かで活動が終了しても住み続けたいと、皆さん口をそろえて言っていただきました。隊員の皆さんとの会話で、この町の町民としてそんなにこの町がいい町だったのかなと私自身うれしくなり、彼らと一緒にもっといい町になるように頑張ろうと思った場面でした。

それと同時に、担当課や担当者の方は大変かと思えますけれども、活動している期間中に今より多くの町民の方々と接する機会をつくっていただきたい。それによって隊員の活動の幅も広がり、町民の理解、また町民自体の郷土愛も深くなると考えます。応募も大変ですが、なってからが大変だというのは、私もユーチューブを見たりいろんなことで承知はしているつもりです。

現在の活動と併せて、岩井町長においては町長選のときに、この町の居心地がいいと言ってくれた町長でありますので、その町長のお考えを併せて伺えれば助かります。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まずは、採用の面接というのをやって選定させていただくわけですが、当然、そこで東伊豆町に対する考え方、思いというものもありますし、何をやりたいかということも確認しているということでもあります。

一旦、地域おこし協力隊になってからの活動については非常に難しいところがあって、どこまで役場が介入するか、管理というところはしっかりやらなければいけないと思えますけれども、地域おこし協力隊の方々が自由な発想で、やりたいことをなるべく生かしてあげるというスタンスも重要ではないかなと考えております。

やっている内容も、各自で全くばらばらであるということ踏まえると、ある程度自主性に任せながら、何か相談事があればしっかりと乗ってあげるとのことと、役場としては、困り事がないかということも含めて定期的にしっかりと目配りをさせていただきながら、コミュニケーションを取っていくということが重要かと思っております。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） ありがとうございます。

確かに、OBといいますか、うちの町の地域おこし協力隊の最初の頃からの方が中心となってこの町も元気になっているかと思いますが、新しくなる隊員の皆さんもその方を頼つてというか、そういった昔の事例も豊かなことから来ていると承知はしております。

そんな地域おこし協力隊ですが、町長が言うように、定住も含めて、うちの町にとって財産となるような人たちですから、ぜひとも残ってもらうように、町民としてもみんなでサポートしていくことが必要だと思っております。

そして、今の活動の中で、課長に聞いたほうがいいのかと思いますけれども、隊員と町民とが接する場面というのはどういうときが多いのでしょうか。それぞれの隊員ごとに活動している内容が違うのは承知しておりますが、こういったところで町民との関わり合いが出てくるのか。あまり町長が言うように関わり過ぎちゃうとプレッシャーもお互いにかかったり、それは自然な形が一番で、それでうちの町に住みたいと思ってくれば一番いいことなんですが、町民も地域おこし協力隊のことをいま一つ知らないとか、地域おこし協力隊の方々もどこに協力の声を求めていいか分からないような場面があるかと私なりに思っておりますので、その辺のことを教えてください。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） まず、ほとんど誰も知らないところに、見ず知らずの土地に来られるということで、ただ、皆さん、前向きな気持ちを持った方が基本的には地域おこし協力隊になり、コミュニケーション能力のある方が地域おこし協力隊を希望するという場合が多いものですから、それぞれの活動のテーマごとにそのテーマに沿った町民の方とまずはお付き合いが始まって、町がこの人と付き合ったほうがいいのかということではなく、それぞれ活動している中で自然に町民の方とのつながりが増えていって、自分たちが驚くような、あれ、いつの間にこの人と知り合いになっていたのみたいな隊員の方たちがすごく多いので、その辺はあまり心配はしていないんです。

ただ、確かに今後少し考えないといけないなと思うのは、やっぱり活動のテーマを中心とした広がりなので、それ以外の町民の方と触れ合ったりとか活動を知る機会というのは少し少ないのかなと思いますので、その辺は、役場としても活動以外のところで地域おこし協力隊の活動を知っていただくような機会をつくったりですとか、この間、議会の皆さんに御紹介したのもその一つなんですけど、そういったことも今後は必要になってくるのかなというようには考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 前向きな御回答ありがとうございました。ぜひとも町民と接する場所を設けて、また増やしていただければと思っております。

自分なりの経験を踏まえてですが、地元生まれ育った私でも、実は私も24歳のときに自分で商売を起こしまして、地元のホテル・旅館を回ったりよその会社にも営業に参りましたが、自分のことを分かってもらったり自分の商売を分かってもらうのに、今の記憶では3年は楽にかかっちゃったなという、3年間は収入も少なく商売というのは大変だなと思っております。

今、課長が答えていただいたように、右も左も、誰も分からない地域に来て、今までも起業してくださった方々は大変だったと思いますが、定住とか起業することを町を挙げてサポートしていく仕組みづくりとまでは言いませんが、そういった態勢を整えてあげるのが彼らの起業や定住の助けになるのかなと思っております。

そして、うちの町も人口がどんどん減って生産人口も減っていく中で、あの若い世代が、一人の隊員はたしかこの町で最近入籍してこの町に住んでいると聞いておりますが、そういった方が増えていけば、町にとっても活性化になりますし彼らにとっても、この町を定住先に選んでよかったなと思える態勢ができていくと思っておりますので、その辺の取組に関して町長どうでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 石の上にも三年とよく言ったもので、三年はいろいろやるにしても下積みみたいなのが必要で、それを越してから成果が出てくるということでありまして。地域おこし協力隊も任期が一応3年ということで、まさに卒業のタイミングでやっとなれるというような状況があるかもしれませんので、そのあたりを、卒業後の生活とうまくつなげるよう

な何かやり方というのを考えてもいいのかなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） ありがとうございます。

過度に地域おこし協力隊だけを助けたりとかそういうことではなく、みんながいろんなことに関わることによって、先ほども言うておりましたが、オール東伊豆ではないですけども、この町を好きになって来てくれる人を助ける態勢をつくっていければと思っております。

ただ、私の尊敬するというか先輩から昨日夜、連絡がありまして、私がこの一般質問に地域おこし協力隊というのを書いてあったら、9月5日にNHKの「クローズアップ現代」という番組で、地域おこし協力隊の闇というか、失敗事例みたいなことが流れていたぞと知恵を授けられまして、夢中でユーチューブを見たんですけども、以前に見たことがある内容で、四国のほうの地域おこし協力隊の人が、地元の人との本当に小さなずれから始まって、そのずれをユーチューブに上げたところ、その町はひどい町だと何か炎上しちゃいまして、その町の人でも地域おこし協力隊を入れたことによってマイナスの面が出てきちゃったというように、地域おこし協力隊の失敗とか成功とかは2年や3年で分かることではないかもしれませんが、ちょっとしたずれで町も隊員のほうもマイナスにいつてしまうという危険性もあるかと思えます。

その辺をずれが生じないように担当課にもお願いして、私の1問目の質問を終わりたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、旧稲取幼稚園の利活用についてを許します。

1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 次に、2問目の旧稲取幼稚園の利活用について、以下の点を伺う。

1、夏休みに開放日を設けて利用者からは好評だったと聞いています。現在の利用状況と今後の展望についてどう考えているか伺います。よろしくお願ひします。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の御答弁を申し上げます。

旧稲取幼稚園について、多くの方に興味を持ってほしいという考えから、6月から一般開

放日を設けています。利活用の方法については、5月初旬から1か月半の期間を設け町民の皆さんから提案を募集しました。現在は、町民の方も交えた検討会を開き、利活用の方法について精査しております。

子育て世代の方から、子供が安心して遊べる場所が町内に少ないことや、雨の日に行く場所がない現状について多くの意見をいただいております。今後は、専門家のアイデアもいただき改装などについても検討しながら、子供から高齢者の方まで気軽に立ち寄り、交流できるような場所として整備していきたいと考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） ありがとうございます。

もう既に進んでいると聞いてちょっとほっとしておるところですが、昨年9月のこの議会においても西塚議員から同様の質問があったことは承知しております。来年度、つまりこの令和5年度は、「活用方法を固定することなく、いろいろなことにチャレンジしていてもよいのではないか」と町長が答弁しているのを拝見しました。いろんな方の意見を聞くのも大事なことですし、専門家の意見を聞くのももちろん大事なことですけれども、スピード感を持ってやっていくことが必要ではないかと思っております。

そんな中で、ちょっと小さなことを聞いてみたいと思いますが、現在の建物、そして園庭などの施設については、維持管理をしないと、風を通さないと、中のものが腐ってきたりとか水が腐ったりとか、あと、園庭なんかもそのままにしておくと草が繁茂したりとかしますが、その辺の管理についてはどのようになっておりますでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません、管理の処方については担当課から御答弁申し上げます。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） これは、一応、今現在の取扱いは普通財産ということになっているものですから管財の職員が中心になっておりますが、この利活用については企画調整課のほうでも関わっている関係で、夏休みとその前の開放については職員が行って留守番をするので、そのときに空気が入るように窓を開けたりということですか、夏前には、夏の開放があって人が来るだろうということもあって、職員が自分たちで草刈りだとか生け垣を刈ったりだとかそういうような対応をしておりますので、管理のほうは傷まない程度には実

施をしております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） ほっとしました。やっぱり日常の管理とか、そういうことがないと傷みも早くなると思っております。町長ももちろんおっしゃっていましたが、この町にとってあの場所というか、あのスペース、そして温泉施設まで敷地内にあるような貴重な場所ですので、建物とかそういったものが傷まないうちに、いい利活用ができればと思っております。

私、ちょっと最後に聞きたいのは、どんな利用方法になっても、うちの町では車を利用する人が多い関係で駐車スペースというのが大事になってくると思いますので、駐車スペースとかはぜひ取っていただくように、その利活用には生かしていただければと思っておりますが、小さなところですけども、駐車スペースに関してはどのようなお考えでいますでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、利活用についてはこれまでいろいろな方から御意見をいただいております。町民も含めて、各種団体、町民、あとは稲取小学校の子供たち等々、いろいろいただいている中で幾つか活用案というのが出てきて、それを大体今、形にしてきております。予定としては、来年度から少しリノベーションをしなければいけないと思いますのでそれをやらせていただいて具体的な運用に入っていくという予定なので、そんなに時間が開くということはありません。

それと、駐車場については、確かにあのエリアというのはなかなか駐車場が、大きなスペースがないということではありますが、そこは近くにある付随する施設、下の公園のところとかも含め念頭に置きつつ、ただ勝手に使うこともできないのでそこはちゃんと調整を図りつつ、また、新たに駐車スペースができないか、園内の校庭も多少使えるというふうに認識しておりますので、そのあたりも少し検討しながら、あと、周辺地域で少し駐車できるようなスペースがないか確認しながら、なるべく多くの駐車場スペースを確保していきたいと思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

(1番 山田豪彦君登壇)

○1番(山田豪彦君) ありがとうございます。

しかも、スピード感を持ってやっていただけるということで、私もいろんな意味でぜひとも協力は惜しまないので、私たちもできることを手伝わさせていただきながら、議員としても町民としてもいい場所になっていけばと期待しているところです。

私の質問は今回2問でしたが、今の町長の答えも私には力になりまして、いろんなことが実現していけば、まだまだ私たちの東伊豆町はやっていけると私自身も思っておりますので、今後とも町当局の努力、そして私たち議会のほうも努力しますので、ぜひいい町にしていただければと思ひまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(笠井政明君) 以上で山田議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時45分まで休憩とします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時45分

○議長(笠井政明君) 休憩を閉じ再開します。

◎日程第2 議案第41号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算(第4号)

○議長(笠井政明君) 日程第2 議案第41号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第41号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に3億1,435万3,000円を追加いたしまして、

歳入歳出予算の総額を60億8,686万9,000円とするものであります。

まず、歳入の主な内容ですが、前年度繰越金や各種繰越金の増額、また、交付額が決定した普通交付税や臨時財政対策債の借入額をそれぞれ増額しております。また、一般寄附金において1件の御浄財をお寄せいただきましたので、寄附者の御意向に沿って有効に活用させていただきます。

次に、歳出の主な内容ですが、ふるさと納税記念品における宿泊補助券等の未使用分の増額、ノックルひがしいず事業費、プレミアム商品券発行委託料などを計上いたしました。また、稲取中学校体育館の外壁改修工事費、ひがしいず幼稚園外廊下の雨よけカーテン設置工事費について予算措置をいたしたところであります。

必要な財源配分を行った後、財政調整基金の取崩し額を減額するなどして調整させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては総務課長より説明させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第41号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）について概要を御説明いたします。

令和5年度東伊豆町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,435万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,686万9,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

債務負担行為の補正。

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」によります。

地方債の補正。

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」によります。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

11款1項1目地方交付税、補正前の金額に8,871万6,000円を追加し、15億4,871万6,000円といたします。

1節地方交付税、細節1普通交付税8,871万6,000円の増につきましては、本算定の終了し

た普通交付税の交付決定に基づく増額であります。

10ページ、11ページを御覧願います。

18款1項寄附金、4目教育費寄附金、補正前の金額に20万円を追加し、20万円といたします。

6節、細節2社会教育費寄附金20万円の増につきましては、匿名の方より1件20万円の御浄財を賜りましたので、御意向に沿って有効に活用させていただきます。

19款繰入金、2項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金、補正前の金額に795万1,000円を追加し795万1,000円といたします。

1節、細節1介護保険特別会計繰入金795万1,000円の増につきましては、令和4年度分実績確定に伴う増額措置でございます。

3項基金繰入金、2目ふるさと納税基金繰入金、補正前の金額に927万3,000円を追加し、1億4,757万5,000円といたします。

1節、細節1ふるさと納税基金繰入金927万3,000円の増につきましては、域内交通実証事業や創業支援補助金を実施するための事業費としてふるさと納税基金を取り崩し、一般会計に繰り入れるものでございます。

3目財政調整基金繰入金、補正前の金額から722万2,000円を減額し、5,234万5,000円といたします。

1節、細節1財政調整基金繰入金722万2,000円の減につきましては、今回の補正予算に係る財源調整額を財政調整基金へ戻し入れ、処理するものでございます。

12ページ、13ページを御覧願います。

20款1項1目繰越金、補正前の金額に2億97万4,000円を追加し、4億2,097万4,000円といたします。

1節繰越金、細節1前年度繰越金2億97万4,000円の増につきましては、前年度の決算剰余金を全額、前年度繰越金として措置するものであります。

21款諸収入、4項雑入、1目過年度収入、補正前の金額に783万4,000円を追加し、783万4,000円といたします。

1節、民生費過年度収入、細節4後期高齢者医療費負担金過年度返還金278万7,000円の増及び4節戸籍住民基本台帳費過年度収入、細節1伊豆斎場組合負担金過年度返還金252万円の増につきましては、前年度の事業確定により負担金が返還されるものでございます。

22款1項町債、3目臨時財政対策債、補正前の金額に335万8,000円を増額し、3,335万

8,000円といたします。

1節細節1臨時財政対策債335万8,000円の増につきましては、発行可能額に合わせて借入額を増額するものでございます。

14ページ、15ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の金額に4,654万7,000円を追加し、6億1,175万5,000円といたします。

事業コード15ふるさと納税寄附推進事業、7節報償費、細節1ふるさと納税寄附謝礼4,400万3,000円の増につきましては、令和4年度内に支払いが完了しなかった未執行分につきまして、前年度の予算残額を再度、今年度に予算計上する内容であります。主に宿泊補助券や定期便などについては年度をまたぐケースがあることから補正措置するものでございます。

12節委託料、細節3ふるさと納税クラウドファンディング活性化業務委託料242万円の増につきましては、クラウドファンディング方式のふるさと納税としてふるさと起業家応援制度推進業務の委託料を計上したものでございます。

16ページ、17ページを御覧願います。

10目自治振興費、補正前の金額に359万4,000円を追加し、5,600万1,000円といたします。

事業コード5域内交通実証事業、10節需用費、細節2印刷製本費216万9,000円の増につきましては、ノックルひがしいず事業関連のチラシ、ポスターの印刷費を計上しております。

18ページ、19ページを御覧願います。

12節委託料、細節2域内交通実証事業委託料200万円の減及び細節3実証車両運行委託料270万円の減につきましては、科目の変更のため減額するものであります。

細節4ノックルひがしいず事業プランニング業務委託料253万円の増につきましては、初期プランニングに係る事業のサービス設計及び運行設計に対する業務委託料であります。

細節6ノックルひがしいず配車予約システム構築業務委託料220万円の増につきましては、ノックル配車予約システム構築に当たっての初期導入費及び初期設定費に関する業務委託料であります。

15目ふるさと納税基金費、補正前の金額から285万9,000円を減額し、2億2,297万円といたします。

事業コード1ふるさと納税基金管理事業、24節積立金、細節1基金積立金285万9,000円の

減につきましては、基金への積立額を取り崩し、ふるさと納税クラウドファンディング活性化業務委託料に充当するものであります。

17目財政調整基金費、補正前の金額に2億1,048万8,000円を追加し、2億1,048万8,000円といたします。

事業コード1財政調整基金管理事業、24節積立金、細節1基金積立金2億1,048万8,000円の増につきましては、令和4年度決算剰余金のうち2分の1を下らない金額を地方財政法第7条の規定により積立てするものでございます。なお、補正後の財政調整基金残高は約16億9,181万円となります。

20ページ、21ページを御覧願います。

4項選挙費、3目東伊豆町議会議員選挙費、補正前の金額から765万6,000円を減額し、281万7,000円といたします。

22ページ、23ページを御覧願います。

事業コード1東伊豆町議会議員選挙事業、3節職員手当、細節20投開票事務等従事者手当253万3,000円の減につきましては、選挙が無投票になったことに伴う不用額の減額でございます。

18節負担金補助及び交付金、細節1選挙公営負担金220万8,000円の減につきましては、選挙終了後の実績による不用額の減額でございます。

24ページ、25ページを御覧願います。

3款民生費、1項社会福祉費、7目国民健康保険費、補正前の金額に231万円を追加し、1億3,056万8,000円といたします。

26ページ、27ページを御覧願います。

事業コード1国民健康保険特別会計支援事業、27節繰出金、細節1国民健康保険特別会計繰出金231万円の増につきましては、出産する被保険者の国民健康保険税免除に対応するためのシステム改修が必要となり、その費用に充てるため国保会計へ繰り出すものでございます。

32ページ、33ページを御覧願います。

5款農林水産業費、2項林業費、2目林道整備費、補正前の額に220万円を追加し、251万9,000円といたします。

事業コード1林道維持管理事業、10節需用費、細節5修繕料220万円の増につきましては、林道専用道大川石神線の路面等の保守修繕料でございます。

6款1項商工費、2目商工振興費、補正前の額に1,183万6,000円を追加し、7,339万9,000円といたします。

34ページ、35ページを御覧願います。

事業コード1 商工振興事業、12節委託料、細節2 プレミアム商品券発行事業業務委託料820万円の増につきましては、町、商工会からの要望でプレミアム率20%の商品券を発行するに当たり、プレミアム分の費用とそれに関わる事務費等を計上してあります。

18節負担金補助及び交付金、細節5 創業支援補助金240万円の増につきましては、飲食業を創業する事業者2名を支援するための補助金を計上しております。

44ページ、45ページを御覧願います。

9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食費、補正前の額に313万4,000円を追加し、6,339万2,000円といたします。

事業コード1 学校給食センター事業、18節負担金補助及び交付金、細節6 学校給食食材費等負担金220万円の増につきましては、学校給食で使用する食材費の物価高騰に対応するため、学校給食会計に対する負担金を計上しております。

恐れ入りますが、4ページへお戻りください。

第2表債務負担行為補正でございますが、建物貸借料を追加しておりますので、御確認をお願いします。

5ページを御覧ください。

第3表地方債補正であります。臨時財政対策債の限度額を増額しておりますので、確認をお願いいたします。

6ページ、7ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず歳入ですが、補正前の額57億7,251万6,000円に3億1,435万3,000円を追加いたしまして、60億8,686万9,000円といたします。

次に歳出ですが、補正前の額57億7,251万6,000円に3億1,435万3,000円を追加いたしまして、60億8,686万9,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金が245万円の増、その他財源が959万2,000円の増、一般財源を3億231万1,000円といたしております。

以上、簡単ではありますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 何点かお伺いしたいと思います。

まず、歳入で9ページですけれども、地方交付税の増額となった要因についてもう少し詳しく御説明をいただきたいなというふうに思っています。

2点目に、17ページの自治振興費、いわゆる域内交通実証事業の部分なんですけれども、今も印刷製本ということで216万9,000円だという説明があったんですけれども、これは当然、町民の皆さんに事業を知らせようという意味のものだと思うんですが、これは具体的にどういう内容を持っているのか、この点をお伺いしたいと思います。

3点目に、19ページのほうで、同じ実証事業、またノックルという部分が載っかってくるんですけれども、特にノックルの部分でいうと、ドライバーの確保について具体的にどのような手だてを打とうとしているのか。その確保ができる場合、また、できなかった場合もあるかと思うんですが、その場合の対応というのはどうお考えなのか。

それと、先ほどの今日の一般質問の中でもいろいろ出てきたんですけれども、実証的な実験だということで前向きな取組を評価はするんですが、問題は、利用できなかった人たちの存在というのも大事じゃないのかなと思っているんですね。普通に立ち上げた事業をそのまま利用してくれる、参加してくれる町民もいらっしゃるでしょう。しかし、それに参加できなかった人はなぜ参加できなかったのかという、この把握がしっかりしないとこの事業等はうまくいかないのではないかというふうに心配しているわけです。

次に、35ページの商店街街路灯のLED化事業、これもいい事業だなと思うんですけれども、新しくポールを立てるわけではないだろうと思うんですよね。そうすると、従来あった街路灯なり商店街整備でやってきたものに対して設置し直すという形になるのかなと思うんですけれども、これについて見ると、安全性という部分はちゃんと担保されているんでしょうか、この辺もお伺いしたい。

最後に、37ページに白田川橋の方針検討業務委託ということで63万あるんですが、7月の住民説明会等を私も聞いたんですが、なかなか意見が出てこなかった。この委託をすることで町長が言われるような片瀬や白田地域のまちづくりの考え方、構想が具体化するというのは、一体どういう仕組みで具体化していくかというのが私は見いだせないんです。具体的にどなたかアドバイザーを入れてやっていくということなんですけれども、その人が区民の皆さんに何を投げかけて、どんな意見を組み立てていくのかというこの構想が見えないので、

本当にこれは必要なお金なのかなという点についてちょっと理解できないものですから、それらをお答えいただきたいと思います。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） 山田議員の御質問の1点目、交付税の増額要因についてお答えさせていただきます。

普通交付税の算定におきましては、基準財政収入額、基準財成需用額、それぞれ算定いたしまして、収入に対しまして上回る需用額の差額分、こちらが財源不足ということで普通交付税として算定されております。

それで、令和5年度の算定におきましては、まず、高齢者保健福祉費という項目がございます。こちらの算定につきましては、75歳以上の人口が用いられておりますが、令和4年度に比較して106人ほど増えております。そういった人口が増えたことによりまして需用額が約900万円増額となっております。

それから、清掃費がございますが、東伊豆町と河津町で構成しております東河環境センターのほうで、平成29年度から令和元年度まで、ごみ処理施設の延命化ということで大規模改修事業を行っております。これに対しまして、3年間、地方債の借入れを行っております、29年から3年間ということで借りた分につきましては元利償還金が発生しますが、通常、元利償還金は二、三年程度の元金の償還の据置期間がありますので、元利償還金が二、三年たってスタートするんですが、今年度につきましては、令和元年度分、3か年分の元金の償還がスタートするというので元利償還金が増えておりますので、それに対する交付税措置が増えたということで、清掃費につきましても約1,000万円ほど算定で増えております。こちらが主な要因となっております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） それでは、ノッカルについての件ですが、まず印刷製本費については、ノッカルの車両だということが外から見て分かるようにドライバーの自家用車に貼っていただく車両用のマグネットの印刷ですとか、あとは周知のためのチラシ、ポスター、それと時刻表、乗車券、こういったものの印刷製本費となっております。

ドライバーの確保についてですが、できた場合については特に問題はないと思うんですが、利用されたい方がいるのにできないという場合については、当面の間、主には職員が運転するようなこともあるのかなというように想定しております。

あと、利用できなかった方をどうするか、これは移動支援のほうのことなのかノックルのことなのかちょっと分からないんですが、いずれにしても、移動した方の感想を聞いたり意見を聞いたりするというのは割とやりやすいかなと思うんですけども、表に出てこない利用できなかった方を把握してその意見を聞くというのはなかなか難しい面があるのかなというふうに考えております。

可能なこととすると、高齢者が集まるような教室等でお話をしたりですとか、あとは、包括支援センターのほうでいろいろな聞き取りをする際に併せてヒアリングをしてみるというような、そういったことで使いにくさみたいなことの解消につながればというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） それでは、私のほうから街路灯の関係で回答させていただきます。

街路灯の該当箇所なんですけれども、稲取の駅前通り商店街で25基分の改修を計画しております。駅前の街路灯はもともと水銀灯の結構頑固な、ポールが四角の支柱のものになっておりますので、その電球部分だけをLED化するというので、落下の危険性ですとか低過ぎて誰かに当たっちゃうとか、そういった心配はないと把握しております。

今まで水銀灯で電気料が高いということで困っている商店街の方が多かったものですから、順次、今LED化しているところなんですけれども、色も今までの白色の明るいものよりも、稲取は町なかで結構多くなってきたんですが、電球色のちょっとオレンジっぽく、雰囲気があるもののLEDをという形で今、計画されております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 白田川橋の方針検討業務委託料ということですが、説明会の際にも、片瀬・白田地区の今後のことも含めた中で橋を架ける、架けない、そういうものを含めた検討をしていきたいということで話をさせていただきました。今回、予算を計上させていただいたんですけれども、今、町のほうで関わっていただいておりますまちづくりアドバイザーの方への委託というものを今考えております。

このまちづくりアドバイザーの方には、現状の片瀬、白田の状況、それからお店の数とか人口とかいろいろなものも含めて、その中で住民の意見、説明会のときにはさほど多くの意

見は出なかったんですけども、そういう地元の意見も吸い上げまして、公共施設がどういふふうに建っているとかそういうものも含めた中でアドバイザーの方に御意見も伺いながら、最終的には橋をどうするかということに建設整備課としてはなるんですけども、そこに向けてという形で検討するためをお願いしたいという委託内容でございます。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 交付税は分かりました。

域内駅前交通実証事業は、やっぱり一番、私は鍵はドライバーの確保なんだろうなと思っているんですね。町長、先ほどは、私は間違っているんじゃないかなと思ったんですけども、移動支援事業は、社協の事業じゃなくて、あれは町が委託している事業ですから町の事業ですよ、基本は。だから、移動支援のところで1年弱やって、運転手が10人前後のところまでしか確保できていないということの事実、また利用者の状況のほうも、登録者がまだ50人、60人というレベルだというのが、やっぱりこの実態としてそうなんですよ。

だから、そのことを前提に考えると、そういう事実を基にしっかりと準備していくということはとても大事なことではないかなというふうに思っています。ただ、このドライバーをどうやって確保するのかというところをまず教えていただきたいと思っております。

次に、商店街のLED化の問題で、駅前も商店が多かった時代は負担が少なくてよかったんですけども、残ったところでの負担も非常に大変だという話です。ただ、水銀灯の問題でいうと、落下の問題もそうだけれども、もう30年ぐらいたつんですよね、あれ整備して。立てる支柱自体も老朽化してくる。

同じような部分では、中央通り商店街等でやっぱり相当、交番の辺の水銀灯のときはやっぱり劣化して腐食もあつたりしたという問題もあるので、そこも含めてちゃんと補助してやっていくんだけど、安全な形で施工が完了するということが必要じゃないかなと思っております。

最後に、白田川橋の問題で、今の課長の御答弁を聞いていますと、アドバイスをいただくのか、このアドバイザーの方が何らかのプランなりをお示しになって、区民の皆さん、町民の皆さんの意見を伺うということになるのか。私は、町長が言っているようにまちづくり全体の中で白田川橋を考えようというのは、話としては非常によく分かるんですが、具体的にここで議論をしようということで考えると、何にもない中で議論というのはなかなかできなかったねというのが結果ですから、そうすると、造る、造らないを含めてどうしたらいいかということの構想案も、じゃこの方が一つのプランニングとしてモデル案なりを示して、

それをたたき台にして議論が進んでいくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、ノッカルの方の質問だと思いますけれども、移動支援のほうが社協に対する委託というのは分かっております。間違った認識はしておりません。もっと分かりやすくお話をすると、移動支援を町の委託で社協がやっている中で、ドライバー不足という問題があったからノッカルを考えたという言い方もできるのではないのでしょうか。

ノッカルについては、朝日町というところで既に展開されていて、実動というか運用されている制度であります。それを国のほうも横展開したいということで東伊豆町に話があったというところを受け止めたということでもあります。

具体的に現地も見に行きましたけれども、ドライバーについては、確かに当初は多分、役場職員がドライバーをしたという話もありますが、そういうことも必要かもしれませんが、あとは、民間事業者の方々が自分の仕事とうまく結びつけるというところでドライバーのインセンティブをうまく働かせているという仕組みがありましたので、そういうことも活用することが重要ではないかなと思っております。

白田川橋については、この間の説明会の中でも話をしましたけれども、あの橋が必要かどうかというところについては、様々な観点、防災上の観点もありますし、人口減少化である地域が将来どうなるかということも踏まえなければいけないということもある。というところも含めて、まちづくりと一緒に考えながらあの橋の是々非々を考えていこうということで、多岐にわたるということでもあります。

意見が出なかったからということと言われましたけれども、それを前提条件にしてしまうと何もできません。もっと言うならば、各地域に意見交換をする場を設けたのに意見が出ないような場というのは、もうそれは意見がないということで認識させていただきます。それぐらい私たちの地域はもう本当に、自分の地域のことを自らのことのようにそれぞれの町民が考えてやっていかないと乗り越えていけないような状況になっているということをぜひ十分認識していただいて、必ず、地域住民の方に忌憚のない御意見をいただくような場をつくってきたいというふうには思っております。

でも、それをつくったとしても何も意見がもし出なかったとしたら、その地域の方の意見はないというふうに判断をさせていただきます。それぐらいの気持ちでやっていくということでもあります。逆に言うと、しっかりと意見をいただいたものに対しては真摯に向かい合ってお話を聞きながら、ではどうしたらいいのかということ膝を突き合わせて話していくと

いうスタンス、これは基本的に一番大事なスタンスだと思っておりますので、そこをぜひ御理解いただければというふうに思っております。

それで、アドバイザーについては、今お話ししたように土木工学的な知識も多少必要ですし、橋の架け替えをする、しない。地盤調査、あとは環境の問題も多少関係がありますし、これまでそういう検討をやったことがあるかないか、多岐にわたるので、これは役場職員だけでは対応が難しいという判断で、アドバイザーという名前でその経験をされた方にこれを委託するということとなります。

これは、当事者がある程度どうするかを考えるとところがあるかと思えますけれども、私が考えるには、まずは現状把握をしていただいて、それを地域住民の方にしっかりと情報共有する場を設けて、その後に、方向性のある程度説明しながら合意形成を図っていくということになるのではないかなと思います。いずれにせよ、それをやるに当たっては何らかの会議体みたいなものをつくらなければいけないのかなとは少し思っております。ただ、具体的な話についてはまだ予算も上がっていない中でできないので、予算がもし通った場合は、その具体的なスキームについては担当課を交えて少し話をしていきたいというふうに考えております。

それぐらいでございます。以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） ノッカルの実証実験の部分は、町長は、先ほどの一般質問の答弁でも、この事業がリンクしたり、場合によっていいところ取りをする、いろんな形もあると。ただ、いずれにしてもキーポイントはドライバーの確保で、自動車有償運送事業という法律の中で、事業の枠の中でやっていくわけですから同じように講習を受けてやっていけるんだろうと思うんですが、社協に委託した中でうまくできなかったものをしっかりやっていくところが一番苦労するところではないかなというふうに思うんです。

そのこのところをお願いしたいというのと、あと個人的にちょっと感想的な部分で言わせていただくと、朝日町で町長が言われるようにノッカルと言っていたからといって、東伊豆町もノッカルという名称が本当にいいのかというような気持ちが若干あって、私なんかだと、東伊豆だと「ノッテカッシャーヨ」みたいな感じのほうがいいのかなど。人の言葉を使うよりも町民の皆さんにも理解されるのかななんて、これはちょっと思いつきの部分です。

白田川橋は、町長が言うように理想的に話が出てくればそれはそれでいいというふうに思うんですけれども、今、町長が言われたように基本的な情報を提供して共有していくという

部分と、同時に、橋を残した場合のまちづくり、残さない場合のまちづくりと、何かある程度たたき台がないと、やっぱり町民は、そういう町長が求めているような議論には、はっきり言って私は慣れていないんじゃないかなと思います。

この間の説明会でも、町長がやると言うのか、やらないと言うのかなと、そのことだけを聞きに来ていたという人も何人もいらっしまった、後から話を聞きましたけれども。なので、町長は丁寧にこの問題を取り扱っているというふうに思いますけれども、しかし町長が思うほど、町民にこういう形のないところからまちづくりの構想をつくらうということ投げかけても慣れていない部分もありますので、具体的に町民の皆さんの声を本当に引き出せていくし、またそれが将来に向けていいステップになるような情報の提供なり投げかけというものに生かしていただきたいと思っております。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

先ほど意見が出なかったところは意見がないとみなすというようなちょっと極端な言い方をしたんですけれども、しっかりときっかけがあれば、東伊豆町の町民からは多くの意見が出るのではないかなと実は思っております。それをどうやって導くかというところが腕の見せどころかもしれないんですけれども、議員がおっしゃるとおり、いきなりはあれですけれども、まずは忌憚のない御意見をいただいてみて、その状況を見て、例えばある程度専門的な知識に立ちながらあのエリアを見て、こういうような案があるんじゃないかみたいな提示をするというようなやり方もあろうかと思っております。なので、その辺にある程度専門的な知識がある人間に委託をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 1点なんですけど、今、山田議員のほうから、ノッカルも移動支援も有償運送の法律の中でやっているというお話だったんですが、ノッカルについては交通空白地の有償運送という枠組みで国の登録を受けてやるものなんですけど、今現在、社会福祉協議会に委託している事業については、これは福祉有償運送ではございませんので、ちょっとその点だけ御認識をと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

10番、須佐議員。

○10番（須佐 衛君） 34、35ページですけれども、6款商工費、3目観光費の委託料、東

伊豆PR事業（渋谷温泉）につきまして、もう少しこの具体的な説明をお願いします。

○議長（笠井政明君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） それでは、PR事業の渋谷温泉ということで御説明させていただきます。

こちらは、渋谷区にあります渋谷ストリームという建物内にサイクルカフェのトルクというところがございます。そちらとフットサルコートが併設されたような施設なんですけれども、そちらにおいて約3週間ほど、東伊豆町の紹介ですとか物品の販売、簡易なレストランもついていますので特産品を使ったメニューなどの提供、また2日間の足湯の体験、あとは大学生と連携した温泉のトークイベントなどを計画しております。

足湯につきましては、こちらから温泉を持っていくという形で、温泉わくわくさんという温泉を売っているような会社がありまして、そちらとも協力して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第41号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第42号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）

○議長（笠井政明君） 日程第3 議案第42号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計補

正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第42号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から143万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億2,660万円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入は、令和4年度決算余剰金の繰越しを行い、財源調整のため国民健康保険事業基金からの繰入額を減額するものであります。

歳出につきましては、国民健康保険事業費納付金に係る県への納付額の決定に伴い、それぞれの項目を補正させていただきます。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第42号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について概要を説明させていただきます。

令和5年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,660万円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について御説明いたします。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、補正前の金額に231万円を追加し、1億3,056万8,000円といたします。

2節、細節1職員給与費等繰入金の増は、国保システム改修に係る費用の繰入れによるものでございます。

6 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目国民健康保険事業基金繰入金、補正前の金額から 1,361 万 8,000 円を減額し、1,591 万 9,000 円といたします。

1 節、細節 1 国民健康保険事業基金繰入金の減は、令和 4 年度決算繰越金の計上に伴い、財源調整のため繰入金を減額するものであります。

7 款 1 項 1 目繰越金、補正前の金額に 987 万円を追加し、987 万 1,000 円といたします。

1 節、細節 1 繰越金の増は、令和 4 年度の決算見込みで実質収支額が 987 万円となる見込みですので、全額を令和 5 年度に繰越措置するものでございます。

7 ページ、8 ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正前の金額に 231 万円を追加し、690 万 5,000 円といたします。

12 節委託料、細節 4 国民健康保険システム改修業務委託料 231 万円の増は、国民健康保険法の改正に伴う国民健康保険システム改修業務委託料の計上によるもので、出産される被保険者に係る国民健康保険税の減免措置に対応するための改修業務となります。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分、補正前の金額から 330 万 5,000 円を減額し、2 億 8,214 万 1,000 円といたします。

18 節負担金補助及び交付金、細節 1 一般被保険者医療費給付費分 330 万 5,000 円の減は、令和 5 年度国民健康保険事業費納付金額の確定によるものでございます。

3 款国民健康保険事業費納付金、2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分、補正前の金額から 176 万 7,000 円を減額し、1 億 1,114 万 4,000 円といたします。

18 節負担金補助及び交付金、細節 1 一般被保険者後期高齢者支援金等分 176 万 7,000 円の減は、令和 5 年度国民健康保険事業費納付金額の確定によるものでございます。

3 款国民健康保険事業費納付金、3 項 1 目介護納付金分、補正前の金額に 128 万 6,000 円を追加し、4,129 万 3,000 円といたします。

18 節負担金補助及び交付金、細節 1 介護納付金分 128 万 6,000 円の増は、令和 5 年度国民健康保険事業費納付金額の確定によるものでございます。

3 ページ、4 ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額 18 億 2,803 万 8,000 円から 143 万 8,000 円を減額いたしまして、18 億 2,660 万円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額18億2,803万8,000円から143万8,000円を減額いたしまして、18億2,660万円といたします。

補正額の財源内訳ですが、特定財源のその他で1,130万8,000円の減額、一般財源で987万円の増額といたします。

以上、簡単ではありますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第42号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第43号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）

○議長（笠井政明君） 日程第4 議案第43号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第43号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に42万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,724万8,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入は、令和4年度決算余剰金の繰越しを行うものであります。

歳出につきましては、その繰越金を後期高齢者医療広域連合に前年度精算分として納付するために増額補正するものでございます。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第43号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について概要を説明させていただきます。

令和5年度東伊豆町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,724万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内容について御説明いたします。

5款1項1目繰越金、補正前の額に42万1,000円を追加し、42万2,000円といたします。

1節細節1繰越金42万1,000円の増は、令和4年度の決算見込みで実質収支額が42万200円となる見込みですので、全額を令和5年度に繰越措置するものでございます。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出の内容について御説明いたします。

1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額に42万1,000円を追加し、2億1,667万7,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1後期高齢者医療広域連合納付金42万1,000円の増は、令和5年度に繰り越した額を後期高齢者医療広域連合に納付し、精算するものであります。

3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま御説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額 2 億1,682万7,000円に42万1,000円を追加いたしましたして、2 億1,724万8,000円といたします。

次に歳出ですが、補正前の額 2 億1,682万7,000円に42万1,000円を追加いたしましたして、2 億1,724万8,000円といたします。

次に補正額の財源内訳ですが、一般財源で42万1,000円といたします。

以上、簡単ではありますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第43号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第44号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（笠井政明君） 日程第5 議案第44号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第44号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に4,942万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億3,948万8,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入は、令和4年度の決算剰余金の繰越しを行うものであります。

歳出につきましては、介護給付費及び地域支援事業費並びに事務費繰入金の過年度分について精算金の返還を行うものであります。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第44号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）について概要を説明させていただきます。

令和5年度東伊豆町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,942万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,948万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について御説明いたします。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、補正前の額に225万2,000円を追加し、1億9,155万7,000円といたします。

2節過年度分負担金、細節1介護給付費過年度精算分負担金225万2,000円の増は、令和4年度の介護給付費の精算により追加交付を受けるものでございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目低所得者保険料軽減繰入金、補正前の額に54万円を追加し、2,253万7,000円といたします。

2節過年度分繰入金、細節1低所得者保険料軽減過年度精算金54万円の増は、令和4年度介護保険低所得者保険料軽減負担金の精算によるもので、一般会計からの返還金となります。

8款1項1目繰越金、補正前の額に4,652万1,000円を追加し、4,852万1,000円といたします。

1節繰越金、細節1前年度繰越金4,652万1,000円の増は、令和4年度の決算見込みで実質収支額が4,852万407円となる見込みですので、当初予算計上分の200万円を差し引いた金額を令和5年度に繰越措置するものでございます。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について御説明いたします。

4款1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金、補正前の額に2,056万3,000円を追加し、2,056万4,000円といたします。

24節積立金、細節1介護保険給付費準備基金積立金2,056万3,000円の増は、繰越金等の収入補正額から総務費及び国庫支出金等の過年度分返還金を差し引いた額を基金に追加し、財源調整を図るものであります。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正前の額に2,875万1,000円を追加いたします。

22節償還金利息及び割引料2,875万1,000円の内容は、令和4年度の介護給付費地域支援事業費等の確定に伴いそれぞれ精算するものであります。

介護給付費につきましては、細節2国庫介護給付費負担金過年度分返還金1,655万4,000円から細節5一般会計介護給付費繰入金過年度分返還金455万3,000円までを返還いたします。

地域支援事業費につきましては、細節6国庫地域支援事業交付金過年度分返還金160万4,000円から細節9一般会計地域支援事業繰入金過年度分返還金88万2,000円までを返還いたします。

その他、細節10一般会計事務費繰入金過年度分返還金251万6,000円の返還を行います。

3ページ、4ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書にただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額13億9,006万8,000円に4,942万円を追加いたしまして、14億3,948万8,000円といたします。

次に歳出ですが、補正前の額13億9,006万8,000円に4,942万円を追加いたしまして、14億3,948万8,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、一般財源で4,942万円といたします。

以上、簡単ではありますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いしま

す。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第44号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第45号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算
（第1号）

○議長（笠井政明君） 日程第6 議案第45号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 議案第45号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ325万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ867万1,000円とするものであります。町営風車の撤去が予定より遅れていることから維持管理費用を増額する内容です。

詳細につきましては企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） ただいま提案されました議案第45号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

令和5年度東伊豆町の風力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ325万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ867万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

5ページ、6ページをお開きください。

歳入についてですが、2款諸収入、1項1目1節雑入、細節1メンテナンス費用等負担金325万9,000円の増は、町営風車の維持管理に係る経費を民間企業に負担していただく内容となっております。

7ページ、8ページをお開きください。

次に歳出についてですが、1款電気事業費、1項1目風力発電事業費、10節需用費、細節4光熱水費240万円の増額については、10月から3月までの電気料となります。

次に、12節委託料、細節1発電施設保安管理委託料、補正額78万7,000円は、10月から3月の間の受電設備の月次点検及び年次点検の費用となります。

3ページ、4ページにお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で補正内容を総括してあります。

補正前の歳入及び歳出予算の総額541万2,000円に歳入歳出それぞれ325万9,000円を追加し、補正後の歳入及び歳出予算の総額をそれぞれ867万1,000円とします。

なお、補正予算の財源は全てその他の特定財源となっております。

以上、簡単ですが説明となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第45号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第46号 令和5年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（笠井政明君） 日程第7 議案第46号 令和5年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第46号 令和5年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた収益的支出の既決予定額に211万7,000円を追加し、総額を4億3,615万6,000円といたします。

また、予算第4条に定めた資本的収入の既決予定額に128万円を追加し、総額を358万円とし、資本的支出の既定予算額から752万円を減額し、総額を2億9,592万4,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、修繕費の不足額増額や人事異動に伴う人件費の調整、また委託料の一部を減額し、同額を来年度の債務負担行為に追加する組替えなどを行っております。

詳細につきましては水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました議案第46号 令和5年度東伊豆町水道事

業会計補正予算（第2号）について概要を御説明いたします。

総則。

第1条、令和5年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

収益的支出の補正。

第2条、令和5年度東伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出、第1款水道事業費用、既決予定額4億3,403万9,000円に211万7,000円を追加し、4億3,615万6,000円といたします。

第1項営業費用、既決予定額4億1,870万9,000円に182万3,000円を追加し、4億2,053万2,000円といたします。

第2項営業外費用、既決予定額1,360万1,000円に29万4,000円を追加し、1,389万5,000円といたします。

資本的収入及び支出の補正。

第3条、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「3億114万4,000円」を「2億9,234万4,000円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「1,780万円」を「1,711万6,000円」に、過年度分損益勘定留保資金「2億8,334万4,000円」を「2億7,522万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入、第1款資本的収入、既決予定額230万円に128万円を追加し、358万円といたします。

第5項負担金、既決予定額230万円に128万円を追加し、358万円といたします。

支出、第1款資本的支出、既決予定額3億344万4,000円から752万円を減額し、2億9,592万4,000円といたします。

第1項建設改良費、既決予定額2億113万円から752万円を減額し、1億9,361万円といたします。

次のページを御覧ください。

債務負担行為の追加。

第4条、予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次の内容を追加いたします。

事項、取水施設調査予備設計業務委託、期間、令和6年度、限度額を880万円といたしま

す。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第5条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めます。

第1号職員給与費、既決予定額9,261万4,000円から142万1,000円を減額し、9,119万3,000円といたします。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開きください。

参考資料により主な補正内容を説明させていただきます。

初めに、収益的支出についてですが、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、22節修繕料300万円の増及び3目簡易水道事業費用、22節修繕費80万円の増につきましては、いずれも今後の不足見込額を増額させていただく内容であります。

なお、その他の給与費関係につきましては、人事異動に伴う調整及び時間外勤務手当の不足分を増額させていただいております。

10ページ、11ページを御覧ください。

次に、資本的収入及び支出についてですが、収入、1款資本的収入、5項負担金、4目1節他会計負担金128万円の増につきましては、消火栓の新設に係る一般会計負担金の増額措置であります。

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、2目簡易水道施設整備費、39節工事請負費128万円の増は先ほどの歳入と関連がございます。地下式消火栓新設のための増額であります。町道湯ノ沢草崎線配水管新設工事に合わせて実施する内容で、一般会計からの負担金を受け施工するものであります。

5目調査費、19節委託料880万円の減につきましては、先日、県が公表いたしました白田川の洪水浸水想定について、これまで新白田浄水場への影響などを調査検討してまいりました。その結果、浄水処理については問題なく運用できるという判断に至りましたので、引き続き事業を進めていくため、取水施設調査予備設計に係る本年度の予算額を一旦減額し、同額を来年度の債務負担行為として設定することで2か年事業として実施をさせていただく内容であります。

なお、12ページに給与費明細書、13ページに債務負担行為に関する調書を添付してございますので、御参照ください。

以上、簡単ではございますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第46号 令和5年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 報告第2号 令和4年度東伊豆町健全化判断比率の報告について

◎日程第9 報告第3号 令和4年度東伊豆町資金不足比率の報告について

○議長（笠井政明君） 日程第8 報告第2号 令和4年度東伊豆町健全化判断比率の報告について及び日程第9 報告第3号 令和4年度東伊豆町資金不足比率の報告についてを一括議題とします。

町長より順次提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました報告第2号 令和4年度東伊豆町健全化判断比率及び報告第3号 令和4年度東伊豆町資金不足比率の報告について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和4年度決算における東伊豆町の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、東伊豆町監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願い

いたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました報告第2号 令和4年度東伊豆町健全化判断比率報告について、報告第3号 令和4年度東伊豆町資金不足比率の報告について御説明させていただきます。

今回の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、令和4年度決算における各比率を報告するものであります。

それでは初めに、令和4年度決算における当町の健全化判断比率について御説明いたします。

健全化判断比率につきましては4つの判断比率がございます。1つ目の実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、実質収支額が黒字で赤字でないため数値は記載してございません。

2つ目の連結実質赤字比率は、当町の全ての会計の赤字額と黒字額を合算した連結赤字額の標準財政規模に対する比率であります。全会計の合計が黒字で連結赤字額がないため、こちらも数値は記載してございません。

3つ目の実質公債費比率は6.7%であります。実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金や元利償還に準じた支出の標準財政規模に対する比率であり、算定におきましては、普通交付税における基準財政需用額算入分を差し引いて算出しております。

4つ目の将来負担比率は21.4%であります。将来負担比率は、一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性がある負担額の標準財政規模に対する比率であり、算定におきましては、将来負担額から負債の償還に充てることができる基金や基準財政需用額算入分等を差し引いて算出しております。

健全化判断比率につきましては、令和4年度決算におきましても全ての比率が早期健全化基準を下回る結果となりました。

次に、令和4年度決算における当町の資金不足比率について御説明いたします。

資金不足比率は、資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、水道事業特別会計（法適用企業）と風力発電事業特別会計（法非適用企業）が対象となります。

令和4年度決算におきましても2会計とも資金不足額がないため比率は記載してございません。

以上、簡単ではありますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいた

します。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

◎日程第10 報告第4号 債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）

○議長（笠井政明君） 日程第10 報告第4号 債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました報告第4号 債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）について提案理由を申し上げます。

本件は、東伊豆町水道事業の私債権の管理に関する条例第7条の規定により水道料金に係る債権を放棄したため、同条例第8条の規定により議会に報告するものであります。

放棄した債権は水道料金で、放棄した日は令和5年3月31日、放棄した事由、人数、件数、金額は表に記載のとおりで、合計で43人、192件、132万6,488円となっております。

詳細につきましては水道課長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました報告第4号 債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）の概要を御説明いたします。

東伊豆町水道事業の私債権の管理に関する条例第7条の規定により水道料金に係る債権を放棄しましたので、同条例第8条の規定により報告いたします。

恐れ入りますが、資料の2枚目、別紙を御覧ください。

昨年度末、令和4年度決算におきまして不納欠損、債券放棄したものを報告させていただく内容であります。

1の放棄した債権の名称は水道料金です。

2の債権を放棄した日は令和5年3月31日であります。

3の債権を放棄した事由、人数、件数、金額についてですが、初めに1の免責ですが、こちらは条例第7条第1項第2号該当分であります。破産手続廃止の事件終結分で、2人、3件で37万672円となっております。次の消滅時効期間満了ですが、こちらは条例第7条第1項第3号該当分であります。転出等による居所不明や死亡による徴収不能債権がこの項目に該当しており、41人、189件で95万5,816円となっております。合計で43人、192件、132万6,488円を放棄したものであります。

以上、簡単ではございますが概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

◎日程第11 同意案第21号 東伊豆町教育委員会委員の任命について

○議長（笠井政明君） 日程第11 同意案第21号 東伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 同意案第21号 東伊豆町教育委員会委員の任命について。

東伊豆町教育委員会委員に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町大川。

氏名、飯田利喜。

提案理由を申し上げます。

現職の飯田利喜教育委員が令和5年9月30日をもって任期満了となるため、再任をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意案第21号 東伊豆町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（笠井政明君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時11分

令和5年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和5年9月11日(月)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第47号 令和4年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 議案第48号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第49号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第50号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第51号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第52号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第53号 令和4年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第54号 令和4年度東伊豆町水道事業会計決算認定について

出席議員(12名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 山田豪彦君 | 2番 | 鈴木伸和君 |
| 3番 | 楠山節雄君 | 5番 | 笠井政明君 |
| 6番 | 稲葉義仁君 | 7番 | 栗原京子君 |
| 8番 | 西塚孝男君 | 10番 | 須佐衛君 |
| 11番 | 村木脩君 | 12番 | 内山慎一君 |
| 13番 | 定居利子君 | 14番 | 山田直志君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木嘉久君
教育長	横山尋司君	総務課長	村木善幸君
企画調整課長	森田七徳君	健康づくり課長	山田義則君
健康づくり課 参事	柴田美保子君	教育委員会 事務局局長	齋藤和也君
水道課長	鈴木貞雄君	水道課技監	桑原建美君
会計課長兼 会計管理	正木三郎君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福岡俊裕君	書記	榊原大太君
--------	-------	----	-------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和5年東伊豆町議会第3回定例会3日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 議案第47号 令和4年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第2 議案第48号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第3 議案第49号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第4 議案第50号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 議案第51号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第6 議案第52号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第7 議案第53号 令和4年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松

崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業
特別会計歳入歳出決算について

◎日程第8 議案第54号 令和4年度東伊豆町水道事業会計決算認定について

○議長（笠井政明君） 日程第1、議案第47号 令和4年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第8、議案第54号 令和4年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてまで、以上8件を一括議題とします。

町長から、順次提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま、一括上程されました議案第47号から議案第54号までについて、提案理由を申し上げます。

まず、議案第47号から議案第53号までの各会計の令和4年度歳入歳出決算認定については、地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて、議会の認定に付するものでございます。

議案第47号 令和4年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額65億5,853万4,000円に対しまして、歳入は調定額67億3,681万2,108円、収入済額65億6,695万8,861円となり、調定額に対する収入率は97.5%でございます。

歳出につきましては、支出済額61億1,125万8,715円で、予算現額に対する執行率は94.7%であります。

歳入歳出差引残額は4億5,570万146円であります。このうち、繰越明許費繰越額3,472万6,000円を控除した実質収支額は4億2,097万9,146円となり、地方自治法第233条の2の規定により、翌年度の歳入に編入することとなっております。

収入の根幹をなす町税の収入率はわずかではございますが前年を上回る結果となりました。コロナ減免がなくなった影響で固定資産税の収入額が増え、社会経済活動の正常化が進み、観光客数もコロナ以前に戻りつつある状況下、入湯税の収入額は大幅に増加しております。当町では、引き続き町政運営における貴重な自主財源である町税の確保と、納税秩序の維持に努めるとともに、各種税務研修による専門的知識及び技能の習得を通じて、職員の資質向上を図り、適切かつ公平な賦課徴収事務の執行に努めてまいります。

続きまして、議案第48号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に

ついて決算概要を申し上げます。

予算現額18億6,462万8,000円に対しまして、歳入は調定額18億4,038万4,222円、収入済額17億9,645万9,285円となり、調定額に対する収入率は97.6%でございます。

歳出につきましては、支出済額17億8,658万8,681円で、執行率は95.8%であります。

歳入歳出差引残額は987万604円となっております。

次に、議案第49号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について決算概要を申し上げます。

予算現額2億1,122万2,000円に対しまして、歳入は調定額2億1,407万9,266円、収入済額2億1,074万166円となり、調定額に対する収入率は98.4%でございます。

歳出につきましては、支出済額2億1,031万9,966円で、執行率は99.6%であります。

歳入歳出差引残額は42万200円となっております。

次に、議案第50号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について決算概要を申し上げます。

予算現額13億7,635万7,000円に対しまして、歳入は調定額13億8,942万8,472円、収入済額13億7,866万8,372円となり、調定額に対する収入率は99.2%でございます。

歳出につきましては、支出済額13億3,014万7,965円で、執行率は96.6%であります。

歳入歳出差引残額は4,852万407円となっております。

次に、議案第51号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について決算概要を申し上げます。

予算現額64万5,000円に対しまして、歳入は調定額及び収入済額とも64万6,717円でございます。

歳出につきましては、支出済額59万5,000円で、執行率は92.2%であります。

歳入歳出差引残額は5万1,717円となっております。

次に、議案第52号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について決算概要を申し上げます。

予算現額762万9,000円に対しまして、歳入は調定額及び収入済額ともに761万3,548円でございます。

歳出につきましては、支出済額490万7,057円、執行率は64.3%であります。

歳入歳出差引残額は270万6,491円となっております。

次に、議案第53号 令和4年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆

町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について決算概要を申し上げます。

予算現額216万9,000円に対しまして、歳入は調定額及び収入済額ともに217万6,606円でございます。

歳出につきましては、支出済額209万8,502円、執行率は96.7%であります。

歳入歳出差引残額は7万8,104円となっております。

以上、議案第47号から議案第53号について、7会計の決算概要を申し上げます。

詳細につきましては、会計管理者より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。

議案第54号 令和4年度東伊豆町水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度東伊豆町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものであります。

決算概要を申し上げます。収益的収入の状況であります。コロナ禍の行動制限が緩和されたこともあり、交流人口など人の動きが回復傾向となり、使用水量が増加したため、水道事業収益のうち、営業収益が4億1,701万8,631円で、前年対比4.3%の増となりました。収益的支出につきましては、ロシア・ウクライナ情勢の影響を受け、電気料金が高騰したため、動力費が大幅に増加し、水道事業費用のうち、営業費用が4億273万6,288円で、前年対比7.3%増となりました。また、資本的支出につきましては、新規井戸整備工事や、新浄水場設計業務委託などを実施したことにより、決算額が2億9,597万1,587円で、前年対比14.7%の増となりました。

最後に、事業損益についてですが、不安定な社会情勢の下、物価や資源価格が高騰した影響を受け、純損失473万2,286円となりました。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 会計管理者に決算概要の説明を求めます。

会計管理者。

（会計課長兼会計管理者 正木三郎君登壇）

○会計課長兼会計管理者（正木三郎君） ただいま提案されました、議案第47号 令和4年度

東伊豆町一般会計歳入歳出決算から、議案第53号 令和4年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算まで順次御説明させていただきます。

なお、説明につきましては、お手元にお届けしてございます主要施策の成果説明書に詳細が記されておりますので、ここにおきましては決算書の款のみの朗読をもちまして御説明とさせていただきます。

各会計とも歳入につきましては、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に朗読させていただきますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

初めに、議案第47号 令和4年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

それでは、一般会計歳入歳出決算書の1ページ及び2ページをお開きください。

まず歳入でございますが、1款町税18億8,385万3,904円、6,841万4,850円、1億43万9,522円。

2款地方譲与税5,528万7,000円、ゼロ、ゼロ。

3款利子割交付金56万8,000円、ゼロ、ゼロ。

4款配当割交付金632万5,000円、ゼロ、ゼロ。

5款株式等譲渡所得割交付金641万2,000円、ゼロ、ゼロ。

6款法人事業税交付金2,202万2,000円、ゼロ、ゼロ。

7款地方消費税交付金2億9,644万4,000円、ゼロ、ゼロ。

8款ゴルフ場利用税交付金1,341万7,040円、ゼロ、ゼロ。

9款環境性能割交付金693万7,848円、ゼロ、ゼロ。

10款地方特例交付金413万2,000円、ゼロ、ゼロ。

11款地方交付税15億8,148万7,000円、ゼロ、ゼロ。

12款交通安全対策特別交付金105万2,000円、ゼロ、ゼロ。

13款分担金及び負担金1,571万420円、ゼロ、41万4,010円。

3ページ及び4ページをお開きください。

14款使用料及び手数料7,279万3,835円、8万8,876円、49万5,989円。

15款国庫支出金8億8,321万2,605円、ゼロ、ゼロ。

16款県支出金3億4,251万3,142円、ゼロ、ゼロ。

17款財産収入6,255万1,346円、ゼロ、ゼロ。

18款寄附金4億4,859万8,500円、ゼロ、ゼロ。

19款繰入金9,696万5,765円、ゼロ、ゼロ。

20款繰越金4億9,581万7,608円、ゼロ、ゼロ。

21款諸収入281万1,335円、ゼロ、ゼロ。

22款町債1億9,214円4,000円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額65億5,853万4,000円。調定額67億3,681万2,108円。収入済額65億6,695万8,861円。不納欠損額6,850万3,726円。収入未済額1億134万9,521円。予算現額と収入済額との比較842万4,861円でございます。

次に歳出でございます。5ページ及び6ページお開きください。

1款議会費6,094万2,324円、ゼロ、207万676円。

2款総務費16億3,362万2,635円、463万7,000円、1億789万8,365円。

3款民生費15億2,087万6,741円、ゼロ、1億2,208万6,259円。

4款衛生費7億1,312万1,074円、ゼロ、2,516万2,926円。

5款農林水産業費1億6,015万7,457円、236万5,000円、947万9,543円。

6款商工費3億2,281万3,597円、ゼロ、1,254万4,403円。

7款土木費2億9,537万20円、8,290万円、1,300万8,980円。

8款消防費3億9,867万7,474円、471万円、1,806万5,526円。

7ページ及び8ページをお開きください。

9款教育費4億3,425万3,507円、1,129万1,000円、1,714万8,493円。

10款災害復旧費582万608円、ゼロ、56万3,392円。

11款公債費5億6,560万3,278円、ゼロ、796万5,722円。

12款予備費ゼロ、ゼロ、537万8,000円。

歳出合計予算現額65億5,853万4,000円。支出済額61億1,125万8,715円。翌年度繰越額1億519万3,000円。不用額3億4,137万2,285円。予算現額と支出済額との比較4億4,727万5,285円となったような内容でございます。

歳入歳出差引残額4億5,570万146円、うち基金繰入額ゼロ円でございます。

続きまして171ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、各会計とも区分、金額の順に御説明申し上げます。

1、歳入総額65億6,695万9,000円。

- 2、歳出総額61億1,125万9,000円。
- 3、歳入歳出差引額 4億5,570万円。
- 4、翌年度へ繰り越すべき財源3,472万6,000円。
- 5、実質収支額 4億2,097万4,000円。
- 6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

次に、国民健康保険特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第48号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず歳入でございますが、1款国民健康保険税 3億570万4,316円、457万5,710円、3,931万6,206円。

2款使用料及び手数料19万3,700円、ゼロ、ゼロ。

3款国庫支出金ゼロ、ゼロ、ゼロ。

4款県支出金13億2,975万3,229円、ゼロ、ゼロ。

6款繰入金 1億2,929万6,751円、ゼロ、ゼロ。

7款繰越金2,215万8,137円、ゼロ、ゼロ。

8款諸収入935万3,152円、ゼロ、3万3,021円。

歳入合計予算現額18億6,462万8,000円。調定額18億4,038万4,222円。収入済額17億9,645万9,285円。不納欠損額457万5,710円。収入未済額3,934万9,227円。予算現額と収入済額との比較マイナス6,816万8,715円でございます。

次に歳出でございます。3ページ及び4ページをお開きください。

1款総務費869万8,605円、ゼロ、128万4,395円。

2款保険給付費12億9,024万7,997円、ゼロ、6,941万1,003円。

3款国民健康保険事業費納付金 4億3,112万7,512円、ゼロ、3,488円。

6款保健事業費2,939万7,622円、ゼロ、326万5,378円。

7款基金積立金1,549万円、ゼロ、ゼロ。

9款諸支出金1,162万6,945円、ゼロ、327万9,055円。

10款予備費ゼロ、ゼロ、79万6,000円。

歳出合計予算現額18億6,462万8,000円。支出済額17億8,658万8,681円。翌年度繰越額ゼロ円。不用額7,803万9,319円。予算現額と支出済額との比較7,803万9,319円でございます。

歳入歳出差引残額987万604円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、23ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額17億9,645万9,000円。

2、歳出総額17億8,658万9,000円。

3、歳入歳出差引額987万円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額987万円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金がゼロ円でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第49号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料1億6,039万7,900円、102万4,000円、231万5,100円。

2款使用料及び手数料4万2,900円、ゼロ、ゼロ。

3款繰入金4,931万3,366円、ゼロ、ゼロ。

4款諸収入45万9,500円、ゼロ、ゼロ。

5款繰越金52万6,500円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額2億1,122万2,000円。調定額2億1,407万9,266円。収入済額2億1,074万166円。不納欠損額102万4,000円。収入未済額231万5,100円。予算現額と収入済額の比較マイナス48万1,834円でございます。

次に歳出でございます。3ページ及び4ページをお開きください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金2億987万8,666円、ゼロ、77万2,334円。

2款諸支出金44万1,300円、ゼロ、12万9,700円。

歳出合計予算現額2億1,122万2,000円。支出済額2億1,031万9,966円。翌年度繰越額ゼロ円、不用額90万2,034円。予算現額と支出済額との比較90万2,034円でございます。

歳入歳出差引残額42万200円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、11ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額2億1,074万円。

2、歳出総額2億1,032万円。

- 3、歳入歳出差引額42万円。
- 4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。
- 5、実質収支額42万円。
- 6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

次に、介護保険特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第50号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

- まず歳入でございますが、1款保険料2億7,524万5,400円、286万4,200円、789万5,900円。
- 2款使用料及び手数料6万8,900円、ゼロ、ゼロ。
 - 3款国庫支出金3億3,215万3,293円、ゼロ、ゼロ。
 - 4款支払基金交付金3億3,963万8,293円、ゼロ、ゼロ。
 - 5款県支出金1億8,527万2,627円、ゼロ、ゼロ。
 - 6款財産収入ゼロ、ゼロ、ゼロ。
 - 7款繰入金2億824万7,000円、ゼロ、ゼロ。
 - 8款繰越金3,792万4,559円、ゼロ、ゼロ。
 - 9款諸収入11万8,300円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額13億7,635万7,000円。調定額13億8,942万8,472円。収入済額13億7,866万8,372円。不納欠損額286万4,200円。収入未済額789万5,900円。予算現額と収入済額との比較231万1,372円でございます。

次に歳出でございます。3ページ及び4ページをお開きください。

- 1款総務費1,481万4,235円、ゼロ、249万3,765円。
- 2款保険給付費12億2,491万2,770円、ゼロ、3,642万230円。
- 3款財政安定化基金拠出金ゼロ、ゼロ、1,000円。
- 4款基金積立金ゼロ、ゼロ、ゼロ。
- 5款地域支援事業費5,436万6,123円、ゼロ、612万1,877円。
- 6款諸支出金3,605万4,837円、ゼロ、17万2,163円。
- 7款予備費ゼロ、ゼロ、100万円。

歳出合計予算現額13億7,635万7,000円。支出済額13億3,014万7,965円。翌年度繰越額ゼロ円。不用額4,620万9,035円。予算現額と支出済額との比較4,620万9,035円でございます。

歳入歳出差引残額4,852万407円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、33ページお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額13億7,866万8,000円。

2、歳出総額13億3,014万8,000円。

3、歳入歳出差引額4,852万円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額4,852万円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

次に、稲取財産区特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第51号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款財産収入59万6,658円、ゼロ、ゼロ。

2款繰越金5万59円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額64万5,000円。調定額64万6,717円。収入済額64万6,717円。不納欠損額ゼロ円。収入未済額ゼロ円。予算現額と収入済額との比較1,717円でございます。

次に歳出でございます。3ページ及び4ページをお開きください。

1款管理会費29万4,000円、ゼロ、ゼロ。

2款諸支出金30万1,000円、ゼロ、ゼロ。

3款予備費ゼロ、ゼロ、5万円。

歳出合計予算現額64万5,000円。支出済額59万5,000円。翌年度繰越額ゼロ円。不用額5万円。予算現額と支出済額との比較5万円でございます。

歳入歳出差引残額5万1,717円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして9ページをお開きください。

実施収支に関する調書でございますが、1、歳入総額64万6,000円。

2、歳出総額59万5,000円。

3、歳入歳出差引残額5万1,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額5万1,000円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円ござい

ます。

次に、風力発電事業特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第52号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず歳入でございますが、1款繰越金270万6,491円、ゼロ、ゼロ。

2款諸収入490万7,057円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額762万9,000円。調定額761万3,548円。収入済額761万3,548円。不納欠損額ゼロ円。収入未済額ゼロ円。予算現額と収入済額との比較マイナス1万5,452円でございます。

次に歳出でございます。3ページ及び4ページをお開きください。

1款電気事業費490万7,057円、ゼロ、116万2,943円。

2款予備費ゼロ、ゼロ、155万9,000円。

歳出合計予算現額762万9,000円。支出済額490万7,057円。翌年度繰越額ゼロ円。不納額272万1,943円。予算現額と支出済額との比較272万1,943円でございます。

歳入歳出差引残額270万6,491円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして9ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額761万3,000円。

2、歳出総額490万7,000円。

3、歳入歳出差引額270万6,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額270万6,000円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

次に、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第53号 令和4年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず歳入でございますが、1款分担金及び負担金212万9,000円、ゼロ、ゼロ。

2款繰越金4万7,606円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額216万9,000円。調定額217万6,606円。収入済額217万6,606円。不納欠損

額ゼロ円。収入未済額ゼロ円。予算現額と収入済額の比較7,606円でございます。

次に、歳出でございます。3ページ及び4ページをお開きください。

1款総務費209万8,500円、ゼロ、7万498円。

歳出合計予算現額216万9,000円。支出済額209万8,502円。翌年度繰越額ゼロ円。不用額7万498円。予算現額と支出済額との比較7万498円でございます。

歳入歳出差引残額7万8,104円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして9ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額217万7,000円。

2、歳出総額209万9,000円。

3、歳入歳出差引額7万8,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額7万8,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

なお、別冊主要施策の成果説明書の181ページから191ページに、財産に関する調書の詳細が記されておりますので、御参照ください。

以上、簡単ではありますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 引き続き、水道課長より決算概要の説明を求めます。

水道課長。

（水道課長 鈴木貞雄君登壇）

○水道課長（鈴木貞雄君） 続きまして、議案第54号 令和4年度東伊豆町水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。

款項の区分による説明とさせていただきますので、よろしく御願いたします。

収益的収入及び支出ですが、収入の第1款水道事業収益は、予算額4億7,016万円に対し、決算額が4億8,007万2,206円で、予算額に比べ991万2,206円の増です。

第1項営業収益は、予算額4億738万4,000円に対し、決算額が4億1,701万8,631円で、予算額に比べ963万4,631円の増です。

第2項営業外収益は、予算額6,277万6,000円に対し、決算額が6,305万3,575円で、予算額

に比べ27万7,575円の増です。

次に支出ですが、第1款水道事業費用は、予算額5億6万4,000円に対し、決算額が4億6,708万5,052円で、不用額3,297万8,948円です。

第1項営業費用は、予算額4億2,268万7,000円に対し、決算額が4億273万6,288円で、不用額1,995万712円です。

第2項営業外費用は、予算額3,136万2,000円に対し、決算額が1,894万5,270円で、不用額1,241万6,730円です。

第3項特別損失は、予算額4,540万4,000円に対し、決算額が4,540万3,494円で、不用額506円です。

第4項予備費につきましては38万9,000円を充用し、不用額が61万1,000円となりました。

3ページ、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出ですが、収入の第1款資本的収入、第5項負担金は、予算額272万9,000円に対し、決算額が243万1,000円で、予算額に比べ29万8,000円の減です。

支出ですが、第1款資本的支出は、予算額3億5,262万8,000円に対し、決算額が2億9,597万1,587円で、不用額5,665万6,413円です。

第1項建設改良費は、予算額2億5,144万5,000円に対し、決算額が1億9,478万8,844円で、不用額5,665万6,156円です。建設改良費の内容ですが、4号・5号井戸施設整備工事など、16件の建設工事と新白田浄水場基本設計など、5件の業務委託を実施いたしました。

建設工事業務委託の概況につきましては、15ページから18ページに記載してございます。

第2項企業債償還金は、予算額1億118万3,000円に対し、決算額が1億118万2,743円で、不用額257円です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億9,354万587円は、当年度分損益勘定留保資金2億7,601万3,893円及び当年度分消費税資本的収支調整額1,752万6,694円で補填いたしました。

次の5ページ、6ページには、損益計算書を記載しております。

6ページを御覧ください。

事業損益についてですが当年度純損失が473万2,286円となりました。

次の7ページから9ページには、貸借対照表を記載し、10ページにはキャッシュフロー計算書、11ページ、12ページには、剰余金計算書を記載しております。

12ページを御覧ください。

未処分利益剰余金3億3,067万4,718円につきましては、剰余金処分計算書(案)のとおり、

翌年度へ繰越しとさせていただきます。

13ページ以降には事業報告書、付属資料、参考資料及び注記を添付しておりますので御確認ください。

以上、簡単ではございますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） ただいま決算概要の説明がございました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号 令和4年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第54号 令和4年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてまでの8件については、11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号から議案第54号までは11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元にお配りしてあります名簿のとおり指名したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしてあります名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま、決算審査特別委員会に付託しました議案47号から議案第54号までについては、会議規則第46条第1項の規定により、来る9月27日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけたいと思えます。

これに御異議ありませんか

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会において、9月27日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけることに決しました。

なお、委員会室として決算審査特別委員会は、大会議室を充ててあります。

お諮りします。特別委員会審査のため、9月12日から9月26日までの15日間を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 異議なしと認めます。

したがって、9月12日から9月26日までの12日間を休会とすることに決定しました。

ただいまから、決算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いします。

来る9月27日は、午前9時30分から本会議を開き、委員長の報告を求め、討論並びに採決を行います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 異議なしと認めます。

したがって、来る9月27日は、午前9時半から本会議を開き、委員長の報告を求め、討論並びに採決を行うことに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(笠井政明君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前10時17分

令和5年第3回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和5年9月27日（水）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第47号 令和4年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 議案第48号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第49号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第50号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第51号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第52号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第53号 令和4年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第54号 令和4年度東伊豆町水道事業会計決算認定について
- 日程第 9 陳情・要望書等の審査について
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員（11名）

1番	山田豪彦君	2番	鈴木伸和君
5番	笠井政明君	6番	稲葉義仁君
7番	栗原京子君	8番	西塚孝男君
10番	須佐衛君	11番	村木脩君
12番	内山慎一君	13番	定居利子君

14番 山田直志君

欠席議員（1名）

3番 楠山節雄君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木嘉久君
教育長	横山尋司君	総務課長	村木善幸君
企画調整課長	森田七徳君	健康づくり課長	山田義則君
健康づくり課参事	柴田美保子君	教育委員会事務局長	齋藤和也君
水道課長	鈴木貞雄君	水道課技監	桑原建美君
会計課長	正木三郎君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福岡俊裕君	書記	榊原大太君
--------	-------	----	-------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和5年東伊豆町議会第3回定例会第21日目は成立しましたので、開会します。

3番、楠山議員から欠席の届出がありましたので、御報告します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 議案第47号 令和4年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第2 議案第48号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第3 議案第49号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第4 議案第50号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 議案第51号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第6 議案第52号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第7 議案第53号 令和4年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第8 議案第54号 令和4年度東伊豆町水道事業会計決算認定について

○議長（笠井政明君） 日程第1 議案第47号 令和4年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第8 議案第54号 令和4年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてまで、以上8件を一括議題とします。

特別委員長の報告を求めます。

13番、定居議員。

（13番 定居利子君登壇）

○13番（定居利子君） 皆様、おはようございます。

それでは、朗読をもちまして審査の結果を報告いたします。

報告書を御覧ください。

令和5年9月27日。

東伊豆町議会議長、笠井政明様。

決算審査特別委員会委員長、定居利子。

決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の案件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、付託案件。

事件の番号、件名。

議案第47号 令和4年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算。

議案第48号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。

議案第49号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

議案第50号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算。

議案第51号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算。

議案第52号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算。

議案第53号 令和4年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算。

議案第54号 令和4年度東伊豆町水道事業会計決算。

2、審査の経過及び結果。

本委員会は、令和5年9月11日、12日、13日及び25日に委員会を開催し、付託された各議案について関係職員から詳細な説明を受け、慎重に審査を行った。その結果、令和4年度各会計決算は、議案第47号から議案第54号までの8議案については賛成多数で、次に述べる意見を付して原案を認定すべきものと決定した。

3、審査意見。

令和4年度決算審査の意見として、特に以下の8点について改善を図られたい。

(1) 土木、建築等、技術職員の慢性的な不足により、事業執行にひずみが生じている。人材育成や計画的な確保に努めるとともに、技術職員等の広域的な任用、県への派遣要請についても調査・研究されたい。

(2) 令和4年度、ごみ処理有料化を開始した。びん類の分別徹底や生ごみの堆肥化推進など様々な取組は進めているが、ごみ処理対策は町が行うだけでなく、町民が自ら取り組むものであることを鑑みれば、ごみ減量化、リサイクル等に関する基本方針の確立が必要である。

(3) 町観光協会補助金については、明確な事業の整理が図られておらず、経費の内訳が不明瞭である。効率・効果的な予算執行を図る観点からも事業の可視化に努められたい。

(4) 老朽化が進む唐沢污水处理場は、維持管理費が使用料収入を大幅に上回る状況である。また、町道、普通河川等の維持管理にも多額の事業費を要し、受益者負担の観点からも財源の確保に向け、使用料及び占用料の適正化に着手されたい。

(5) 介護保険特別会計において、フレイル予防対策事業、総合相談業務（地域包括支援センター）を担当する職員は、有資格者及び必要な研修、経験を積んだ専門職であるが、50歳を超える職員が多い。事業の継続と発展充実を図るため、保健師を始めとした専門的な職員の育成と事業に見合う職員の配置に努められたい。

(6) 稲取財産区が新たに土地賃貸借契約を締結した合同会社については、既に町の補助金等による支援を受けていることから、土地貸付料は、土地取引価格等を参考に算定した単価に基づいて、適正に行われるよう改善を図られたい。

(7) 耐用年数を超えた管路が総延長の約2分の1を占め、施設整備費55年を経た浄水場と老朽化した水道事業設備は多くの問題を抱えており、水道課職員は昼夜を問わず、緊張した労働環境に置かれている。今後、重要な事業が迫っており、当面は適切な人員配置を図る

とともに、水道事業に精通する人材の育成、採用等、特別な体制の整備・充実が求められる。

(8) 現在の水道事業会計では、今後、膨大な費用が見込まれる老朽管の改修や白田浄水場の更新に対応できない。加えて、町民や事業者などに事業費負担を求めることにも限界がある。人口が減少し、地域経済が縮小している中、水道事業の維持継続のため、公費負担の在り方を調査・研究されたい。

4、主な質疑の内容。

(1) 一般会計。

総務課。

問：ふるさと納税基金の活用にあたっては、子育て支援事業、インフルエンザ予防接種、新型コロナウイルス感染症対策等に充当されている。これらは寄附者の意向に沿って活用されるべきではないか。

答：議会からの指摘を受けて、令和5年度予算からは、町が新たに取り組む移住定住などの事業に活用するよう改めた。

問：ふるさと納税寄附金が大幅に増加した要因は。また、町の農産物には良いものがあるが、返礼品として新たな検討をしているか。

答：プロジェクトチーム等を発足させ、観光協会関係者とも連携し進めた。紙の感謝券及び旅館独自の宿泊補助券発行、自動販売機導入等もふるさと納税寄附金の増加につながった。一方、ニューサマーオレンジ、イセエビ等は伸び悩んだ。新しい視点を取り入れ、ニーズを的確に捉え、引き続き挑戦していきたい。

問：ストレスチェックの結果をどのように捉え、その傾向を把握しているか。また、保健師、技術職等の専門職が少ない。どのような採用方法を考えているか。

答：令和4年度は13人の職員が高ストレス判定となり、産業医との面談を勧めた。既に受診されている方が多い傾向がある。専門職の確保は毎年苦慮するところだが、ネットワークの情報も活用し、新卒に限らず採用したい。専門職の負担軽減を図るため、事務職の適正配置も考えていきたい。

企画調整課。

問：2次交通に関するシェアカーの実証事業の検証結果は。

答：町内者の利用が想定よりも多く、観光施設や病院への利用が見られた。現在は、伊豆急行が独自で稲取駅と熱川駅に各1台を配置しており、稲取駅では利用が多いことから、さらに1台の追加を検討している。

問：アウトドアワーケーションの実績と効果は。

答：けやき公園の認知度の向上と利活用の検証を目的に実施した。ワーケーションを取り入れ、首都圏からのモニターツアーを実施し、地元家族にはテント張り、たき火体験などを予約制で行った結果、土曜日46人、日曜日65人の参加があった。アウトドアのトップブランドを招いたが、想定していたほどの反響は得られなかった。一方、同公園のカフェは、オープンから1年で3,000人の利用があり、徐々に認知度が向上している。

問：交流定住促進事業を幾つか実施しているが、これまでの実績は。

答：相談件数、移住世帯及び移住人数は、令和元年度が58件、3世帯、5人であり、令和2年度が129件、7世帯、11人、令和3年度が135件、11世帯、13人、令和4年度が177件、10世帯、13人であった。

税務課。

問：不納欠損額の内容は。

答：5,947万4,700円のうち、大部分は破綻した事業所等約10件5,830万円であり、その他は所在不明の法人等である。

住民福祉課。

問：外国人の登録が増えている。国別、年齢別の状況は。

答：国籍では中国、ネパール、ベトナムの順に多く、年齢では20歳から40歳までの労働者世代が多い。

問：ファミリーサポートセンター事業の実施状況及び今後について。

答：令和4年度の実施実績は1件、依頼会員の新規登録が2件となっている。実績が増えない中でも会員の新規登録や問合せなどがあるため、継続して事業を実施していきたい。事業開始から数年が経過しているため、提供会員に対し再研修等を実施していきたい。

問：成果説明書にリサイクル率を記載すべきでは。また、最終処分場の残容量はどうなっているか。

答：令和5年度からリサイクル率を成果説明書に記載する。なお、最終処分場の残容量は、令和4年度末現在2万3,140立方メートルで、残り約22年埋め立てられる。

健康づくり課。

問：保健師は1名減となっているが、保健師の仕事量が多い中、現在の体制で運営できるのか。

答：令和4年6月末に1名が退職し、3月末まで1名減であった。減員の中で事業を行う

ため、会計年度任用職員がサポートしている。専門的な部分があるので、保健師の採用に努めるとともに、今後は委託やDXなど、総合的に考えたい。

問：フッ化物洗口事業の進捗状況及び産後ケア事業の利用がなかった件について。

答：令和4年9月にフッ化物洗口を再開し、各学校とは連携が取れており、対象も小学3年生まで拡大できている。産後ケアについては、他の市町を参考にして、内容を検討し、周知にも努めたい。

観光産業課。

問：町観光協会補助金について、成果説明書への内容の記載がされていない。内訳はどのようなになっているか。また、実績を踏まえ、補助金で支出することが適切か。

答：補助金額は3,858万3,000円で、事務局費2,204万3,859円、インバウンド等対策事業費751万862円、観光行事等共同宣伝事業費350万2,438円、情報発信強化事業費199万5,180円及び観光情報資料等事業費180万7,360円が主な内訳となる。監査委員からの指摘もあるので、補助金の支出について検討していきたい。

問：エージェント関連等誘客対策事業補助金についての内容は。また、同事業と観光プロモーション事業について、データ取得は行ったか。

答：エージェント関連等誘客対策事業補助金2,351万658円の内訳は、るるぶトラベル宿泊割クーポンほか900万8,230円、ゆこゆこ割クーポン500万円、じゃらん宿泊割引クーポンほか698万8,000円などとなる。データは、大手のエージェントなので年齢層に加え、内訳の人数や販売額が分かるので、単価について確認できる。観光協会はデータ分析事業も行っているため、今後活用する。

建設整備課。

問：唐沢汚水処理場維持管理事業について、前年度に比べて支出が増えているが、理由は。また、使用料の値上げは考えているのか。

答：ばっ気ブロワー及び循環ポンプを修繕しており、これにより前年度に比べ支出が多かった。光熱水費も電気料等の高騰により40万円ほど多くなった。使用料については、令和元年8月に値上げを行っている。

防災課。

問：非常備消防事務事業の実人員231人とあるが、昼間及び夜間に出動可能な消防団員数を把握しているか。また、自主防災会は。

答：ポンプ自動車が出動するためには5名程度が必要である。自主防災会は把握していな

いが、把握に努めたい。

問：非常備消防事務事業の中で、消防団の統合や災害での出動が多くなっている現状について、話し合う機会は持たれているか。また、訓練の内容は。

答：消防団の統合は、区との関係や対象年齢等の問題があり、継続課題である。訓練は消火訓練に加え、防災面も考慮し、ロープ結束講習などを行っている。

教育委員会事務局。

問：児童生徒問題行動対策委員会事業について、不登校及びいじめの具体的な人数が示されていない。実際検討すべき児童生徒の人数は。また、不登校の児童生徒の学力について、ケアは行っているのか。

答：令和4年度の不登校及びいじめの件数について、不登校は小学校3人及び中学校9人、いじめはカテゴリーごとに軽微なものを含めて、稲取小80件、熱川小44件の計124件及び稲取中6件、熱川中7件の計13件となっているが、重篤ないじめはなかったとの報告を受けている。不登校等の児童生徒について、スクールソーシャルワーカーなどが常に対象児童生徒と連絡を取り合い、サポートしている。放課後に登校し、授業を受けている子供もいる。

問：小学校及び中学校運営事業の会計年度任用職員報酬について、その内容は。

答：令和4年度は、稲取小4名、熱川小1名、稲取中1名及び熱川中1名の会計年度任用職員を配置した。落ち着きがない児童生徒や学習に遅れのある児童生徒に対し、町単独事業として学習支援員を配置している。特別支援学級ではなく、普通学級での支援となる。

(2) 国民健康保険特別会計。

問：特定健康診査等事業の特定保健指導について、動機づけ支援・積極的支援の実施率が減少している要因は。

答：担当保健師の退職により対応できる人数が減ったこと、減員を補うために予定した委託事業について、委託予定業者から急遽対応できないとの理由で断られたためである。

問：保健指導対象者のうち、Ⅲ度高血圧の方17人について、医療機関での受診を優先させたことにより、保健指導実施数に影響が出たのではないか。

答：Ⅲ度高血圧の方については、医療機関での受診を優先させ、保健指導の対象者からは除外し計上している。また、特定保健指導については、健診が終わって1年以内に初回面接を行い、積極的支援の方は年2回、動機づけ支援の方は年1回、面接や電話などで指導をする。途中で治療を要することになった場合や指導を断られた場合、実施回数が減って委託料に影響が出る。

(3) 後期高齢者医療特別会計。

問：療養費等の状況について、入院の費用額が前年度より減となった要因は。

答：入院のレセプト件数は、令和3年度が2,126件、令和4年度が1,976件であり、前年度に比べ150件減少していることが要因である。

(4) 介護保険特別会計。

問：総合相談業務について、相談件数の中に一人暮らしの方はどの程度いるか。また、相談の実人員は年々減っており、相談種別ごとの人数はそれぞれ増減している。漠然とした相談が増えているように感じており、他の部署との連携が重要になってくるのでは。

答：相談件数2,135件中1,205件となる。地域包括支援センターには、様々な相談が多岐にわたって寄せられ、相談者の不安解消などを図るため、幅広く事業を行っている。重層的な部分について、関連する部署が協力していければと考える。

問：地域支援事業費について、若がえり健康教室の参加者や開催回数が増えている。フレイル予防対策事業についても参加者や回数が増えているが、反応はいかがか。また、昨年度、フレイル予防は65歳程度からチェックを始めたほうがよいということだったが、見直しは行ったか。

答：若がえり健康教室の参加者や回数が増えた要因は、徐々にコロナ禍前の日常を取り戻してきたためであると思われる。参加者にはアンケートをお願いし、9割の方から好評を得ている。フレイルであった方が2回目の参加時に回復していたということもあり、内容は充実していると考えている。ただし、対象を65歳まで下げると、対象者が大幅に増え、現状では対応が困難であると考えている。

(5) 稲取財産区特別会計。

問：地域貢献であれば貸付料を減免するという事は理解できるが、単価計算に当たっては適正な価格を考える必要があるのでは。

答：貸付料の是非を決めるのは、稲取財産区特別委員会であるが、監査委員からも指摘を受けているので、考えてはいきたい。

(6) 風力発電事業特別会計。

問：町の風力発電事業の検証については。

答：撤去する事業主体で変わってくるが、ある程度の検証準備はしている。

(7) 幼児教育アドバイザー特別会計。

特になし。

(8) 水道事業会計。

問：令和4年度の純利益がマイナスになっており、監査委員から料金改定に向けて準備するよう指摘されているが。

答：決算内容は純損失になり、管路の更新も避けては通れない。料金改定は、現在の社会状況や経済状況を鑑み、難しい状況だが、必要と認識している。

問：職員数12名に対し、漏水等での出勤件数はどの程度か。また、技監1名及び技師1名で、稲取地区から大川地区までの浄水場を管理するのは大変だと思うが、現場の運営はどうか。

答：出勤は58件、修繕費も前年対比23.5%増となった。新浄水場建設、料金問題等の課題がある中、担当係は携帯電話で常に警報への対応に追われ、精神的にも高ストレス状態である。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより、議案第47号 令和4年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号 令和4年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第48号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第49号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第50号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第51号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第52号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第53号 令和4年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号 令和4年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。
次に、議案第54号 令和4年度東伊豆町水道事業会計決算認定についての討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号 令和4年度東伊豆町水道事業
会計決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり
認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎日程第9 陳情・要望書等の審査について

○議長（笠井政明君） 日程第9 陳情・要望書等の審査についてを議題とします。

審査を付託した総務経済常任委員長の報告を求めます。

12番、内山議員。

（12番 内山慎一君登壇）

○12番（内山慎一君） それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

令和5年9月27日。

東伊豆町議会議長、笠井政明様。

総務経済常任委員会委員長、内山慎一。

陳情・要望書等審査報告書。

本委員会に付託された陳情・要望書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則
第94条第1項の規定により報告します。

受付番号、345、付託年月日、令和5年6月14日、件名、白田源泉停止についての陳情書、
審査の結果、不採択であります。

次のページになります。

委員会の意見。

本委員会の審査過程において、当源泉は老朽化により大規模改修が必要となり、給湯を継続するためには2,500万円以上と見積られる多額の費用を要することが町より示された。また、同源泉に関する財務状況について、過去5年平均では支出が収入を上回っており、不健全な状態にあることを確認した。

令和2年8月1日付で締結された温泉使用契約書中、第2条に、特別な事情が生じたときには本契約期間中であっても契約解除できるものとする、第14条に、天災地変その他、甲の責に帰することを得ない事由により、源泉に支障が生じ、この復旧若しくは維持管理に多額の費用を要する場合は、本契約は当然に消滅するものとする、第15条に、甲の経済状況等により温泉施設を廃止する場合、本契約は当然に消滅するものとするがそれぞれ規定されている。

以上のことから、陳情内容にある同源泉の操業再開は甚だ困難であると言わざるを得ないのであり、本委員会として不採択とするものである。

一方、令和4年5月30日付で実施された「温泉利用アンケート」からわずか3か月後の令和4年8月24日には、同源泉の利用者に対し、令和5年3月31日をもって温泉の供給を停止することが伝えられており、合意形成が十分に図られたとは考え難い短期間の決定が、信頼を損ねる結果につながったものと推察される。

今後、問合せを受けた際には、民間による鉱泉地の有効活用を含め、利用者とのコンセンサスが得られるように丁寧な対応を求める。

以上です。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） ただいま総務経済常任委員長より報告のありました陳情・要望書等の審査について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、陳情・要望書等の審査についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の審査報告は不採択であります。この審査報告について、委員長の報

告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、陳情・要望書等の審査については、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。
-

◎日程第10 議員派遣について

- 議長（笠井政明君） 日程第10 議員派遣についてを議題とします。

議員派遣につきましては、現時点で期日等が確定している行事及び各常任委員会の行政視察計画などが対象となります。

お諮りします。お手元にお配りしましたとおり派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元にお配りしましたとおり、派遣することに決定しました。
-

◎日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

- 議長（笠井政明君） 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（笠井政明君） 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（笠井政明君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第3回東伊豆町議会定例会を閉会します。

長時間、御苦労さまでした。

閉会 午前10時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____